

松伏町地域防災計画

令和3年3月

松伏町防災会議

目 次

【 総 則 編 】

第1章 総 則	3
第1節 計画の目的	5
第2節 災害環境	8
第2章 防災体制	15
第1節 防災関係機関の業務大綱等	17
第2節 防災体制	27

【 震災対策編 】

第1章 震災予防計画	35
第1節 建築物・施設等の耐震性向上	37
第2節 防災都市づくり	40
第3節 地盤災害の予防	43
第4節 火災・危険物災害の予防	44
第5節 災害に強い地域づくり	46
第6節 防災教育	49
第7節 防災訓練	51
第8節 調査研究	53
第9節 防災活動拠点の整備	54
第10節 災害に備えた体制整備	56
第2章 震災応急対策計画	71
第1節 災害救助法の適用要請	73
第2節 災害情報の収集・伝達	76
第3節 広報広聴活動	81
第4節 応援の受入れ	83
第5節 消防活動	88
第6節 救急救助・医療救護	91
第7節 水防・土砂災害対策	94
第8節 避難	95
第9節 災害警備活動・交通対策	103
第10節 緊急輸送	106
第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給	108
第12節 帰宅困難者の支援	111
第13節 遺体の取扱い	113
第14節 環境衛生	115
第15節 公共施設等の応急対策	119
第16節 応急住宅対策	124
第17節 文教対策・保育対策	128
第18節 要配慮者等の安全確保対策	131
第3章 震災復旧復興計画	135

第1節 迅速な災害復旧	137
第2節 計画的な災害復興	140
第3節 生活再建等の支援	142
第4章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画	147
第1節 計画の位置づけ	149
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応措置	151

【風水害対策編】

第1章 災害予防計画	155
第1節 水害等予防対策	157
第2節 防災都市づくり	159
第3節 地盤災害の予防	160
第4節 火災・危険物災害の予防	160
第5節 災害に強い地域づくり	161
第6節 防災教育	162
第7節 防災訓練	163
第8節 調査研究	163
第9節 防災活動拠点の整備	164
第10節 災害に備えた体制整備	165
第2章 災害応急対策計画	167
第1節 災害救助法の適用要請	169
第2節 災害情報の収集・伝達	170
第3節 広報広聴活動	176
第4節 応援の受入れ	177
第5節 消防活動	177
第6節 救急救助・医療救護	178
第7節 水防・土砂災害対策	179
第8節 避難	180
第9節 災害警備活動・交通対策	185
第10節 緊急輸送	186
第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給	187
第12節 帰宅困難者の支援	188
第13節 遺体の取扱い	188
第14節 環境衛生	189
第15節 公共施設等の応急対策	190
第16節 応急住宅対策	191
第17節 文教対策・保育対策	192
第18節 要配慮者等の安全確保対策	193
第19節 竜巻災害対策	194
第20節 火山噴火災害対策	196
第21節 雪害対策	198

第3章 災害復旧復興計画	199
第1節 迅速な災害復旧	201
第2節 計画的な災害復興	202
第3節 生活再建等の支援	203

【 事故災害対策編 】

第1節 基本対策	207
第2節 大規模火災対策	209
第3節 危険物等災害対策	211
第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策	215
第5節 道路災害対策	222
第6節 航空機事故災害対策	224
第7節 ライフライン施設災害対策	225

【 複合災害対策編 】

第1節 基本対策	229
第2節 災害予防対策	230
第3節 災害応急対策	231

総 則 編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、松伏町の地域に係る防災に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 町、県、町域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊等応援要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

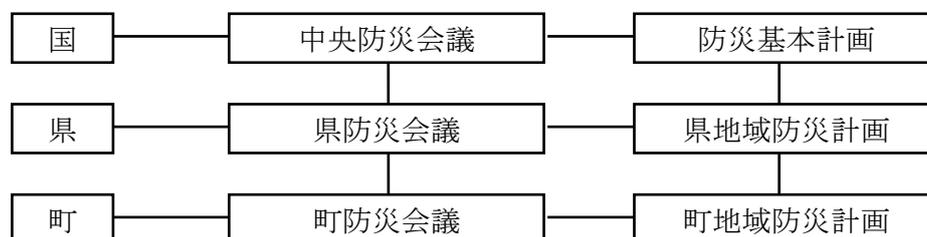
第2 計画の策定

1 地域防災計画の策定

町は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。

また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



2 防災会議

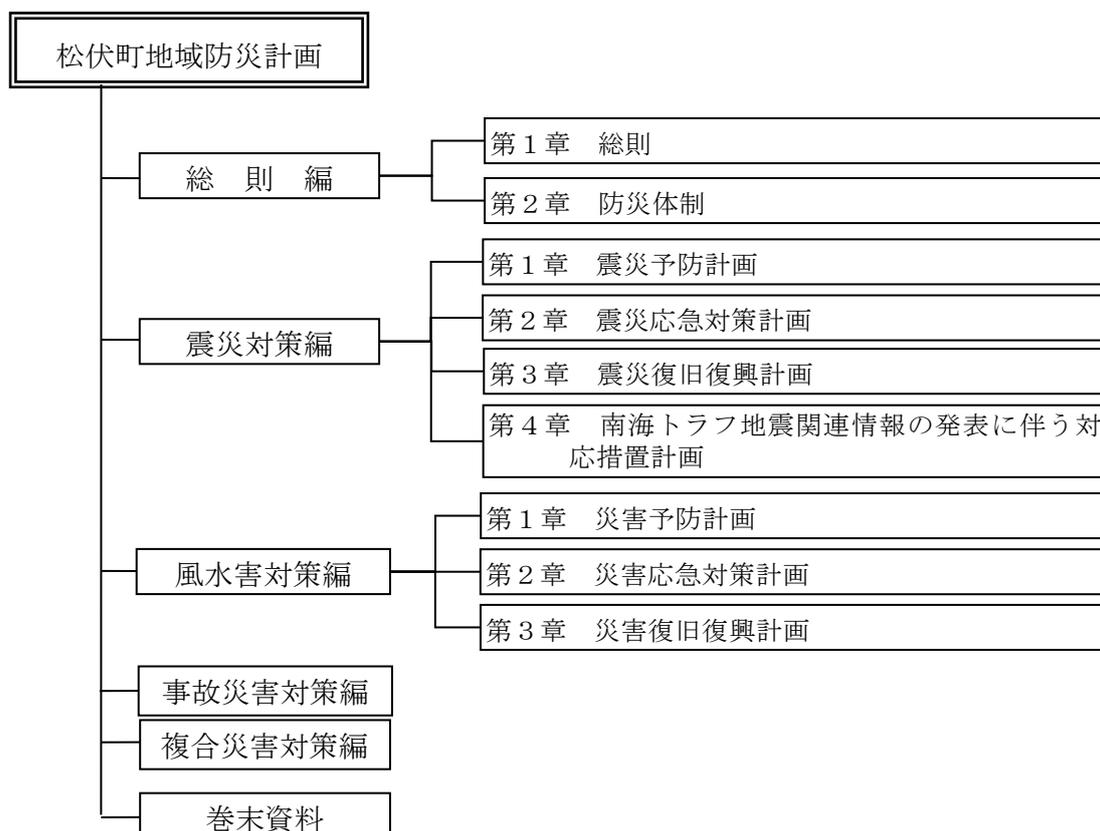
町防災会議の組織及び運営については、松伏町防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること

- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3 計画の構成

この計画は、総則編、震災対策編、風水害対策編、事故災害対策編、複合災害対策編、巻末資料で構成する。構成は、次のとおりである。



第4 計画の効果的な推進

1 自助・共助・公助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。

そのため、個人や家庭、自主防災組織・自治会等の地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていくことを防災の基本方針とする。

2 要配慮者への支援

災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者という。」）への支援が必要になる。

特に、避難に際しては、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する

もの（以下「避難行動要支援者」という。）に対しては、安否を確認し避難の手助けが必要となる。

そのため、要配慮者の安全を確保するため避難行動要支援者の名簿作成、地域による要配慮者の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等の要配慮者に留意した防災対策を推進する。

3 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や避難所運営等の現場における女性の参画を拡大する等、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する。

4 広域的な視点

県内市町村ほか、遠隔地の市町村との相互応援による連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

5 人的ネットワークの強化

町、県、防災関係機関、関係団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

6 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、町は、本計画に基づく各種マニュアルの作成や、防災訓練を通じて防災対策の周知を図る。

また、防災訓練や災害教訓による点検、検証を行い、常に防災力の向上を図るものとする。

町は、地域防災計画推進のための援助、指導の充実に最大限の努力をし、更に制度等の整備、改善等について検討し、実施する。

第2節 災害環境

第1 自然条件

1 位置及び面積

本町は、埼玉県の南東部に位置し、東西約4km、南北7.5km、総面積16.20km²の広さを有する。町の東は、江戸川を隔てて千葉県野田市、南は吉川市、西は古利根川を境に越谷市、北は春日部市と接している。都心からの距離はおよそ30kmである。

2 地勢

本町の地形は、北東部に下総台地の一部である標高約14mの築比地台地がある。その他の大部分は標高4～6mの低地で、西部の大落古利根川沿いにやや高い自然堤防が発達するが、その他の大部分は水が溜まりやすい後背湿地である。

気候は、気温が年平均16.0℃と比較的温暖で、降雨量は年間約1,300mm程度である。

第2 社会条件

1 人口・世帯数

本町の人口は、昭和40年代の高度経済成長期から、周辺都市や都心への通勤者に一戸建て住宅を供給するベッドタウンとして増え始め、昭和62年の外前野特定土地区画整理事業により一層増加した。その後も本町の人口はゆるやかに増加していたが平成24年以降は減少に転じ、令和2年4月1日現在の総人口は29,053人である。

人口の構成比をみると、令和元年4月1日現在、年少人口（14歳以下）は10.9%、生産年齢人口（15～64歳）は54.3%、老年人口（65歳以上）は34.7%である。

2 土地利用

地目別土地利用の状況は、次のとおりである。

地目別土地面積

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
1620.0	492.1	157.7	381.3	5.8	2.7	82.5	497.8

※資料：統計まつぶし（令和2年版）

（単位 ha）

3 交通

(1) 道路

町内の南北方向に主要地方道春日部松伏線、主要地方道葛飾吉川松伏線、東西方向に主要地方道野田岩槻線、主要地方道越谷野田線等が通っている。

(2) 鉄道・バス

町内には、鉄道がなく、最寄りの東武伊勢崎線、東武野田線、JR武蔵野線の各駅と本町とを民間事業者による路線バスが運行されている。

第3 災害の履歴

1 地震災害

本町周辺で発生した過去の地震災害は、次のとおりである。

地震災害の履歴

発生年月日	マグニチュード	町の推定震度	震源地域	被害記述
1894. 6. 20 (明治 27)	7. 0	V	東京湾北部	「(明治) 東京地震」東京・横浜等の東京湾沿岸で被害が大きかった。東京府で死者 24、負傷 157 人。家屋全半壊 90、家屋破損 4,922、煙突倒壊 376、煙突亀裂 453、地面の亀裂 316 箇所。 (埼玉県) 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅 350 間(約 630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7 (明治 27)	6. 7	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂ため池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、煉瓦製造所の煙突 3 本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1 (大正 12)	7. 9	V～VI	関東南部	「関東地震(関東大震災)」死者 99,331 名、負傷者 103,733 名、行方不明者 43,476 名、家屋全壊 128,266 軒、半壊 126,233 軒、焼失 447,128 軒、流失 868 軒。 (埼玉県) 死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒。 (松伏町) 全壊 20、半壊 33、死傷者 6 名
1924. 1. 15 (大正 13)	7. 3	IV	丹沢山塊	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋のうちには関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21 (昭和 6)	6. 9	IV～V	埼玉県中部	「西埼玉地震」(埼玉県) 死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1 (昭和 43)	6. 1	—	埼玉県中部	深さが 50km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 15、非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
1988. 9. 29 (昭和 63)	5. 0	—	埼玉県南部	—
1989. 2. 19 (平成元)	5. 6	—	茨城県南西部	熊谷で震度Ⅲ、負傷者 2 人、火災 2 件、塀、壁、屋根瓦、窓ガラス等破損。
2011. 3. 11 (平成 23)	9. 0	5 弱	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,883 名、行方不明 2,676 名、負傷者 6,144 名。 (埼玉県) 最大震度 6 弱(宮代町)、負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件 (松伏町) 震度 5 弱、一部破損 167 棟

※資料：埼玉県(2014)埼玉県地震被害想定調査報告書、宇佐実(1996)新編日本被害地震総覧 東京大学出版会、松伏町(2009)松伏町建築物耐震改修促進計画、気象庁震度データベース、総務省消防庁(2014)平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第 150 報)、地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)日本の地震活動等

2 風水害

(1) 水害

過去最も大きな被害をもたらした風水害は、昭和 22 年のカスリン台風である。この台風で大利根町の利根川堤防が決壊し、はん濫した水が 2 日後に本町に押し寄せた。町内の被害は、死者 1 名、流失家屋 1,341 戸(全戸数 1,533 戸)、浸水田畑 774 町に及んだ。

近年の大きな災害は、平成 3 年 9 月の台風 18 号による水害で、床上浸水 58 戸、床下浸水 169

戸、被災人口900人、田畑の浸水861haの被害が生じている。また、その後も、田中地区等で内水はん濫による床上・床下浸水、道路の冠水等の被害が発生している。

また、平成27年9月の台風18号による水害では、床上浸水88戸、床下浸水236戸、複数個所の通行止めや道路冠水等の被害が生じており、令和元年10月の台風19号では道路の冠水や住宅被害が数軒生じたほか、町内の約960軒で停電が発生している。

(2) 竜巻災害

近年、全国で竜巻による災害が発生している。本町では、平成25年9月2日午後2時頃発生した竜巻が大川戸地区、金杉地区、魚沼地区、築比地地区を3kmにわたり通過し、建物等に大きな被害をもたらした。町は、災害対策本部を設置し、避難所の開設、ブルーシートの配付、がれきの収集・運搬等の活動を実施した。

被害の状況

・人的被害 0件	
・建物被害 117件（全壊2件、大規模半壊4件、半壊6件、一部損壊105件）	
・倒木 4件	・車両転倒 1件
・停電 約500件	・通行止め 2件

(3) 雪害

平成26年2月14日から降った大雪により、県内の広範囲にわたり交通機関の不通、農作物の被害、山間部での孤立地区が発生した。

(4) 大規模事故

本町では、これまでに地域防災計画で対応する規模の大規模事故は発生していない。

第4 災害の想定

1 地震災害の想定

(1) 前提とする地震

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）では、県内に影響を及ぼす地震として、東京湾北部地震(M7.3)、茨城県南部地震(M7.3)、元禄型関東地震(M8.2)、関東平野北西縁断層帯地震(M8.1)、立川断層帯地震(M7.4)を想定している。

そのうち、本町に最大の被害が予測されている茨城県南部地震を地域防災計画（震災対策編）の前提とする。

茨城県南部地震の諸元

緯度	経度	長さ	幅	マグニチュード
北緯 35° 78′	東経 140° 4′	63.64km	31.82km	7.3

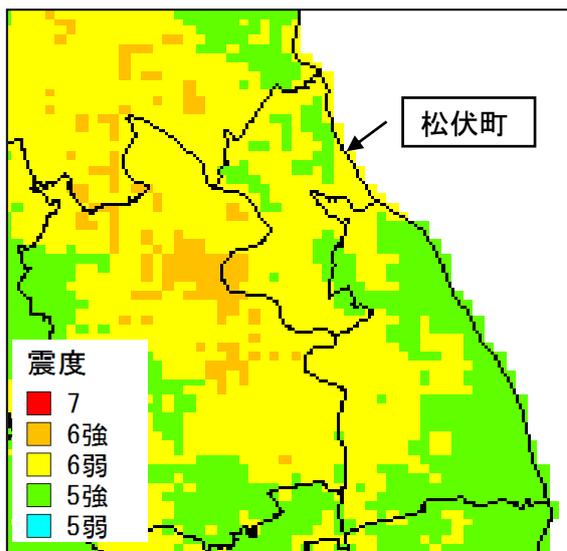


震源断層の分布（埼玉県地震被害想定調査報告書より）

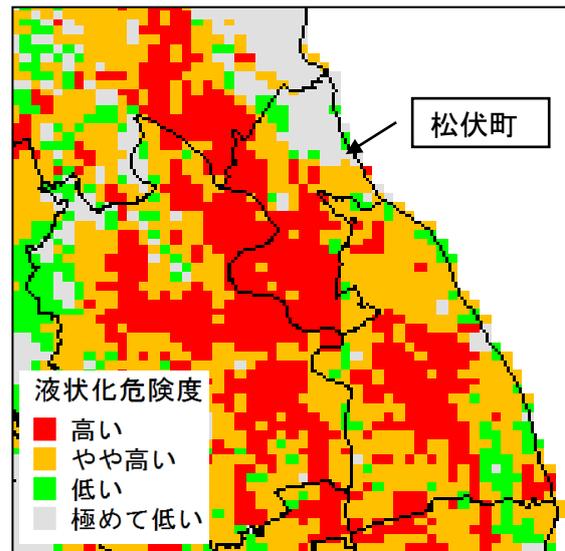
(2) 震度・液状化の予測

震度は、町のほとんどが震度6弱及び震度5と予測されたが、大落古利根川沿いの一部で震度6強が予測された。

液状化危険度は、低地で危険度が高い～やや高い、台地は極めて低いと予測された。



震度分布図



液状化危険度分布図

(3) 被害の予測

被害は、冬18時のケースが最大となった。

被害予測結果

発生条件		冬5時		夏12時		冬18時	
		風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s
建物 被害	全壊(棟)	259					
	半壊(棟)	754					
火災	全出火件数	0.1		0.3		0.9	
	焼失棟数(棟)	3	3	7	8	25	29
廃棄物(万トン)		6.1	6.1	6.1	6.2	6.5	6.5
電力	停電世帯数(直後)(世帯)	7,877					
	停電人口(直後)(人)	23,534					
	停電率(直後)(%)	75.54					
	停電世帯数(1日後)(世帯)	1,199	1,199	1,202	1,203	1,214	1,217
	停電人口(1日後)(人)	3,582	3,583	3,592	3,594	3,628	3,636
	停電率(1日後)(%)	11.50	11.50	11.53	11.54	11.65	11.67
都市 ガス	供給停止件数	1,970					
	供給停止率(%)	100.0					
水道	断水率(%)	27.1					
	断水世帯数(世帯)	2,822					
	断水人口(人)	8,431					
下水道	被害率(%)	33.0					
	機能支障人口(%)	6,628					
人的 被害	死者(人)	4	4	2	2	2	2
	負傷者(人)	65	65	36	36	40	40
	うち重傷者(人)	5	5	3	3	3	3
避難 者	1日後(人)	1,068	1,069	1,080	1,083	1,123	1,134
	1週間後(人)	1,612	1,613	1,623	1,626	1,666	1,676
	1ヶ月後(人)	1,181	1,182	1,193	1,196	1,236	1,246
県外への外出者のうち帰宅困難となる町民(人)※内閣府による帰宅困難率	平日			休日			
	12時		18時		12時		18時
	2,721		2,095		2,507		1,984
避難所避難者のうち要配慮者数(人)		118					
1日あたりし尿発生量(キロリットル)		1.8					

2 浸水の想定

本町では、大雨で堤防が決壊したり、水があふれたりする洪水について、国及び県が公表した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づき洪水ハザードマップ(2021)を作成している。

対象とした河川は、利根川、江戸川、荒川、中川、大落古利根川、元荒川及び新方川である。

(1) 利根川

利根川が氾濫した場合、築比地地区の大部分を除く範囲が浸水想定区域に含まれており、概ね 0.5m 以上の浸水深となっている。浸水深の大きい範囲は町域の南側と北側に分断されており、下赤岩地区、上赤岩地区、田島地区、金杉地区、大川戸地区及び魚沼地区では浸水深が 3.0m を超える範囲が広がっている。

浸水継続時間は浸水想定区域のほとんどで 24 時間(1日)以上となっており、中川沿い

で長い傾向があるほか、松伏地区の大落古利根川沿いでも一部で長い範囲がみられる。浸水継続時間がとくに長いのは両河川が合流する付近で、336 時間（2 週間）以上の範囲が広く分布している。

(2) 江戸川

江戸川が氾濫した場合、築比地地区の一部を除く町内のほぼ全域が浸水すると想定されている。とくに江戸川と中川に挟まれた範囲で浸水深が大きく、魚沼地区と金杉地区の大部分と下赤岩地区の中川左岸の多くで 3.0m を超える浸水が想定されている。浸水継続時間は中川沿いの範囲で長くなっており、概ね 72 時間（3 日間）を超える浸水が想定されている。とくに中川の右岸側で長い傾向があり、大川戸地区や上赤岩地区の中川沿いでは 168 時間（1 週間）を超える範囲が多く見られる。このほか、松伏地区の大落古利根川沿いでも一部で長い範囲がみられる。

(3) 荒川

荒川が氾濫した場合、中川の右岸沿いを中心に浸水が発生すると想定されている。大川戸地区、田島地区、ゆめみ野東地区及び上赤岩地区と下赤岩地区の中川沿いに想定浸水深が 0.5m 以上の範囲が広がっている。松伏地区は中川沿いのほかに大落古利根川沿いでも浸水が想定されており、大落古利根川側の浸水想定区域は、田中地区や上赤岩地区にも広がっている。一方、中川左岸の各地区では浸水は想定されていない。

浸水継続時間は、浸水想定区域の多くで 24 時間（1 日）以上となっており、中川と大落古利根川の合流部付近では 72 時間（3 日間）を超える地区が広がっている。

(4) 中川・大落古利根川

中川（国管理区間）が氾濫した場合、中川の右岸を中心に浸水が想定されているが、下流側の下赤岩地区では中川の両岸とも浸水すると想定されている。また、松葉地区、ゆめみ野地区、ゆめみ野東地区、田中地区及び松伏地区の大落古利根川沿いでも、一部に浸水範囲がみられる。これらの地区と上流側の大川戸地区では想定浸水深が概ね 0.5m 未満となっているが、その他の地区は 0.5m 以上となっている。

浸水継続時間は 72 時間（3 日）以上となっている範囲が多く、とくに中川と大落古利根川の合流部付近でその傾向が強いが、より上流側の田島地区の中川沿いを中心に、168 時間（1 週間）以上、浸水が継続する範囲もある。

中川（県管理区間）が氾濫した場合、中川沿いを中心に、築比地地区と大落古利根川沿いの一部を除くほぼ全域が浸水すると想定されている。浸水想定区域の多くで 0.5m 以上の浸水となっており、一部では 3.0m を超える範囲もある。この場合の浸水継続時間は概ね 72 時間（3 日間）以上となっている。

大落古利根川が氾濫した場合、中川の右岸沿いを中心に浸水が想定されており、大落古利根川沿いは、田中地区から松伏地区を中心に川沿いでの浸水がみられるものの、その他は一部を除いて川沿いでの浸水は発生しない想定となっている。これらの河川沿いを中心に 0.5m 以上の浸水となる範囲が多く、その周囲を 0.5m 未満の範囲が取り囲んでいる。浸水継続時間は概ね 72 時間（3 日）以上となっているが、大落古利根川沿いの浸水想定区域ではそれよりも短い範囲も多い。

(5) 元荒川

元荒川が氾濫した場合、松伏地区及び田中地区の大落古利根川沿いを中心とした範囲と、下赤岩地区から田島地区にかけての中川沿いを中心とした範囲で浸水が発生すると想定されている。両者はゆめみ野地区、ゆめみ野東地区及び松葉地区を取り囲むように分布し

ており、結果としてこれらの地区を除く町域南部の広い範囲が浸水想定区域となっている。ただし、中川の左岸側は浸水しないものとされている。

浸水想定時間は、大落古利根川沿いで24時間（1日）以上、中川沿いでは、河道近くでは12時間以上、それ以外では12時間未満となっている。

(6) 新方川

新方川が氾濫した場合の浸水想定区域は元荒川のそれと相似するが、範囲はそれよりも狭くなっている。とくに中川沿いでその傾向が強く、浸水想定区域の分布範囲は下赤岩地区と上赤岩地区に限られる。浸水継続時間は、大落古利根川沿いで72時間（3日）以上、中川沿いでは24時間（1日）以上の地区が多く見られる。

3 竜巻災害

平成25年9月2日に発生した局地的な竜巻災害を想定する。

4 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が作谷津及び風目の2箇所指定されており、ここでの崩落土砂による災害を想定する。

5 大規模事故

消防庁への直接即報基準に該当する大規模火災、危険物等による事故、道路等における大規模交通事故、放射性物質施設での事故等を想定する。

6 火山災害

富士山、浅間山等の噴火に伴う降灰による災害を想定する。

第2章 防災体制

第1節 防災関係機関の業務大綱等

第1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第2 消防

1 吉川松伏消防組合

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) 救急体制の充実にに関すること。
- (4) 消防計画に関すること。
- (5) 消防力の強化に関すること。
- (6) 危険物及び高圧ガスの防災対策に関すること。
- (7) 救急・救助に関すること。
- (8) 消火活動に関わる広域応援に関すること。
- (9) 市街地火災対策に関すること。
- (10) 建築物等の火災予防に関すること。

2 松伏町消防団

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) 避難誘導に関すること。

第3 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

1 県

1) 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2) 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

2 県警察本部（吉川警察署）

- (1) 情報の収集・伝達及び広報（警察活動に関連するもの。）に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の捜索、検視及び死体調査に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関する事。
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (4) 警察通信の確保及び統制に関する事。

2 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関する事。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関する事。
- (4) 国有財産の管理処分に関する事。

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- (2) 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

4 関東農政局

- (1) 災害予防対策
 - ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事。
- (2) 応急対策
 - ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。
 - イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。
 - ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - エ 営農技術指導、家畜の移動に関する事。
 - オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。
 - カ 応急用食料・物資の支援に関する事。
 - キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。
 - ク 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。
 - ケ 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 復旧対策
 - ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。
 - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事。

- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

8 関東運輸局 埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。

9 東京航空局東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

10 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること。
- (4) 緊急地震速報（警報）の利用の心得等の周知・広報に関すること。
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- (6) 災害発生時（発生が予想される時を含む。）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと。
- (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

11 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること。

(4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

1.2 埼玉労働局

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

1.3 関東地方整備局

管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防対策

- ア 災害（震災）対策の推進
- イ 危機管理体制の整備
- ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進
- エ 防災教育等の実施
- オ 防災訓練
- カ 再発防止対策の実施

(2) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
- イ 活動体制の確保
- ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
- エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- オ 災害時における応急工事等の実施
- カ 災害発生時における交通等の確保
- キ 緊急輸送
- ク 二次災害の防止対策
- ケ ライフライン施設の応急復旧
- コ 地方公共団体等への支援
- サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣
- シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣
- ス 被災者・被災事業者に対する措置

(3) 災害復旧・復興

- ア 災害復旧の実施
- イ 都市の復興
- ウ 被災事業者等への支援措置

第5 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- ウ 地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関すること。

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事。

第6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災害対策基本法第6条第1項)

1 東日本電信電話株式会社埼玉事業部・株式会社NTTドコモ埼玉支店

- (1) 電気通信設備の整備に関する事。
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

2 KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

- (1) 重要通信の確保に関する事。
- (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事。

3 日本郵便株式会社吉川郵便局

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。
- (2) 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事。

4 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く。)を行う事。
- (2) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集、配分に関する事。

5 日本放送協会(NHK)さいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関する事。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。

6 日本通運株式会社埼玉支店、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、福山通運株式会社、西濃運輸株式会社

- 災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事。

7 東京電力パワーグリッド株式会社川口支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災害対策基本法第6条第1項)

1 一般社団法人埼玉県トラック協会

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと。

2 土地改良区

- (1) 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。

3 江戸川水防事務組合

- (1) 水防施設資材の整備に関すること。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。

4 東彩ガス株式会社

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

5 株式会社テレビ埼玉・株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

6 一般社団法人埼玉県医師会・一般社団法人埼玉県歯科医師会・公益社団法人埼玉県看護協会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

7 一般社団法人埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

8 一般社団法人埼玉県LPガス協会

- (1) LPガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) LPガスの供給の確保に関すること。
- (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。
- (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災害対策基本法第7条第1項）

1 越谷・松伏水道企業団

- (1) 災害時における飲料水の確保に関すること。
- (2) 災害時における被災上水道施設の調査及び復旧に関すること。

2 松伏町社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

3 さいかつ農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

4 生活協同組合

- (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。
- (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。

5 松伏町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- (4) BCP（事業継続計画）及びBCM（事業継続管理）の普及についての協力に関すること。
- (5) 建設資機材の提供に関すること。

6 一般社団法人吉川松伏医師会・松伏町歯科医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

7 一般社団法人埼玉県薬剤師会

- (1) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
- (2) 医薬品の調達、供給に関すること。
- (3) 各機関と薬剤師との連絡活動に関すること。

8 病院経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

9 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護に関すること。

10 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

11 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時における教育対策に関すること。
- (3) 被災施設の災害復旧に関すること。
- (4) 災害時における避難所の開設の協力に関すること。

12 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 危険物等の安全措置に関すること。
- (3) 従業員、入所者等の安全確保に関すること。

第9 町民

- (1) 普段から災害に対する知識を深め、災害時の行動力の向上に努めること。
- (2) 災害備蓄等、災害への備えをすること。
- (3) 災害時に自らの生命、身体及び財産を守るとともに、地域の中で応急対策に協力すること。

第10 自主防災組織

- (1) 防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行うこと。
- (2) 防災用資機材の整備を行うこと。
- (3) 避難者の誘導及び救出救護を行うこと。
- (4) 被災者に対する避難所の運營業務等災害対策業務全般に協力すること。
- (5) 要配慮者への支援を行うこと。

第11 事業所

- (1) 災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて従業員の災害時の行動力の向上に努めること。
- (2) 災害の予防及び被害の軽減を図るため、災害防止設備の整備、危険物の管理徹底及び防災体制を整備するとともに、備蓄等を行い災害に備えること。
- (3) 従業員等の生命、身体を守るとともに、地域住民等と協力して避難活動等の応急対策に協力すること。
- (4) BCP(事業継続計画)の作成、更新により、一時も早く業務を再開できるよう努めること。

第2節 防災体制

第1 配備体制

1 地震災害の活動体制

地震災害の災害対策活動体制の基準は、次のとおりとする。

地震災害の活動体制の基準

体制	地震	内容・配備
警戒体制	1) 松伏町に 震度4 の地震が発生したとき 2) その他町長が必要と認めたとき	比較的軽微な災害で災害対策本部を設置する必要のない場合の活動体制であって、直ちに非常体制に切り換えられる体制
非常体制	1号体制 1) 松伏町に 震度5弱・5強 の地震が発生したとき【自動配備】 2) その他町長が必要と認めたとき	相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制
	2号体制 1) 松伏町に 震度6弱以上 の地震が発生したとき【自動配備】 2) その他町長が必要と認めたとき	大規模な災害が発生し、応急対策に即応できるように、組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 風水害等の活動体制

風水害等の災害対策活動体制の基準は、次のとおりとする。

風水害等の活動体制の基準

体制	基準	内容・配備
警戒体制	1) 気象警報が発表され、かつ必要があると認められるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 2) 竜巻注意情報が発表されたとき 3) 江戸川（西関宿、野田）、中川（牛島・吉川）、大落古利根川（杉戸）の水位が水防団待機水位に達したとき 4) その他町長が必要と認めたとき	比較的軽微な災害で災害対策本部を設置する必要のない場合の活動体制であって、直ちに非常体制に切り換えられる体制
非常体制	1号体制 1) 警戒レベル3相当の情報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となったとき 2) 町域で内水はん濫等の局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき 3) その他町長が必要と認めたとき	相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制
	2号体制 1) 警戒レベル4相当以上の情報が発表され、避難勧告等の発令が必要となったとき 2) 町全域に甚大な被害が発生すると予想される時 3) その他町長が必要と認めたとき	大規模な災害が発生し、応急対策に即応できるように、組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

※警戒レベルと避難勧告等の発令基準については、風水害対策編 第2章「第8節 避難」を参照。

3 体制の決定

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害対策本部員会議を開催し、体制を検討する。その検討に基づき町長が体制を決定する。

なお、町長が不在の場合は、副町長が代理する。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

町長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準

- | |
|---|
| <p>① 町の地域に災害が発生し、又は拡大し、若しくは発生するおそれがあると認めるとき</p> <p>② 町の地域において、非常災害又は激甚な災害が発生したとき</p> <p>③ 町に災害救助法を適用する災害が発生したとき</p> <p>④ その他町長が特に必要と認めたとき</p> |
|---|

2 災害対策本部の運営

(1) 本部の設置場所

災害対策本部は、松伏町役場に本部室を開設する。役場が使用できない場合は、松伏消防署に設置する。

利根川のはん濫等により広域避難を行った場合は、避難者受入れ先の市町村と設置場所を協議する。

(2) 本部設置の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、庶務班は、電話その他適当な方法により防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

(3) 本部の指揮

本部の設置及び指揮は、本部長（町長）の権限により行われるが、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1位：副町長、第2位：教育長、第3位 総務課長

(4) 本部会議

本部長、副本部長、本部員をもって構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針、その他重要事項を審議する。

(5) 各担当班

各担当班は本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務にあたる。

また、各班において収集した情報及び各班が実施している災害対策業務の情報について、適宜、速やかに庶務班へ報告することとする。

庶務班は、各班から報告された情報を取りまとめ、適宜各班へ伝達し、情報の共有化を図るものとする。

(6) 関係機関連絡室の設置

本部に關係機関連絡室を設置し、自衛隊の応援派遣部隊、消防署、警察署等の関係機関

や国、県等からの派遣者との調整にあたる。

3 現地災害対策本部

本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害本部長を指名する。

また、必要な職員を派遣する。

4 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部を廃止したときは、設置時と同様の機関に通知する。

第3 災害警戒体制

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒体制をとる。

組織及び所掌事務は、災害対策本部に準ずる。

第4 職員の動員配備

1 動員の方法

地震の場合は、震度に応じた自動配備とする。自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わずに職員は、震度情報等により、自ら所定の部署に参集する。

その他の災害の場合、人事班は、庁内放送及びあらかじめ定められた連絡網を通じて電話連絡等により動員を連絡する。

職員配備に当たっては、災害が長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ決めておくものとする。

本部長の配備決定による場合、人事班は、次のように配備指令を伝達する。

(1) 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

(2) 勤務時間外

あらかじめ定められた連絡網を通じて電話等により連絡を行う。

2 動員場所

動員場所は、原則として通常の勤務場所とする。避難所指定職員は、定められた避難所に直行する。

3 動員報告

各班は、人事班に職員の動員状況を報告する。

第5 被災者対策の継続

災害対策本部の廃止後において、引き続き被災者対策を実施する必要がある場合は、災害対策本部の組織及び事務分掌に基づいて、それぞれの課が担当する業務を継続して行うものとする。

災害対策本部の組織及び所掌事務

部	班	課・室	所掌事務
総務部	庶務班	総務課 企画財政課	1 災害対策本部の設置・廃止及び本部の運営に関すること 2 防災会議に関すること 3 自衛隊の災害派遣要請及び連絡調整に関すること 4 防災関係機関、団体等への応援要請及び連絡調整に関すること 5 情報の収集・報告に関すること 6 避難情報の発令に関すること 7 避難所開設の決定に関すること 8 災害救助法の適用申請事務に関すること 9 庁舎の点検、応急措置に関すること 10 無線通信広報及び情報に関すること 11 給水に関すること 12 部内の連絡調整に関すること
	秘書広報班	総務課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること 3 報道機関への対応に関すること
	人事班	総務課	1 職員の動員に関すること 2 奉仕団体及び労務者の動員に関すること 3 職員の公務災害に関すること 4 職員の諸手当に関すること 5 職員の食料、その他の給与に関すること 6 職員の安否確認に関すること 7 応援派遣者に関すること
	消防班	総務課	1 消防団の動員に関すること 2 災害の防御活動に関すること 3 被害状況の調査に関すること 4 人命の救助に関すること 5 水防に関すること 6 災害の予防・拡大の防止に関すること
	財務会計班	企画財政課 会計室	1 災害関係予算に関すること 2 災害関係経費の出納に関すること 3 外国人への対応に関すること 4 交通機関との連絡調整に関すること 5 帰宅困難者（町内残留者）の把握に関すること
	調査班	税務課	1 住家被害調査に関すること 2 罹災証明書等発行に関すること
	総務協力班	議会事務局	1 議会及び議会災害対策支援本部の対応・連絡調整・状況報告に関すること

部	班	課・室	所掌事務
救助部	衛生班	いきいき 福祉課 すこやか 子育て課 環境経済課	1 災害地の防疫に関する事 2 食品衛生対策に関する事 3 被災地のし尿、ごみ処理に関する事 4 災害廃棄物の収集、処理に関する事 5 死亡獣畜の処理、ペット等の動物対策に関する事 6 環境汚染等の監視、応急対策に関する事 7 遺体の収容、埋火葬に関する事 8 被災者の医療、助産に関する事 9 ボランティアに関する関係団体との調整に関する事
	収容班	住民ほけん課 いきいき 福祉課	1 避難所の維持管理に関する事 2 災害弔慰金、見舞金等に関する事 3 義援金、寄附金の受付保管に関する事 4 被災者生活再建支援に関する事 5 被災者の相談全般に関する事 6 支援物資等の対応・受入れに関する事（ボランティア関係）
		いきいき 福祉課	1 救護物資等の受付に関する事（日赤関係） 2 日本赤十字社との調整に関する事 3 松伏町赤十字奉仕団との連携に関する事
	避難誘導班	住民ほけん課 いきいき 福祉課 すこやか 子育て課	1 避難者の誘導に関する事 2 要配慮者の対応に関する事 3 福祉避難所の設置、運営に関する事 4 利用児童の安全確保、応急保育に関する事 5 他班の応援に関する事 6 部内の連絡調整に関する事
建設経済部	輸送班	環境経済課	1 物資機材の輸送に関する事 2 道路交通の確保に関する事 3 車両、燃料の確保、緊急通行車両に関する事
	土木班	まちづくり 整備課	1 道路、橋梁、河川、公共下水道施設等の応急修理及び復旧並びに被害状況報告に関する事 2 水防活動に関する事 3 土砂災害の警戒に関する事 4 障害物除去に関する事 5 部内の連絡調整に関する事
	都市計画班	新市街地 整備課	1 公園施設等の復旧及び被害調査並びに報告に関する事 2 ヘリコプター離着陸場の開設、運営支援に関する事 3 応急仮設住宅の建築等に関する事 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事 5 被災宅地の危険度判定に関する事 6 町有建築物の防護、復旧及び被害状況報告に関する事
	農務班	環境経済課	1 農畜産関係資材及び飼料等のあっせん及び供給に関する事 2 農畜産関係の応急救助に関する事 3 農業関係の被害状況の調査及び報告に関する事
	物資調達班	環境経済課	1 主要食料及び応急物資の調達支給に関する事 2 救援物資の受付及び保管に関する事 3 商工関係の被害状況の調査及び応急復旧に関する事

部	班	課・室	所掌事務
教育部	庶務班 (教)	教育総務課 教育文化 振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡及び指令の伝達に関する事 2 災害見舞金品等に関する事 3 教材、学用品等の調達及び配給に関する事 4 応急教育実施の予定場所に関する事 5 教育施設の応急措置及び災害復旧に関する事 6 収容施設の便宜供与に関する事 7 ヘリコプター離着陸場の開設、運営支援に関する事 8 部内の連絡調整に関する事
	学校教育班	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災児童、生徒に関する事 2 児童・生徒等の安全確保に関する事 3 応急教育の方法及び指導に関する事 4 教材、学用品に関する事 5 災害地学校の保健指導に関する事 6 災害時における学校給食に関する事
	社会教育班	教育文化 振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係民間諸団体の協力に関する事 2 文化財の保護に関する事 3 災害時における社会教育施設利用者の安全確保に関する事 4 施設の利用に関する支援に関する事 5 社会教育施設の応急措置及び災害復旧に関する事

震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 建築物・施設等の耐震性向上

項目	担当
第1 建築物等	新市街地整備課、総務課
第2 ライフライン施設	総務課、まちづくり整備課、県、東京電力パワーグリッド株式会社、東彩ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、越谷・松伏水道企業団
第3 道路施設	まちづくり整備課、越谷県土整備事務所
第4 河川	総合治水事務所、江戸川河川事務所

第1 建築物等

1 公共建築物の耐震化

新市街地整備課は、「松伏町建築物耐震改修促進計画」（平成29年2月）に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物等について耐震診断を行い、耐震化率（平成28年度末）は100%となっている。今後は、過去に耐震診断を行った建築物等についても、経年により耐震性能が低下するため、必要に応じて診断を実施する。

2 一般建築物の耐震化

(1) 耐震改修の促進

新市街地整備課は、「松伏町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化率を用途別に95%又は100%を目標として、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する助成及び広告活動による啓発を行う。

① 耐震診断への助成

「松伏町既存建築物耐震診断補助金交付要綱」に基づき、対象とする木造一戸建て住宅の耐震診断に対して補助金を交付するとともに、無料簡易耐震診断を実施する。

② 耐震改修への助成

「松伏町既存建築物耐震改修補助金交付要綱」に基づき、対象とする木造一戸建て住宅の耐震改修に対して補助金を交付する。

また、補助事業による支援や、耐震サポーター登録制度、金融機関による融資支援を実施する。さらに県が取り組む民間建築物の耐震化の支援と連携し、耐震化の促進に努める。

(2) 耐震化の周知

総務課は、地震ハザードマップをホームページ等で町民に周知する。

新市街地整備課は、耐震診断等の相談窓口を設置し、助成制度、自己診断方法等の情報を提供する。

(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

県は、要緊急安全確認大規模建築物（病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもの）及び要安全確認計画記載建築物（県が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物等）について、耐震改修の補助事業を実施するとともに、耐震診断の実施とその報告を指導する。

3 室内・建物付帯設備等の安全対策

(1) 窓ガラスの落下防止

新市街地整備課は、県が行う落下防止対策に協力し、建築物の所有者、管理者に対し、落下防止の普及・啓発を行う。

(2) 室内の安全対策

総務課は、家具の転倒等の被害から生命等を守るため、「家具転倒防止器具購入費等補助」の制度に基づき、高齢者や障がい者等の対象世帯に対し、家具転倒防止器具の購入費等への補助金支給又は無償の器具の取り付けを実施する。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

新市街地整備課は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の対策を推進する。

- ① ブロック塀の実態調査
- ② ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発
- ③ 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

(4) 自動販売機の倒壊防止対策

新市街地整備課は、県及び関係団体と連携し、自動販売機の転倒を防止するため、自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発、緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握を推進する。

(5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

総務課及び新市街地整備課は、県と連携して、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

4 空家等の実態把握

新市街地整備課は、空家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

第2 ライフライン施設

1 電気・ガス・通信施設

(1) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震に対して設備ごとに十分科学的な解析をおこなうとともに、地震被害想定結果などを参考とし、更に従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

(2) ガス施設

東彩ガス株式会社は、ガス導管の地震による被害を軽減するため、中低圧ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震化を図り、経年ガス導管については、計画的に取替えを実施する。

(3) 通信施設

東日本電信電話株式会社は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

また、災害用伝言ダイヤル 171 等のためのサービスの周知に努める。

なお、重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。

2 上水道施設

越谷・松伏水道企業団は、浄・配水場施設の耐震強化を図るとともに、各地域の地盤の状況等も考慮しながら、老朽化した導・配水管を耐震性を有する管へと布設替えすることなどによって管路の耐震化を推進する。

3 下水道施設

まちづくり整備課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、ポンプ場や管路等影響が特に大きいと考えられる施設や、緊急輸送道路下の管きよの耐震化を推進する。

第3 道路施設

まちづくり整備課及び越谷県土整備事務所は、老朽化した橋梁の橋脚補強や落橋防止対策を行い耐震性の向上を図る。

第4 河川

総合治水事務所及び江戸川河川事務所は、水害発生を未然に防ぐために、河道改修及びしゅんせつ等を実施する。

第2節 防災都市づくり

項目	担当
第1 防災都市づくりの基本	まちづくり整備課、新市街地整備課、県
第2 市街地の整備等	まちづくり整備課、新市街地整備課
第3 不燃化等の促進	新市街地整備課、県
第4 オープンスペース等の確保	総務課、環境経済課、新市街地整備課

第1 防災都市づくりの基本

1 取組方針

まちづくり整備課及び新市街地整備課は、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」を策定する等、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、災害に強い都市づくりを推進する。

(1) 都市における震災の予防に関する基本的な方針

① 基本的な考え方

被害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

② 基本的方針

ア 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

イ 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道等の延焼遮断帯や公園・広場等の避難地等を確保する。

ウ 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備等を行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

エ 県と町の役割分担による震災予防対策の推進

町は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。県は連携、協力及び必要な支援を行う。

(2) まちの災害危険度データ整備

県と町は、防災都市づくりを効率的に進めるとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、災害に関する基礎的データを整備する。

また、防災都市づくりを住民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建物立地状況等を総合的に勘案して、町レベル、地区レベルでの災害危険度を明らかにして、その公表に努めるものとする。

2 土地利用の適正化

新市街地整備課は、防災都市づくりの基本である住民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、各種指定地域の見直しを行う。

第2 市街地の整備等

1 土地区画整理事業

新市街地整備課は、土地区画整理事業による一体的な面整備により、適正な住宅利用や公共施設の整備改善とともに、まちの防災、生活環境の改善等に配慮した住環境の整備を行う。

2 地区計画、建築協定の活用

新市街地整備課は、住民の合意にもとづいて地区レベルのまちづくりを推進するために、地区計画、建築協定によってまちづくりを推進する。

3 道路の整備

まちづくり整備課は、密集した集落等の狭い生活道路の拡幅等の整備を行う。
また、火災延焼遮断帯及び避難路等としての機能を併せ持つ幹線道路を計画的に整備する。

第3 不燃化等の促進

1 防火地域又は準防火地域の指定

新市街地整備課は、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、火災に強い市街地の形成を促進する。

2 屋根不燃化区域の指定

県は、防火地域又は準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定する。

3 建築物の防火の推進

県及び新市街地整備課は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

第4 オープンスペース等の確保

1 公園の整備

公園は、都市景観やレクリエーション空間だけでなく、避難場所等の防災拠点や延焼防止機能を有している。総務課及び新市街地整備課は、既存の公園を含めて防火水槽、耐震性貯水槽、放送機能等の防災機能をもつ場として整備する。

2 緑地の保全と緑のネットワークの充実

緑地は、延焼火災の拡大を遮断する機能、降雨に対する保水機能により水害や土砂災害を防止する機能をもつ。新市街地整備課は、屋敷林・河川沿いの緑地の保全、道路緑化・公共施設の緑化等を図り、緑のネットワークの形成に努める。

3 農地の保全

農地は、雨水の貯留効果や洪水の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

環境経済課は、市街化調整区域における無秩序な市街化の抑制と、自然環境としての機能を保つためにその保全に努める。

第3節 地盤災害の予防

項目	担当
第1 軟弱地盤地域の安全対策	総務課、新市街地整備課、県
第2 宅地等の安全対策	総務課、まちづくり整備課、新市街地整備課、県

第1 軟弱地盤地域の安全対策

1 液状化対策

総務課及び新市街地整備課は、軟弱地盤地域について、防災アセスメントをはじめとする調査研究の結果を地震ハザードマップを活用して周知する。

また、建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法等の普及及び啓発を行う。

2 地盤沈下対策

県は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制する。

第2 宅地等の安全対策

1 安全対策

(1) 開発規制等

新市街地整備課は、県と連携して、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて、造成地に発生する災害を防止する。

(2) 安全対策の推進

まちづくり整備課及び新市街地整備課は、土砂災害警戒区域について、有害行為の規制、急傾斜地崩壊防止工事等が行われるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定、一定の開発行為や建築物の構造等の規制及び建築物の移転勧告等に協力する。

2 避難対策

総務課、まちづくり整備課及び新市街地整備課は、土砂災害警戒区域を防災マップ等への掲載等により住民に公表し、危険性を周知するほか、土砂災害関連情報の伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項等を住民に周知する。

また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、利用者の円滑な避難を確保するための計画（避難確保計画）の作成及び町への報告並びに防災訓練を実施する。

第4節 火災・危険物災害の予防

項 目	担 当
第1 出火防止	吉川松伏消防組合
第2 初期消火体制の充実	総務課、吉川松伏消防組合
第3 危険物施設の安全化	吉川松伏消防組合、県

第1 出火防止

吉川松伏消防組合は、次の出火防止対策を行う。

1 一般火気器具からの出火防止

(1) ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には火を消すこと、器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を推進する。

また、安全装置機能の付いたガス器具の普及に努める。

(2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。

また、石油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

(3) 通電火災の防止のため、過熱防止機能等の普及を図るとともに、避難する場合はブレーカーを落とすこと等の普及啓発を図る。

(4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 危険物等からの出火防止

混合混融による出火の危険のある危険物等は、分離して保管する等、適切な管理を指導する。

また、自然発火性の危険物等は、火気器具等から離れた場所に保管し、危険物等の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図ることを指導する。

3 事業者等に対する指導

(1) 防火対象物の防火管理体制の確立

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進に努める。

(2) 予防査察の強化指導

消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災を防止するため、防火対象物定期点検報告制度に基づく防火・防災優良認定証及び防火・防災基準点検済証に基づく表示を推進する。

(4) 火災予防の啓発

毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防の啓発活動を実施する。

第2 初期消火体制の充実

吉川松伏消防組合及び総務課は、地震時等に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、事業所（自衛消防隊等）、自主防災組織等と一体となった初期消火体制の充実を図る。

第3 危険物施設の安全化

県及び吉川松伏消防組合は、危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

危険物施設の安全化対策

危険物取扱施設	県及び消防本部は、法令基準の適用を受けない小規模施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
毒物劇物取扱施設	県は、実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。
高圧ガス施設	県及び消防本部は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
火薬類施設	県及び消防本部は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

第5節 災害に強い地域づくり

項 目	担 当
第1 町の防災体制	総務課
第2 自主防災組織の充実強化	総務課
第3 民間防火組織の整備	吉川松伏消防組合
第4 事業所等の防災体制の充実	吉川松伏消防組合
第5 ボランティア等の活動環境の整備	総務課、いきいき福祉課、県、松伏町社会福祉協議会

第1 町の防災体制

1 災害対策本部

総務課は、災害対策本部の事務分掌に基づき参集・配備や応急活動が迅速かつ的確に行えるように、それぞれの職務内容、手順の把握に努める。

2 協力体制の確立

総務課は、災害対策基本法第67条の規定等による応援の要求に関し、大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

また、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。

第2 自主防災組織の充実強化

1 組織化の推進

総務課は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進する。

2 活動の充実・強化

(1) 自主防災活動の支援

総務課は、「松伏町自主防災組織運営補助金要綱」に基づいて、防災知識の普及、防災訓練の実施等の防災活動を行う自主防災組織に対し補助金を交付する。

また、「松伏町自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱」に基づいて、自主防災組織に対し、防災資機材を貸与する。

(2) 人材の育成

総務課は、県や関係団体の主催する自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等に参加を募る等、リーダーの育成に努める。

3 地区防災計画の作成

地区防災計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。

自主防災組織等は、地域の防災活動等を取りまとめた地区防災計画を作成する。

町は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し作成を支援する。

第3 民間防火組織の整備

吉川松伏消防組合は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

第4 事業所等の防災体制の充実

1 一般事業所

吉川松伏消防組合は、企業の行う事業所防災力の強化を支援するとともに、各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

事業所は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等の防災活動を推進する。

また、事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

2 危険物施設

吉川松伏消防組合は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、危険物の特性を考慮し関係団体の行う防災活動に関する技術の向上、防災訓練等の実施に関し、指導・助言を行う。

3 集客施設

吉川松伏消防組合は、学校、病院及び公共施設等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

第5 ボランティア等の活動環境の整備

1 ボランティア関係機関等とのネットワーク化促進

いきいき福祉課は、松伏町社会福祉協議会や県と連携し、ボランティア関係機関等との間に非常用連絡体制を構築する等、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

2 協力体制の確立

(1) 公共的団体

いきいき福祉課は、関係する公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

(2) 企業・事業所

総務課は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を常に把握するとともに、災害時において、町内及び県内の登録企業・事業所による防災・救助活動支援が受けられるよう必要な体制を確立する。

第6節 防災教育

項目	担当
第1 住民に対する防災知識の普及	総務課
第2 町職員に対する防災教育	総務課
第3 学校・事業所における防災教育	教育総務課、吉川松伏消防組合

第1 住民に対する防災知識の普及

1 防災広報

総務課は、防災に関する知識を掲載したパンフレットの作成や、ホームページ、広報紙等への掲載を行い、普及に努める。

また、防災に役立つ設備・機器、映像資料を整備し、希望する団体、個人に貸出しを行う。

2 講演会・研修会・出前講座

総務課は、住民の防災意識の高揚を図るため、関係課及び関係機関と連携を図り、防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

3 緊急地震速報の普及・啓発

総務課は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第2 町職員に対する防災教育

1 研修・訓練の実施

総務課は、職員の新任研修、研修会、講演会等の場を通して、防災対策要員としての知識の習熟を図る。

2 ハンドブックの作成

総務課は、発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した松伏町職員危機管理マニュアルを配付し、周知を図る。

第3 学校・事業所における防災教育

1 学校における防災教育

教育総務課は、小・中学校に対して、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を行うよう指導する。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方についての指導を、児童生徒の発達段階に即して行うよう指導する。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震擬似体験、AED 研修等の実施及び防災教育拠点（県防災学習センター等）での体験学習等を実情に応じて実施する。

(2) 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

教職員に対し、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

2 事業所における防災教育

吉川松伏消防組合は関係機関と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、事業所、病院、松伏町社会福祉協議会等の防災上重要な施設等の従業員に対する防災教育を推進する。

第7節 防災訓練

項目	担当
第1 総合防災訓練	総務課
第2 個別訓練	総務課、いきいき福祉課、すこやか子育て課、教育総務課、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、施設管理者

第1 総合防災訓練

総務課は、町、関係機関及び町民が一体となって総合的な防災訓練を実施し、応急対策活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図るものとする。

防災訓練の種類

① 初期消火訓練	② 消防訓練	③ 水防訓練	④ 避難訓練
⑤ 救助訓練	⑥ 災害通信連絡訓練	⑦ その他の訓練	

第2 個別訓練

1 避難訓練

総務課は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察署、吉川松伏消防組合、松伏町消防団及びその他の団体の参加を得て、年1回以上実施する。

2 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

教育総務課、住民ほけん課、いきいき福祉課、すこやか子育て課及び施設管理者は、乳幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対して、防災訓練を実施するよう指導する。

3 災害対策本部の訓練

総務課は、次の訓練を行う。

(1) 非常参集訓練

迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施する。

(2) 災害通信訓練

災害に関する予警報の伝達、被害情報の収集等について関係機関とともに通信訓練を実施する。

また、情報の収集、分析、判断、伝達等、意思決定等のための訓練もあわせて実施する。

4 水防訓練

総務課及び松伏町消防団は、江戸川堤防の決壊を想定して、江戸川水防事務組合の水防計画に基づき水防訓練を実施する。

5 消防訓練

吉川松伏消防組合及び松伏町消防団は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、あらゆる災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

6 他の防災訓練

(1) 地区防災訓練

総務課は、吉川松伏消防組合及び松伏町消防団の協力のもと、自治会、自主防災組織を単位とする地区の防災訓練を指導する。

(2) 小・中学校等の防災訓練

教育総務課及びすこやか子育て課は、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校で計画的に防災訓練を行うよう指導する。

(3) 業務継続計画図上訓練

災害シミュレーション活動として毎年計画的に実施する。

(4) 徒歩帰宅訓練

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を毎年計画的に実施する。

(5) 訓練の検証

訓練結果を検証し、実施報告書を作成するとともに、各種計画及び災害対応に反映させ職員の災害対応能力の向上に努める。

第8節 調査研究

項目	担当
第1 基礎的調査研究	総務課
第2 災害対策に関する調査研究	総務課

第1 基礎的調査研究

総務課は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。防災アセスメントでは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

また、埼玉県による地震被害想定調査の実施にあわせて、地域防災計画を修正する。

第2 災害対策に関する調査研究

総務課は、県の支援を受けて災害に対する次の分野における調査研究に取り組むよう努める。

調査研究

分野	内容
地震火災対策に関する調査研究	大規模地震時に予想される同時多発性の地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機能等に関する調査研究
避難住民の安全確保に関する調査研究	避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究
効果的な緊急輸送に関する調査研究	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、防災拠点との連携、広域応援の受入等を視野に入れた調査研究
災害情報等の伝達等に関する調査研究	適切な対策を行うために効果的な情報収集方法、情報伝達方法及び情報分析手法等に関する調査研究

第9節 防災活動拠点の整備

項目	担当
第1 防災活動拠点の整備	総務課、教育総務課
第2 緊急輸送ネットワークの整備	総務課、まちづくり整備課、新市街地整備課、越谷県土整備事務所
第3 情報通信設備の安全対策	総務課、企画財政課、施設管理者
第4 情報収集伝達体制の整備	総務課

第1 防災活動拠点の整備

総務課は、防災活動の中核拠点である庁舎の耐震性等の災害対応性能の向上に努めるほか、庁舎の近隣に災害対策本部の代替機能や防災資機材の保管機能を有する施設の整備を推進する。

また、総務課及び教育総務課は、地域の防災活動拠点である小・中学校等の耐震化や備蓄、避難設備等の機能の向上に努める。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路の整備

(1) 緊急輸送道路の指定

まちづくり整備課及び越谷県土整備事務所は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険性の分布や地域の現況等に基づいて、県の緊急輸送道路と防災活動拠点等を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

(2) 緊急輸送道路の整備と検討

まちづくり整備課、新市街地整備課及び越谷県土整備事務所は、緊急輸送道路の耐震性の向上等を図る。

また、緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を抑制するとともに、応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行う。

2 応急復旧資機材の整備

まちづくり整備課は、平常時から、応急復旧資機材の確保を行うとともに、松伏町建設業協会との連絡を密にして、活用できる建設機械等の把握を行う。

また、発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、他の道路管理者と事前調整を行う。

3 緊急輸送拠点の指定

(1) 物資集積拠点

総務課は、中央公民館を救援物資等の集積場所として指定し、運用方法等を検討する。

(2) ヘリコプター臨時離着陸場

総務課は、道路等の被害や浸水により輸送が不可能な場合に、ヘリコプターによる輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を選定する。

(3) 輸送手段の確保

総務課は、物資・人員の輸送のための車両等の調達先や、救援物資等の管理、配送等に関する物流事業者との連携について検討する。

第3 情報通信設備の安全対策

1 施設・設備の安全対策

総務課及び企画財政課は、庁舎の耐震化等を進め、災害情報システムのコンピュータが設置される場所では、機器の固定、落下、転倒の危険のあるものの除去等の措置に配慮する。

2 バックアップ対策

総務課、企画財政課及び施設管理者は、庁舎等の停電に備え、無停電電源装置、停電時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保及び定期的メンテナンスを行う。

また、庁舎が被災した場合も情報通信機能が保持できるよう、ネットワークシステムの多ルート化、バックアップコンピュータの設置等に努める。

第4 情報収集伝達体制の整備

1 情報収集伝達体制の確立

総務課は、災害時の情報収集伝達を行うため、防災行政無線、消防団無線、アマチュア無線、タクシー無線、CATV、電子メール等を有効的に活用できるように体制を確立する。

2 防災行政無線の整備

総務課は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、デジタル防災行政無線（固定系・移動系）を整備し、定期的に保守点検を行う。

第10節 災害に備えた体制整備

項 目	担 当
第1 消防力の充実強化	総務課、吉川松伏消防組合
第2 救急救助	総務課、吉川松伏消防組合
第3 広域応援体制の整備	総務課
第4 医療救護	総務課、すこやか子育て課、いきいき福祉課、 県
第5 避難	総務課、住民ほけん課、いきいき福祉課、すこ やか子育て課、まちづくり整備課、教育総務課、 施設管理者
第6 飲料水・食料・生活必需品・資機材・ 医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	総務課、越谷・松伏水道企業団
第7 帰宅困難者対策	総務課
第8 遺体の埋・火葬、消毒・清掃対策	いきいき福祉課、環境経済課
第9 応急住宅対策	新市街地整備課
第10 文教対策	教育総務課、教育文化振興課
第11 要配慮者の安全確保対策	総務課、企画財政課、住民ほけん課、いきいき 福祉課、吉川松伏消防組合、施設管理者

第1 消防力の充実強化

1 消防施設、資機材の整備

吉川松伏消防組合は、消防力の整備指針に基づき、消防施設、消防資機材の整備を図る。

2 消防水利等の整備

吉川松伏消防組合及び総務課は、消防力の整備指針に基づき、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、川やプール等の自然水利の活用を推進する。

3 消防の広域化の推進

吉川松伏消防組合は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、自主的な消防の広域化に向けた取組を推進するとともに、広域化後の消防の円滑な運営の確保を図る。

4 消防団の充実強化

(1) 消防団員の充実

吉川松伏消防組合及び総務課は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）等により、消防団の活性化対策について計画し、若手リーダーの育成、女性消防団員の採用、機能別団員制度の検討等により活性化と育成を図る。

(2) 消防団の技術向上

吉川松伏消防組合及び総務課は、消防車両及び資機材の整備・充実、訓練の実施により技術向上を図る。

第2 救急救助

吉川松伏消防組合及び総務課は、救急救助対策のため次の体制を整備する。

1 救急救助体制の整備

(1) 資機材の整備

消防署、消防団器具置場及び備蓄倉庫等に救急救助用資機材の整備を行う。

(2) 自主救護能力の向上

自主防災組織に初期消火訓練、救出救護訓練及び救命講習等を開催し、自主救護能力の向上を図る。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に収容するために必要な医療機関の被害状況や、空き病床数等が把握できるよう災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位・経路

地域毎に医療機関の規模、位置及び診療科目等を基におよその搬送順位や道路被災を考慮した搬送経路を検討する。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離着陸場や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。

(4) 効率的な出動・搬送体制の整備

大規模災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者が多数発生するため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

第3 広域応援体制の整備

1 相互応援体制の構築

総務課は、大規模な災害を想定して応援が受けられるよう、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。

2 受援体制の整備

総務課は、災害時に自治体や消防機関の応援隊を受入れるため、応援隊の活動拠点の選定、連絡方法等の受入れ体制を検討する。

第4 医療救護

1 初期医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

すこやか子育て課は、吉川松伏消防組合、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会、埼玉県薬剤師会、医療機関等と協議し、救護所の設置、救護班の編成と出動、自主防災組織の救

護体制、医薬品の確保等について計画を定める。

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

総務課は、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織の救命講習等を実施し自主救護能力の向上を図る。

2 透析患者等への対応

すこやか子育て課は、県の作成したマニュアルに従い腎臓透析等継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について検討する。

3 病院等の非常電源整備の促進

すこやか子育て課、いきいき福祉課は、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者に対し、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保を促進する。

第5 避難

1 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定

総務課は、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、土砂災害警戒区域の特性に合わせた避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の組織の確立に努める。

総務課、住民ほけん課及びいきいき福祉課は、避難行動要支援者の避難支援については、「松伏町災害時要援護者避難支援計画」による個別計画の作成や、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」に基づき福祉避難所の指定等を推進する。

(2) 避難所管理・運営計画の策定

総務課は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るために作成した避難所開設・運営マニュアル（松伏町、平成 27 年 3 月）に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに訓練等を実施し、地域の実情に応じた適切な開設・運営体制の構築に努める。

(3) 福祉施設等の避難計画

保育所（園）、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、施設の非常口、避難路等を確保し、入所者、通所者等を避難所へ誘導又は搬送する体制を整備する。

いきいき福祉課及びすこやか子育て課は、これらの施設管理者に対して避難計画の策定を啓発する。

(4) 教育施設の避難計画

学校、社会教育施設等の管理者は、児童・生徒及び施設利用者を混乱なく安全に避難させ、安全を確保するために、各施設の実態に即した適切な避難計画の策定を推進する。教育総務課は、これらの施設管理者に対して避難計画の策定を啓発する。

(5) 防災上重要な施設の避難計画

医療機関、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、従業員や施設利用者等を安全に避難させるために各施設に災害の状況にあわせた避難の伝達、避難場所、避難誘導方法等を定めた避難計画を作成する。事業所は、従業員等の避難場所について取り決めておき、従業員等に周知させる。

2 避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

総務課は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、大規模火災等の災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所を事前に指定する。

(2) 指定避難所の指定

総務課は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として避難所を指定する。

3 指定避難所等の整備

総務課は、指定避難所等には、次の整備を行う。

- ① 耐震改修を行い、安全を確保する。
- ② 被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つような設備の整備に努める。
- ③ 食料の備蓄や必要な資機材、台帳、仮設トイレ等を整備する等、避難所機能の強化を図る。
- ④ 入浴施設の設置等、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入等）を含む停電対策に努める。
- ⑤ 地域防災計画、避難所運営マニュアル等に従って、町内に所在し災害時に避難所として活用される可能性のある埼玉県有施設を迅速・円滑に避難所として活用できるように、当該施設の管理者等と職員の協力体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をしておくものとする。

4 指定避難所等の周知

総務課は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう周知する。

また、ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

5 他市町村、他都道府県からの避難者の受入れ

総務課は、大規模災害時において、他市町村、他都道府県から避難者の受入れについて要請があった場合、本町に避難してきた者を収容し保護するための避難所を選定・確保し、避難者を受け入れる。

避難所の選定は、他市町村、他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう配慮する。

6 避難路の選定と確保

総務課及びまちづくり整備課は、広域避難場所を指定した場合、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- ① 避難路は、幅員 15m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険性の高い施設がないよう配慮する。

- ④ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

7 避難所開設・運営マニュアルの普及

総務課は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るために作成した避難所開設・運営マニュアル（松伏町、平成27年3月）に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに訓練等を実施し、地域の実情に応じた適切な開設・運営体制の構築に努める。

第6 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

1 給水体制の整備

(1) 応急給水の実施主体・対象

① 実施主体

原則として、町及び越谷・松伏水道企業団が行う。

② 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、水道の給水が停止した断水世帯並びに緊急を要する医療機関や福祉施設等とする。

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達計画の策定

総務課及び越谷・松伏水道企業団は、給水拠点の整備、応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法等を定めた応急給水資機材の備蓄・調達計画を策定する。

(3) 応急給水資機材の備蓄・調達

総務課及び越谷・松伏水道企業団は、応急給水資機材の備蓄及び調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行うとともに、資機材を有する他の機関を十分協議し、その協力を得るなどの事前対策を講じる。

(4) 耐震性貯水槽の設置

総務課は、浄水場から離れていて給水活動が困難になると予想される避難場所に耐震性貯水槽を整備する。

2 食料・物資等の供給体制の整備

(1) 食料・物資の備蓄計画

総務課は、次の備蓄計画を策定し、備蓄を推進する。

- ① 県の方針に従い、発災3日間分として避難者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、その他、町に関係する災害救助従事者用に町で3日分を備蓄する。
- ② 備蓄目標は、埼玉県地震被害想定調査で想定した「茨城県南部地震」による1日後避難者数（冬18時風速8m/s）1,134人を基準とし従事者を含め、概ね9千食とする。
- ③ 食料備蓄品目は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、乳児や高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。
- ④ 生活必需品の備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、間仕切りや、簡易トイレ・ウェットティッシュ等の衛生用品等、避難所生活を想定

した物資等について備蓄する。特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性に配慮した物資等についても備蓄していく。

食料・物資の事例

主食品：アルファ米、乾パン、クラッカー等
 乳児食：粉ミルク、離乳食等
 その他の食料：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等食料
 生活必需品等資機材：ろ水器、発電機、炊飯器、仮設トイレ（マンホールトイレを含む）、投光機、テント、救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）、移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）、応急復旧活動に必要な資機材

(2) 家庭における備蓄の推進

総務課は、災害発生当初の食料、物資の家庭内備蓄の必要性について、広報まつぶし、防災パンフレット等で、住民への啓発活動を行う。家庭内備蓄の目標は、最低3日分（可能な限り7日以上）とする。

また、事業所についても食料、必需品を備蓄するように広報する。

(3) 調達体制の整備

総務課は、食料、生活必需品について、農業協同組合、販売業者等と流通備蓄の優先的供給を受けられるように協定の締結に努める。

(4) 集積場所の確保

総務課は、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から災害時救援物資集積場所を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。

また、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に、備蓄物資や物資集積場所を登録し、プッシュ型支援が円滑に行われるように備えておく。

3 防災用資機材の備蓄

総務課は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

防災用資機材の事例

- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
- ・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー）
- ・道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- ・ろ水機 ・発動発電機 ・投光機 ・炊飯器 ・テント ・ブルーシート
- ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- ・携帯電話用充電器

4 医療救護資器材、医薬品の供給体制の整備

総務課は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び医療関連機関におけるストックの状況を把握し、備蓄及び調達計画を策定する。

備蓄品目は、災害用医療資器材セットと軽治療用医薬品とする。

5 石油類燃料の調達・確保

総務課は、災害時に特に重要な施設で、町が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう石油類燃料販売業者との協定締結に努める。

第7 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者の定義

地震等の大規模災害が発生した場合、バス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となるものをいう。

2 住民等への啓発

総務課は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、住民に次の点を実行するよう啓発する。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること
- ③ 被害状況等を確認し安全が確保されるまで、むやみに移動を開始しないこと
- ④ 災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についての周知

3 事業所等への要請

総務課は、職場や学校等で帰宅困難となった従業員や生徒等に対し、適切な対応を行えるよう、事業者に次の点を要請する。

- ① 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- ② 災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保
- ③ 被害状況等を確認し安全が確保されるまで、むやみに移動を開始しないこと

4 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備する等を内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

5 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、住民への啓発のほか、隣接している他市町村、他都道府県等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

6 一時滞在施設の確保

総務課は、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を指定する。一時滞在施設には、可能な限り飲料水、食料等の必要な物資を備蓄する。

7 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。そのため、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成等、体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

更に、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

8 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒等の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成等の体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第8 遺体の埋・火葬、消毒・清掃対策

1 埋・火葬対策

いきいき福祉課及び環境経済課は、埋・火葬資材の調達や多数の遺体処理のために、関係業者あるいは他の自治体との協定を締結する等の事前対策を進める。

また、遺体の検案及び安置する場所をあらかじめ定めるほか、搬送等について、警察、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会等と協議を行う。

2 消毒・清掃対策

環境経済課は、被害の程度に応じ迅速に消毒活動が行えるよう動員計画を樹立する。また、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集・運搬・処理体制を構築するとともに、関係機関との連絡・協力体制についての協議を毎年度行う。

3 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

環境経済課は、県等と連携して、災害時に迷子になった動物の飼い主が特定できるようにするため、飼い主が首輪、迷子札、マイクロチップの装着による所有者明示の措置を取るよう普及啓発する。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

環境経済課は、県等と連携して、災害時にも飼い主の自己責任にて飼養できるように、ケージ、餌等を備蓄や、ケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくこと等の災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発する。

第9 応急住宅対策

1 応急危険度判定体制の確立

新市街地整備課は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定を行うため、県が行う

判定士の講習会への参加等を行い有資格者の確保に努める。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 用地の確保

新市街地整備課は、応急仮設住宅適地の基準に従い適地調査を実施し、公有地及び私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。私有地については、地権者等との協定を結ぶ等の方策を講じる。必要戸数は、被害想定調査における全壊棟数を目安とする。

(2) 設置計画の策定

新市街地整備課は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- ① 応急仮設住宅の着工時期
- ② 応急仮設住宅の入居基準
- ③ 応急仮設住宅の管理
- ④ 要配慮者に対する配慮

第10 文教対策

1 学校の災害対策

(1) 町の対策

教育総務課は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画策定をはじめとする事前対策を推進する。教材用品の調達及び配給の方法について、教育委員会及び学校において、あらかじめ計画する。

また、私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう要請する。

(2) 校長等の対策

- ① 校長等は、学校の立地条件等を考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てる。
- ② 校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。
 - ア 災害が発生した場合に利用児童、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。
 - イ 災害に伴う二次災害を防止するため火気使用場所、器具、消火用水、消火器等を点検する。更に、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。
 - ウ 地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - エ 利用児童・児童・生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - オ 教育委員会、警察署、吉川松伏消防組合、松伏町消防団及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - カ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
 - キ 学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

2 文化財の災害対策

教育文化振興課は、町内の文化財の被害を防止するため、県教育委員会、吉川松伏消防組合等の関係機関と協力して、所有者、管理者等に対し、次の予防対策を推進する。

- ① 防火管理体制の整備
- ② 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応
- ③ 火災発生時における措置の徹底
- ④ 警報設備（火災報知器等）の整備
- ⑤ 消防設備（消火器等）の整備
- ⑥ その他
 - ア 文化財所有者等との連絡網の整備
 - イ 文化財に対する防災思想の普及を図るための啓発活動
 - ウ 管理・保護についての助言・指導
 - エ 関係者（所有者、管理者）の研修
 - オ 防災施設の整備に対する助成

第11 要配慮者の安全確保対策

1 要配慮者の定義

災害時における要配慮者等の用語は、次のとおりとする。

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条）

(2) 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10）

2 社会福祉施設入所者の安全確保

(1) 施設管理者

① 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

② 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、職員の緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう入所者家族等への緊急連絡体制を確立する。

③ 避難誘導體制の整備

「3 避難行動要支援者の安全確保」による。

④ 施設間の相互支援システムの確立

県及び町は、被災していない施設への一時的避難や職員の応援等、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

⑤ 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

⑥ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとする。

社会福祉施設における備蓄物資

非常用食料（高齢者用の特別食を含む。）（3日分）、飲料水（3日分）、常備薬（3日分）、介護用品（オムツ、尿とりパッド等）（3日分）、照明器具、熱源（携帯カイロ、湯たんぽ等）、移送用具（担架・ストレッチャー等）

⑦ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、吉川松伏消防組合や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び町はこれを促進する。

⑧ 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

⑨ 施設の対震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 町

いきいき福祉課及び吉川松伏消防組合は、次の対策を実施する。

① 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備等を行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

② 地震対策を網羅した消防計画の策定

マニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

県の行う県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援したりする等、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に協力する。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

3 避難行動要支援者の安全確保

住民ほけん課及びいきいき福祉課は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針」（内閣府、平成25年8月）に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の作成、避難支援体制等の確立に努める。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難支援者等の関係者は、吉川松伏消防組合消防本部、吉川警察署、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、自治会連合会等とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿対象者は、次のとおりとする。

- ① 介護保険の要介護認定が要介護3以上の者
- ② 身体障害者手帳2級以上の者
- ③ 療育手帳（みどりの手帳）A以上の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者
- ⑤ 指定難病等（小児慢性特定疾病含む）の在宅呼吸器装着者、在宅酸素療法患者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿は、町が所有する要介護認定者や障がい者等の行政内部情報や町社会福祉協議会が所有する情報をもとに作成する。

(4) 名簿の提供、更新

名簿は、吉川松伏消防組合消防本部、吉川警察署のほか、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、自治会連合会等の避難支援等関係者に提供する。

また、名簿情報は、転入・転出等があるため定期的に更新する。

(5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

名簿は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に提供する。また、提供に当たっては、次の措置を講じる。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ② 災害対策基本法第49条の13に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ③ 避難行動要支援者名簿は施錠可能な場所に保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ⑥ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結する。

(6) 個別計画の作成及び避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

名簿掲載者のうち避難支援等関係者への情報提供に同意する者については、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援計画（個別計画）を作成する。

個別計画には、緊急時連絡先等を記入するとともに、電話、メール、FAX及び避難支援等関係者の訪問等により災害時に確実に連絡がとれるように配慮する。

(7) 避難支援等関係者の安全措置

避難支援等関係者及び避難行動要支援者には、避難支援を保証するものではなく、法的な責任や義務を負わないこと、避難支援等関係者は自身及び家族等の生命を守ることを優先し、安全かつ可能な範囲で支援することを周知する。

4 要配慮者の安全確保

(1) 防災基盤の整備

まちづくり整備課は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。

(2) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

総務課、いきいき福祉課は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

また、町内の介護・障害者施設と福祉避難所の協力に関する災害協定の締結を推進し、要配慮者の受入体制を強化する。

(3) ヘルプカード（防災カード）の周知

いきいき福祉課は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃からの携帯を周知する。更に、避難所でカードを提示を受ける者に対して、カードを確認することについて周知する。

(4) 防災教育及び訓練の実施

総務課、いきいき福祉課は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布等を行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練の実施を促進する。

(5) 地域との連携

① 役割分担の明確化

総務課、住民ほけん課、いきいき福祉課は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

いきいき福祉課は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設の有する機能の活用も図る。

③ 見守りネットワーク等の活用

いきいき福祉課は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

(6) 相談体制の確立

各課は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

5 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

住民ほけん課及び企画財政課は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における居住地の届出の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

なお、団体等の外国人旅行者についても、所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

総務課は、避難場所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

総務課及び企画財政課は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

総務課は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

企画財政課は、住民ほけん課と連携し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

第2章 震災応急対策計画

第1節 災害救助法の適用要請

項目	担当
第1 災害救助法の基準	庶務班
第2 災害救助法の適用要請	庶務班

第1 災害救助法の基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。町における具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法の適用基準

- | |
|---|
| (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、60世帯以上に達した場合
(2) 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、町の滅失世帯の数が30世帯以上に達する場合
(3) 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情 ^{※1} がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合
(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準 ^{※2} に該当するとき |
|---|

※1 第1項第3号に係る特別の事情

- ① 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 第1項第4号に係る基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準の(1)から(3)の指標となる滅失世帯数は、被害家屋結果により算定する。

(1) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定方法

全壊（全焼・流失）住家	1世帯
半壊（半焼）住家	1/2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	1/3世帯

(2) 住家被害程度の認定基準

災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（内閣府、令和2年3月）による。

第2 災害救助法の適用要請

1 災害救助法の適用要請

庶務班は、災害が発生し災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みの場合
は、遅滞なく被害状況を知事に報告し、災害救助法適用を要請する。

要請連絡先

県災害対策課	
電話（一般電話回線）	048(830)8181（直通）
	（防災無線地上系回線）*985-200-6-8181
	（防災無線衛星系回線）*989-200-6-8181
FAX（一般電話回線）	048(830)8159
	（防災無線地上系回線）*985-200-6-8159
	（防災無線衛星系回線）*989-200-6-8159
防災無線専用電話（地上系）	85-200-6-8181
	（衛星系）89-200-6-8181
防災無線専用FAX（地上系）	85-200-6-8159
	（衛星系）89-200-6-8159

2 災害救助法による救助の対象

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。

知事は、町が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実
施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請
は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。

庶務班は、災害救助法の適用対象事務を担当する各班、輸送及び賃金職員等の雇上並びに
救助事務を実施した各班に關係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、
県に報告する。また、町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、町
の委託事業として行うものとし、關係帳簿の作成を依頼する。

災害救助法の適用後の救助業務の実施項目、輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務の
対象経費は、次のとおりである。

災害救助法の適用対象事務

適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の実施項目
避難所の設置	7日以内	○
炊き出しその他によ る食品の給与	7日以内	○
飲料水の供給	7日以内	○
被服、寝具その他生 活必需品の給貸与	10日以内	○
医療	14日以内	○医療班派遣（県及び日赤支部）

適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の実施項目
助産	分娩の日から7日以内	○医療班派遣（県及び日赤支部）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具等 15日以内	○
被災者の救助	3日以内	○
埋葬	10日以内	○
生業資金の貸与	—	（現在運用されていない）
応急仮設住宅の供与	建設型 20日以内着工 賃貸型 速やかに借上	対象者、設置箇所の選定○、設置は県 （ただし、委任されたときは○）
被災した住宅の応急修理	1か月以内	○
遺体の捜索	10日以内	○
遺体の処理	10日以内	○
障害物の除去	10日以内	○

※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議しその同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務の対象経費

輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分
救助事務の対象経費	(1) 時間外勤務手当 (2) 賃金職員等雇上費用 (3) 旅費 (4) 需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕） (5) 使用料及び賃借料 (6) 通信運搬費 (7) 委託費

第2節 災害情報の収集・伝達

項目	担当
第1 地震関連情報の伝達	庶務班、県、熊谷地方气象台
第2 被害情報の収集	庶務班、調査班、その他各班
第3 災害通信体制の確保	庶務班

第1 地震関連情報の伝達

1 地震情報等の発表

熊谷地方气象台は、次のような地震情報を発表する。本町の地域名称は、埼玉県南部に該当する。

地震情報の種類

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国を188に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

2 地震情報等の伝達経路

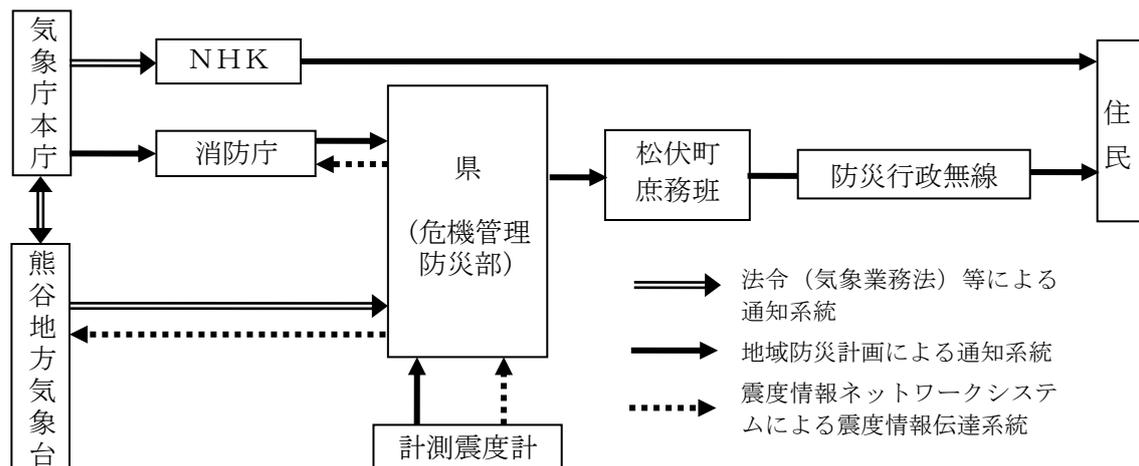
(1) 地震情報等の伝達経路

地震情報等の伝達経路は、次のとおりである。

県内で震度4以上の地震を観測した場合に、県は、防災行政無線の一斉FAXにより震度分布図と震度一覧を送信する。

(2) 住民への伝達経路

庶務班は、地震が発生したときは、防災行政無線により住民に伝達する。



地震情報の伝達経路

第2 被害情報の収集

1 初期の被害情報の収集

(1) 情報の管理

庶務班は、災害対策本部室で収集・伝達される全ての情報を管理する。

(2) 被害情報の収集

調査班は、地域を巡回し被害の概況を調査する。

その際、住民からの通報、参集職員からの報告、自主防災組織・消防団の報告等による情報を収集する。

2 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(1) 発見者の通報

- ① 災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）
- ② 何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）
- ③ 通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第3項）

(2) 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、熊谷地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害調査

(1) 被害調査

各班は、災害の危険が解消した段階（消防活動、水防活動などが終了した状況）で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

各班の調査対象は、次のとおりである。被害調査は、「被害の判定基準」による。

被害調査の対象と担当

担当班	調査対象
庶務班	公共施設の被害、ライフライン・交通機関の被害
調査班	住家被害
衛生班	人的被害
避難誘導班・衛生班	社会福祉施設、病院の被害
土木班	道路、橋梁、河川、公共下水道施設の被害
都市計画班	公園の被害
農務班・物資調達班	農業作物、農業施設、商業・工業の被害
衛生班	廃棄物処理施設の被害
庶務班（教）	学校教育施設の被害
社会教育班	社会教育施設、文化財の被害

(2) 被害のとりまとめ

各班は、調査した結果をまとめ庶務班に提出する。

4 被害の報告

庶務班は、町内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 町域において、人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本町における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑦ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
- ⑧ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告の種別

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

ア 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。

なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、県被害情報の報告様式第1号の発生速報により防災無線 FAX 等で報告する。

イ 経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。

なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、県被害情報の報告様式第2号の経過速報により防災無線 FAX 等で報告する。

② 確定報告

県被害情報の報告様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(3) 報告先

① 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、県危機管理防災部当直に報告する。

② 直接報告

県に報告ができない場合及び震度5強以上の震度を記録した場合(被害の有無は問わない)には、直接消防庁に報告する。

また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を電話により消防庁又は県に報告する。

連絡先

県災害 対策課	勤務時間内	電話 (一般電話回線) 048-830-8181 (直通) (防災無線地上系回線) *985-200-6-8181 (防災無線衛星系回線) *989-200-6-8181 FAX (一般電話回線) 048-830-8159 (防災無線地上系回線) *985-200-6-8159 (防災無線衛星系回線) *989-200-6-8159 防災無線専用電話 (地上系) 85-200-6-8181 (衛星系) 89-200-6-8181 防災無線専用 FAX (地上系) 85-200-6-8159 (衛星系) 89-200-6-8159
	勤務時間外 危機管理防災部当直	電話 (一般電話回線) 048-830-8111 (直通) (防災無線地上系回線) *985-200-6-8111 (防災無線衛星系回線) *989-200-6-8111 FAX (一般電話回線) 048-830-8119 (防災無線地上系回線) *985-200-6-8119

		(防災無線衛星系回線) *989-200-6-8119 防災無線専用電話 (地上系) 85-200-6-8111 (衛星系) 89-200-6-8111 防災無線専用FAX (地上系) 89-6-8119 (衛星系) 89-200-6-8119
消防庁	平日 (9:30~18:15) 応急対策室	NTT回線 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線 電話 9049013 FAX 9049033 地域衛星通信ネットワーク 電話 89-048-500-9049013 FAX 89-048-500-9049033
	休日・夜間 (上記以外) 宿直室	NTT回線 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線 電話 9049102 FAX 9049036 地域衛星通信ネットワーク 電話 89-048-500-9049102 FAX 89-048-500-9049036

第3 災害通信体制の確保

1 災害通信に活用する手段

災害時には、次の通信手段を活用する。

庶務班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行い、停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、機器の修理等の措置をとる。

- ① 一般加入電話
- ② 災害時優先電話
- ③ 地域衛星通信ネットワーク
- ④ 県防災行政無線等
- ⑤ 町防災行政無線
- ⑥ 衛星携帯電話
- ⑦ マップメール
- ⑧ エリアメール、緊急速報メール

2 その他の通信施設の利用

(1) 専用通信施設

災害対策基本法第57条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。町内では、警察署、吉川松伏消防組合の利用が可能である。

(2) 非常通信

本部長は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

第3節 広報広聴活動

項目	担当
第1 災害広報活動	庶務班、財務会計班、収容班、避難誘導班、秘書広報班
第2 広聴活動	収容班

第1 災害広報活動

1 住民への広報

庶務班は、次のように住民への災害広報を行う。

広報手段と内容

広報手段	広報内容
① 広報車	① 地域の被害状況に関する情報 ② 町における避難に関する情報 ・避難の勧告に関すること ・避難施設に関すること ・避難行動要支援者等の避難支援に関すること ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること ⑤ 要請事項 ・初期消火 ・人命救助 ・町の行う活動への協力
② 防災行政無線	
③ 災害広報紙（チラシ等）	
④ 報道機関	
⑤ ホームページ	
⑥ マップメール	
⑦ ファクシミリ	
⑧ エリアメール、緊急速報メール	

2 避難場所での広報

庶務班及び収容班は、次の方法で避難場所での広報を行う。広報に当たっては、避難所自治組織等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

避難場所での広報

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 災害広報紙の配付 | ② 避難所広報板の設置 |
| ③ 避難所自治組織による口頭伝達 | |

3 帰宅困難者への広報

災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認を促進する。

また、危機管理・災害情報ブログによる情報提供を行い、緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起を行う。

4 要配慮者への広報

財務会計班は、日本語を解さない外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。

また、避難誘導班は、視聴覚障がい者に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、ファクシミリ等を可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。

5 報道機関への対応

秘書広報班は、町役場本庁舎会議室に記者会見場を設置して記者発表を行い、報道機関に対して情報及び必要な資料を提供する。発表者は、町長、副町長、総務課長の順とする。

また、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材の禁止、避難者への取材時のプライバシー等の配慮等を要請する。

第2 広聴活動

1 被災者の相談

收容班は、住民からの問合せ、各種申請及び生活相談に対応するため、町役場庁舎会議室に災害相談窓口を設置し、各担当職員等を配置して相談にあたる。

相談事項は、概ね次のとおりである。町単独では対応できない事項については、県の災害情報相談センター（災害相談連絡会議）等との連携を図る。

相談事項

① 搜索依頼の受け付け	② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
③ 罹災証明書等	④ 埋火葬許可証
⑤ 他各種証明書	⑥ 仮設住宅
⑦ 住宅の応急修理	⑧ 生活再建支援金
⑨ 災害見舞金、義援金	⑩ 法律、生活資金等の相談等

2 広聴活動

收容班は、相談窓口での活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係班に伝達する。また、必要に応じて被災者の苦情等の把握・分析を行う。

3 安否情報の提供

收容班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第4節 応援の受入れ

項目	担当
第1 自衛隊災害派遣要請	庶務班
第2 地方公共団体等への応援要請	庶務班、人事班、その他各班
第3 ボランティアの応援受入れ	衛生班、収容班、松伏町社会福祉協議会

第1 自衛隊災害派遣要請

1 災害派遣要請

(1) 要請依頼方法

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接自衛隊の災害派遣要請窓口に通報し、事後、所定の手続きを行う。

庶務班は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

災害派遣要請の手続

提出（連絡）先	<p>県危機管理防災部危機管理課</p> <p>電話（一般電話回線）048(830)8131（直通） （防災無線地上系回線）*985-200-6-8131 （防災無線衛星系回線）*989-200-6-8131</p> <p>FAX（一般電話回線）048(830)8129 （防災無線地上系回線）*985-200-6-8129 （防災無線衛星系回線）*989-200-6-8129</p> <p>防災無線専用電話（地上系）85-200-6-8131 （衛星系）89-200-6-8131</p> <p>防災無線専用FAX（地上系）85-200-6-8129 （衛星系）89-200-6-8129</p> <p>勤務時間外：危機管理防災部当直</p> <p>電話（一般電話回線）048(830)8111（直通） （防災無線地上系回線）*985-200-6-8111 （防災無線衛星系回線）*989-200-6-8111</p> <p>FAX（一般電話回線）048(830)8159 （防災無線地上系回線）*985-200-6-8119 （防災無線衛星系回線）*989-200-6-8119</p> <p>防災無線専用電話（地上系）85-200-6-8111 （衛星系）89-200-6-8111</p> <p>防災無線専用FAX（地上系）85-200-6-8119 FAX（衛星系）89-200-6-8119</p>
要請事項	<p>① 災害の状況及び派遣を要請する事由</p> <p>② 派遣を希望する期間</p> <p>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>④ その他、参考となるべき事項</p>

自衛隊連絡先

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	大宮(048)663-4241~5 内線 435~439 時間外 402

(2) 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

自衛隊の災害派遣要請に係る要件

① 緊急性の原則 差し迫った必要性があること。
② 公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
③ 非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

自衛隊の災害派遣活動の範囲

① 被害状況の把握	② 避難者の誘導、輸送
③ 遭難者の捜索、救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動	⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去
⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援	⑧ 通信支援
⑨ 人員及び物資の緊急輸送	⑩ 炊飯及び給水支援
⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与	⑫ 交通対策の支援
⑬ 危険物の保安及び除去	⑭ 予防派遣
⑮ その他	

2 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条に基づき部隊等を自主派遣する。

3 派遣部隊の受入

(1) 受入準備

庶務班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。

なお、作業計画作成に当たっては、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

自衛隊の受入準備

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

項目	内容
資機材の準備	必要な資機材の確保に努める。
連絡窓口	① 庶務班とする。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
本部事務室	町役場本庁舎 201 会議室
宿舎・資材置場、駐車場	県営まつぶし緑の丘公園
ヘリポート	松伏総合公園

(2) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、原則として町が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

負担経費

① 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
④ 救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

4 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。庶務班は、これらの手続きを行う。

第2 地方公共団体等への応援要請

1 県等への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。庶務班は、これらの手続きを行う。

県等への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法第68条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又はあっせんを求める場合	① 派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17

要請の内容	事項	根拠法令
消防庁長官への消防の応援の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 町への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44条

2 被災市区町村応援職員確保システムの活用

被災市区町村応援職員確保システムにより他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。

*災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

3 市町村等への要請

(1) 協定締結市町村への要請

本部長は、応援協定に基づき市町村に応援を要請する。

庶務班は、これらの手続きを行う。

協定締結市町村

協定締結市町村	応援の主な内容
5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）	資機材・物資・車両の提供、職員派遣、ボランティア斡旋、避難所の相互利用、ゴミ・し尿処理等
埼玉県及び県内市町村	食料、生活物資、医療、防疫等必要な資機材の相互提供等
新潟県南魚沼郡湯沢町	食料、飲料水、生活必需品等の提供、職員派遣、被災町民の受入れ等
宮城県亘理郡山元町	職員派遣、物資資機材の提供、避難者の受入れ等

(2) その他の市町村への要請

本部長は、他市町村への要請が必要な場合、災害対策基本法第67条により、市町村長に対して応援の要請を行う。庶務班は、これらの手続きを行う。

4 関係機関・団体等への要請

本部長は、応援協定等に基づき、関係機関、団体等（巻末資料）に応援を要請する。各班は、これらの手続きを行う。

5 応援の受入

人事班は、応援隊等を受け入れるために松伏記念公園を受入れ施設として準備する。

なお、食料、飲料水等は応援側での確保を要請する。

6 応援隊の撤収要請

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。庶務班は、これらの手続きを行う。

第3 ボランティアの応援受入れ

1 ボランティア受入窓口の設置

松伏町社会福祉協議会は、ふれあいセンターかがやきに「災害ボランティアセンター」を設置する。ボランティアセンターでは、松伏町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となって、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

衛生班は、ボランティアに関する連絡調整を行う。

2 ボランティアへの協力要請

松伏町社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターで登録したボランティアの派遣を要請する。

また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加を要請する。

3 ボランティア活動

(1) ボランティア活動

ボランティア活動は、概ね次のとおりである。

ボランティア活動の内容

区 分	活 動 内 容
一般作業	炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
特殊作業	アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
災害救援専門ボランティアの業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーター ・心のケア ・乳幼児保育 ・介護 ・障がい別の専門ボランティア（手話通訳他） ・外国語通訳 ・情報・通信 ・土木・建築
砂防ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡 ・土砂災害に関する知識の普及活動 ・土砂災害時の被災者の援助活動
応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、宅地の危険度判定

(2) 町の支援

衛生班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう公共施設をボランティア活動の拠点とし、使用する資機材を提供する。

第5節 消防活動

項目	担当
第1 消防活動	庶務班、消防班、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、住民・自主防災組織・事業所
第2 危険物災害の防止	庶務班、消防班、吉川松伏消防組合、危険物施設管理者、危険物取扱者

第1 消防活動

1 消防

吉川松伏消防組合は、次の業務を行う。

(1) 情報の収集・伝達

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、高見所からの物見、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を本部長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

③ 応援隊の受入れ

応援隊の受入れ場所をまつぶし緑の丘公園及び松伏総合公園とする。

(2) 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(3) 火災現場の活動原則

① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 惨事ストレス対策

消防職員等の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合、必要に応じて精神医等の専門家の派遣を国等に要請する。

2 松伏町消防団

消防班は、松伏町消防団の動員を行い、消防活動の情報を収集する。松伏町消防団は、次の活動を行う。

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは吉川松伏消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

吉川松伏消防組合による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

吉川松伏消防組合による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を吉川松伏消防組合と協力して行う。

3 応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

本部長又は消防長は災害発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

相互応援協定

協定名	協定締結先
埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県内全消防本部
吉川松伏消防組合・越谷市消防相互応援協定	越谷市消防本部
吉川松伏消防組合・春日部市消防相互応援協定	春日部市消防本部
吉川松伏消防組合・野田市消防相互応援協定	野田市消防本部

(2) 緊急消防援助隊

本部長は、消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合又は特殊な災害が発生した場合は、以下の点に留意し県知事に消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防

庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。庶務班は、これらの手続きを行う。

知事への要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 火災、負傷者、要救助者等の状況及び応援要請の理由災害種別及びその状況 ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 町への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み |
|---|

4 住民・自主防災組織・事業所等の活動

住民・自主防災組織等は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、延焼防止、従業員・顧客の避難、周辺住民への情報伝達等の安全措置をとる。

第2 危険物災害の防止

1 危険物施設の応急措置

地震が発生した場合、危険物施設管理者及び危険物取扱者は次のような措置をとる。

吉川松伏消防組合は、許可申請時や立ち入り検査において、施設管理者及び危険物取扱者に対し地震が発生した場合の適切な応急措置について指導する。

危険物施設の応急措置

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 危険物の取り扱い作業及び運搬の緊急停止措置 ② 施設の応急点検 ③ 出火及び流出の防止 ④ 災害発生時の応急活動 ⑤ 警察署、消防署への通報 ⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する避難、広報 |
|--|

2 本部の対応

庶務班及び消防班は、危険物施設の管理者、吉川松伏消防組合から災害発生の通報を受けた場合、状況を調査して県に報告し、被害の拡大防止、消火活動、応急救護、住民広報、避難等必要な措置をとる。

ただし、被害の規模等により、対応が困難な場合は、必要により、警察及び関係機関等に協力を依頼する。

第6節 救急救助・医療救護

項目	担当
第1 救急救助活動	庶務班、吉川松伏消防組合、住民・自主防災組織・事業所
第2 応急医療活動	衛生班、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会
第3 被災者等への医療	衛生班、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会

第1 救急救助活動

1 情報の収集

庶務班は、住民等から要救出者の通報があった場合は、吉川松伏消防組合に通報し救助を要請する。

また、吉川松伏消防組合、警察署からの救出情報を収集して管理する。

2 救助活動

(1) 消防本部

消防本部は、救助情報に基づいて、特別救助隊及び救急隊等を派遣し救助活動を行う。

(2) 松伏町消防団

災害発生初期には、受持区域の自主防災組織及び住民を指揮し、救助活動を行う。吉川松伏消防組合の救助隊が到着した以降は、現場指揮者の指揮の下、活動する。

(3) 応援派遣

消防本部は、被害状況等に応じて埼玉県警、隣接消防機関等の応援を要請する。

また、必要に応じて建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。

本部長は、高度な専門性を必要とする救急救助活動が必要と判断した場合には、知事に対し、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出動を要請する。多くの救助事象が発生した場合には、本部長は知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。庶務班はこれらの手続きを行う。

(4) 住民・自主防災組織・事業所の救助

住民・自主防災組織・事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当を行う。

3 傷病者の搬送

吉川松伏消防組合は、傷病者を救急車にて救護所又は後方医療機関へ搬送する。

また、救急車が不足する場合は、他消防機関の救急車の応援を要請する。

庶務班は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県に対して防災ヘリコプターの出動を要請する。

第2 応急医療活動

1 医療救護班の編成

衛生班は、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会に医療救護班の編成を要請する。医療救護班のみでは対応できない場合は、県に災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣、埼玉県看護協会に看護師の派遣を要請する。

医療救護班の活動は、次のとおりである。

医療救護班の活動

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 傷病者に対する応急処置 ② トリアージの実施 ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療 ④ 軽症者に対する医療 ⑤ カルテの作成 ⑥ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請 ⑦ 助産救護 ⑧ 死亡の確認 ⑨ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施） |
|---|

2 救護所の設置

衛生班は、吉川松伏医師会に対し、病院敷地内等に応急救護所を設置するよう要請する。断水のため清潔な水が不足する場合は、越谷・松伏水道企業団に優先的な給水を要請する。停電の場合は、東京電力パワーグリッドに最優先で復旧を要請するとともに、発電機等の必要な資機材を確保する。

3 医薬品、医療資器材等の確保

(1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、備蓄の医薬品、医療資器材及び医師が持参する医薬品を使用する。不足する場合、衛生班は、埼玉県薬剤師会、医薬品業者に要請する。

調達が困難なときは、医療対策班は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

衛生班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、埼玉県赤十字血液センターに要請する。

また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

4 後方医療体制の確立

衛生班は、重症者等を救護所から町内の病院又は災害拠点病院まで救急車、町有車両等で搬送する。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、埼玉県ドクターヘリ、自衛隊等のヘリコプターでの搬送を要請する。

近隣の後方医療機関

- | |
|--|
| ① 町内の後方医療機関
医療法人明日佳埼玉あすか松伏病院、医療法人社団全仁会埼玉筑波病院 |
| ② 災害拠点病院
○基幹災害医療センター：川口市立医療センター
○地域災害医療センター：獨協医科大学越谷病院
(社福) 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院
自治医科大学附属さいたま医療センター
さいたま赤十字病院
さいたま市立病院
草加市立病院 |

第3 被災者等への医療

1 避難所等での医療、保健活動

衛生班は、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会に対し、地区単位に巡回する医療救護班の編成を要請し、避難所、仮設住宅、自宅滞在者の医療、保健活動を実施する。

医療保健活動の実施項目

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 避難所の保健医療活動運営 | ② 被災者の健康管理及び処遇調整 |
| ③ 栄養対策 | ④ 食中毒予防対策 |
| ⑤ 感染症予防対策 | ⑥ こころのケア対策の検討及び実施 |
| ⑦ エコノミークラス症候群予防対策 | ⑧ 介護予防対策 |

2 慢性疾患への対応

衛生班は、慢性疾患をもつ被災者の医療確保と継続を支援するため、医師会との調整、医薬品の調達、医療救護班との連携をとる。

また、人工透析患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、透析可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

3 精神科救急医療の確保

衛生班は、相談窓口や医療救護班等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士等の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第7節 水防・土砂災害対策

項 目	担 当
第1 水防対策	消防班、土木班、松伏町消防団、越谷県土整備事務所、総合治水事務所、江戸川河川事務所
第2 土砂災害対策	土木班

第1 水防対策

1 河川施設の応急対策

土木班、越谷県土整備事務所、総合治水事務所及び江戸川河川事務所は、堤防及び護岸の被害、障害物の状況等を調査し、応急排水や二次災害の防止措置等を講ずる。

2 水防活動

消防班は消防団を動員し、水防活動を要請する。

土木班は、降雨時に河川施設の被害箇所からの浸水被害を防ぐために、消防団とともに被害箇所及び重要な水防箇所を巡回し、異常を発見した場合は直ちに総合治水事務所及び江戸川河川事務所に報告するとともに水防活動を開始する。

なお、江戸川等の水防活動に関する事項については、別に定める江戸川水防事務組合水防計画書に基づき実施する。

第2 土砂災害対策

土木班は、砂防ボランティア等の協力を得て、崩壊した崖地の被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシート等により覆う等当面の安全措置を講ずる。

また、降雨時は警戒・監視を行い、必要に応じて住民避難を行う。

第8節 避難

項目	担当
第1 避難活動	庶務班、収容班、避難誘導班、教育部庶務班、社会教育班、施設管理者
第2 避難所の開設・運営	庶務班、収容班、衛生班、物資調達班、避難誘導班、施設管理者、春日部保健所
第3 町外への避難	庶務班

第1 避難活動

1 避難活動の基本

地震が発生した場合は、次の避難活動を行うことを基本とする。

- ① 地震が発生した場合、揺れが収まり身の安全が確保された後に、公園等に集合し、自治会、自主防災組織等の協力のもと要配慮者の無事を確認する。
- ② 火災等の発生により危険な場合は、安全な場所に避難する。
- ③ 自宅の耐震性が確保されている場合は避難せずに自宅での生活を継続する。
- ④ 自宅が倒壊、焼失した場合は、避難所で避難生活をする。

2 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を要する地域の住民に対し「避難の勧告」を行う。

ただし、事態が切迫し、急を要するときは「避難の指示」を行う。「勧告」は、その対象地域の住民等を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

避難勧告・指示発令の目安

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 知事から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ② 延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき ③ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ④ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ⑤ がけ崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき ⑥ 堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき ⑦ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき |
|---|

庶務班は、避難の勧告又は指示について、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して伝達する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象区域の

人口等を速やかに報告する。

避難の勧告・指示の発令権者及び要件

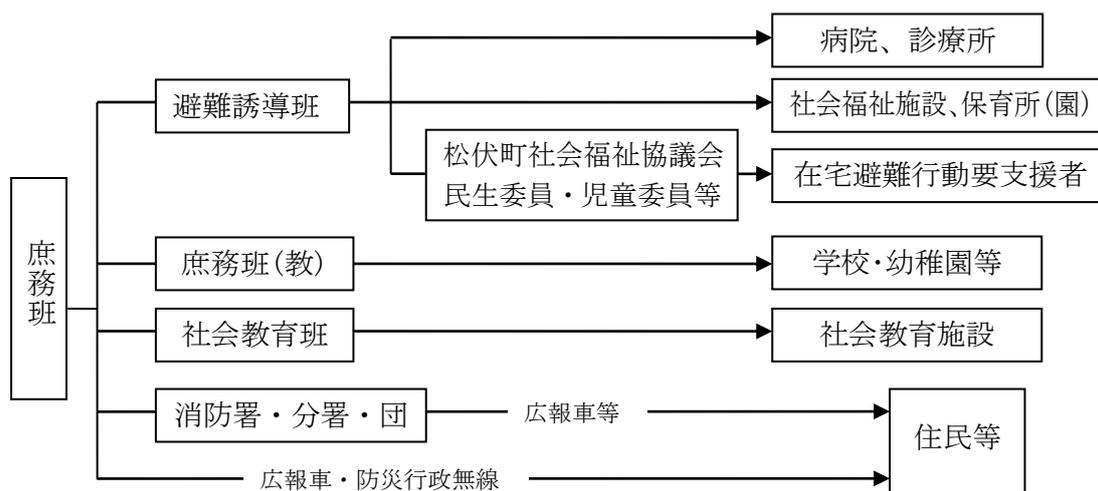
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官	○町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第61条
	○町長から要求があったとき	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難勧告・指示の伝達経路

避難の勧告・指示の伝達経路は次のとおりとする。

庶務班は、各班及び関係機関に避難の勧告・指示の広報を要請する。

避難勧告又は指示を行う際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。



避難勧告・指示等の伝達経路

(3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。庶務班は、その手続きを行う。

3 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、松伏町消防団が行うことを原則とする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、自主防災組織及び民生委員・児童委員等が支援する。

ただし、避難誘導班は、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者に対し、車両で避難させる。

社会福祉施設の入所者は、施設管理者が誘導する。

(3) 学校等の避難誘導

学校・保育所(園)・幼稚園の乳幼児・児童・生徒、社会教育施設等の施設利用者は、施設管理者が誘導する。

(4) 避難時の留意事項

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。原則として徒歩での避難とする。

4 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる等の措置を講じる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長又は消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長・団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ○町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	○消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

勤務時間内に災害が発生した場合は、庶務班は、避難所対応職員を派遣して、施設の開設及び避難者の受入れを行う。

勤務時間外に災害が発生した場合は、避難所対応職員が避難所に直行して避難所開設を行う。

庶務班は、避難所を開設した場合、直ちにその旨を知事に報告する。

2 避難所の運営

(1) 避難所運営体制の確立

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自治組織をつくり、自主的な運営を行う。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

収容班は、避難所の維持管理のために避難所担当職員を派遣する。避難所開設が長期に及ぶ場合は、町職員及び応援要員のローテーションを組んで対応する。

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とし、避難所自治組織やボランティア等との調整を行う。

避難所運営の役割分担

避難所自治組織	避難所担当職員
① 運営方法等の決定	① 災害対策本部との連絡
② 生活ルールの作成	② 広報
③ 避難者カード・名簿の作成	③ 施設管理者、ボランティア等との調整
④ 町からの連絡事項の伝達	④ 避難所運営記録
⑤ 食料・物資の配給	⑤ 避難者カード・名簿のとりまとめ
⑥ ボランティア等との調整	
⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	

(2) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者名簿を作成する。

また、自主防災組織と協力して、避難所施設以外の避難者の把握も行う。

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。

(4) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

収容班は、避難所に関する情報をとりまとめる。

3 避難環境の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを用途に応じて配置する。

避難所に設置すべきスペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ
⑩ 避難所事務室		

(2) 設備等の設置

収容班は、避難生活に必要な設備・備品を設置する。

避難所に設置すべき設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ テレビ・ラジオ・パソコン	

4 生活の支援

(1) 食料・飲料水・物資の供給

収容班は、各避難所の飲料水・食料・物資の必要量をまとめ物資調達班に確保を要請する。物資調達班はこれらを確保し避難所に供給する。避難者への配付は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

収容班は、公共施設や自衛隊の入浴支援及び公衆浴場等の入浴施設を確保し、被災者に対し入浴サービスを提供する。

5 要配慮者や女性への配慮

(1) 避難所での対策

避難所運営において、要配慮者や女性、子ども、外国人等に対し、次のとおり配慮する。

- ① 要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。

- ② 男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置するように努める。
- ③ 女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。
- ④ 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。
- ⑤ 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置等、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。
- ⑥ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、避難者の健康状態を十分把握し、メンタルケアを含めた対応を行う。
- ⑦ 要配慮者の健康状態については、専用スペースを設ける等の特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳、ホームヘルパー、介護ボランティアの派遣等の必要な措置をとる。
- ⑧ 外国人の避難者には、外国語の表示や通訳を確保する。

(2) 福祉避難所の開設

避難誘導班は、要配慮者の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し受入れを行う。

女性への配慮事項の例

- ① 避難所施設
 - ・物干し場、更衣室、休憩スペース、授乳室、間仕切り用パーティション
 - ・乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア
 - ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置
 - ・女性専用スペースへの女性用品の常備
- ② 運営管理
 - ・運営組織への女性の参画
 - ・女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
 - ・女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配付
 - ・避難者平等の食事作り・片付け、清掃等の役割分担
 - ・女性相談窓口の設置、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
 - ・配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
 - ・就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
 - ・防犯ブザーやホイッスルの配付

6 避難所以外での生活を余儀なくされている被災者への対応

収容班は、自宅等での避難生活を余儀なくされている被災者を把握し、避難所と同様の支援が行えるよう配慮する。

7 避難者と共に避難した動物の取り扱い

(1) 専用スペースの確保

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避

難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等がある等、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

(2) 飼養

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

8 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。

(1) 避難行動の普及

庶務班は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を住民等に周知しておく。

- ① ハザードマップによる避難の要否の確認
- ② 避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備
- ③ 避難所以外の避難先（親戚、知人等）の確保

(2) 自宅療養者等の避難確保

自宅療養者については、春日部保健所から事前に、地域の避難所に避難せず、避難が必要な場合には春日部保健所に連絡するよう周知する。その場合、春日部保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難誘導する。

濃厚接触者については、避難所に専用スペースを確保する。

(3) ホテル・旅館等の活用

庶務班は、指定避難所の過密を防止するため、県が埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を必要に応じて活用し、これらの宿泊施設へ高齢者や基礎疾患を有する方等を収容する。

(4) 避難所の感染防止

① 備蓄、訓練

庶務班は、避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくほかとともに、避難所担当職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

② 滞在スペースのゾーニング等

収容班は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方等を適切にゾーニングし、動線の分離を図る。

③ 健康管理

収容班は、受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、避難者が発症した疑いがある場合は、衛生班を通じて医師に連絡し、必要に応じて医師の診察を受けさせる。

医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。

避難者が新型コロナウイルス感染症を発症したことを確認した場合、当該避難者や避

難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

④ 衛生確保

収容班は、避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。

また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、当該感染者退去後は、居住していたスペース、トイレ、資材等の消毒及び十分な換気を行う。

⑤ 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

第3 町外への避難

1 協定先への要請

庶務班は、町外への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ締結している相互応援等の協定に基づき、協定先に被災者の受入れを要請する。

2 広域一時滞在

庶務班は、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対し他の都道府県との協議を求める。町内の施設で被災者を収容することが困難な場合は、県内の市町村に収容を要請する。

第9節 災害警備活動・交通対策

項目	担当
第1 吉川警察署の災害警備	吉川警察署
第2 被災地の警備	収容班、自主防災組織
第3 交通対策	土木班、越谷県土整備事務所
第4 交通規制	財務会計班、吉川警察署、道路管理者、吉川松伏消防組合

第1 吉川警察署の災害警備

吉川警察署は、次の災害警備活動を行う。

- ① 情報の収集・伝達及び広報
- ② 警告及び避難誘導
- ③ 人命の救助及び負傷者の救護
- ④ 交通秩序の維持
- ⑤ 犯罪の予防検挙
- ⑥ 行方不明者の捜索、検視及び死体調査
- ⑦ 漂流物等の処理
- ⑧ その他治安維持に必要な措置

第2 被災地の警備

1 被災地の警備

自主防災組織は、自らの居住区域の警戒巡視を行い、火災、盗難等を防止する。

2 避難所の警備

収容班は、避難所の防犯対策を実施する。避難所担当職員は、避難所自治組織と連携して、避難所内における火災の防止や防犯に努めるようにする。

第3 交通対策

1 被災状況の把握

地震が発生した場合、土木班は、道路、橋梁について巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物件の被災状況を把握する。

また、被災箇所については、所管の道路管理者や警察署等と連携して通行の禁止又は制限等の措置等を講じるとともに、応急措置を行う。

2 道路上の障害物の除去

(1) 障害物の除去

土木班は、管理する町道について、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障

がある場合には、建設業者等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置する等の措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(2) 放置車両等の移動

土木班は、管理する町道について、車両の通行が停止・停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずる。

車両等の占有者等が措置をとらない場合や、現場にいない場合は、土木班が車両の移動等の必要な措置をとる。

3 道路・橋梁の復旧対策

土木班は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占有者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

第4 交通規制

交通規制実施者は、各種法令にもとづいて交通規制を実施する。財務会計班は、交通規制の情報収集し、住民に広報する。

交通規制の実施者

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災対法第76条の3第1項 災対法第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災対法第76条の6

第10節 緊急輸送

項目	担当
第1 緊急通行車両の確認	輸送班
第2 緊急輸送路の確保	土木班、県
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	教育部庶務班、都市計画班
第4 緊急輸送	輸送班

第1 緊急通行車両の確認

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の2の規定により緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び確認証明書の交付）を行う。

輸送班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を公安委員会に提出する。公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両標章及び確認証明書を交付する。

交付された緊急通行車両標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は、当該車両に備えつける。

第2 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

土木班は、緊急輸送道路を優先に町道の被災状況を把握し、応急復旧作業を行う。

道路管理者は、警察と連携して、緊急輸送道路の状況を把握し、状況に応じて点検・応急復旧等を行い、通行を確保する。

2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

また、町は、次の道路を緊急輸送道路として指定している。

緊急輸送道路

県指定：主要地方道越谷野田線（一部町道17号線）、主要地方道葛飾吉川松伏線
 主要地方道松伏春日部関宿線、主要地方道野田岩槻線、主要地方道春日部松伏線

町指定：町道1号線～7号線、町道12号線、町道59号線

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

都市計画班及び教育部庶務班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、被災状況を把握する。

都市計画班及び教育部庶務班は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地

の状況を早急に把握し、開設作業等について自衛隊等に協力する。

ヘリコプター臨時離着陸場の候補地は、松伏総合公園とする。

第4 緊急輸送

1 輸送手段の確保

(1) 車両の確保

輸送班は、町有車両を管理し、各班からの配車要請を踏まえて配車を行う。

町有車両では不足する場合又は町有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

輸送班は、燃料を燃料販売業者から調達する。必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。

(3) その他の輸送手段の確保

輸送班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

2 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

町及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

緊急輸送の範囲

第1段階	① 救助・応急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 初動の応急対策に必要な人員、物資 ④ 医療機関へ搬送する傷病者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通対策等に必要な人員、物資
第2段階	上記に加え ① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記に加え ① 災害復旧に必要な人員、物資 ② 生活必需品

(2) 緊急輸送の実施

輸送班は、輸送業者等と連絡調整を行い、緊急輸送を実施する。

輸送を依頼する場合には、交通情報に注意し、なるべく使用可能な路線を通知するよう努める。

第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給

項目	担当
第1 飲料水の供給	庶務班、越谷・松伏水道企業団
第2 食料の供給	物資調達班
第3 生活必需品等の供給	収容班、物資調達班
第4 救援物資の受入れ・管理	物資調達班

第1 飲料水の供給

1 備蓄品の配布

庶務班は、備蓄飲料水又は関係機関・団体等から受け入れた救援物資の飲料水を配布する。

2 給水の要請

庶務班は、断水の状況、避難所、病院等の需要を把握し、越谷・松伏水道企業団に給水を要請し、給水方法、給水拠点の設置場所等について調整する。

3 応急給水

庶務班及び越谷・松伏水道企業団は、応急給水を次のように実施する。

(1) 優先給水

断水地区の医療機関、社会福祉施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(2) 応急給水活動

町及び越谷・松伏水道企業団は、飲料水を浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、耐震性貯水槽を併用し、給水活動を行う。給水拠点では、住民が持参したタンク、バケツ等に給水する。給水拠点は、原則として避難所とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管等の措置をとる。

給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～復旧まで
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面等最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	耐震性貯水槽、給水車等	基幹管路付近の可搬式応急給水栓	配水管上の可搬式応急給水栓	仮配管からの各戸共用給水

第2 食料の供給

1 備蓄食料の供給

地震発生直後（1日程度）は、原則として、住民、事業所自らが備蓄した食料、町の備蓄食料を充てる。避難所担当職員は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じて避難者へ

供給する。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

- ① 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ④ 災害応急活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外）
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人
- ⑥ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない人

(2) 需要の把握

物資調達班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

(3) 食料の確保

物資調達班は、需要に基づき業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。

(4) 政府所有の米穀調達

本部長は、応急用米穀の確保ができないときは、県に米穀の調達を要請することができる。

県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省政策統括官に対し「米穀の買入・販売等基本要領（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき災害救助用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。

3 食料の供給

(1) 食料の輸送

物資調達班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。

食料の集積拠点は、中央公民館とし、食料等の物資の仕分け・管理を行う。その場合は、管理責任者及び警備員等を配置し食品管理を徹底する。

(2) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自治組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。

(3) 炊き出し

物資調達班は、炊き出しにて食料を供給する場合は、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。

また、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、必要な食料や資機材を準備する。

(4) 報告

庶務班は、炊き出し、食品の配分、その他食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。

第3 生活必需品等の供給

1 備蓄品の供給

地震発生直後（1日程度）は、原則として、住民、事業所自らが備蓄した生活必需品、町の備蓄品を充てる。避難所担当職員は、備蓄倉庫に保管してある生活必需品等を必要に応じて避難者へ供給する。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品供給等の対象者

生活必需品供給等の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具、その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 生活必需品等の需要の把握

物資調達班は、生活必需品等の必要量の把握を食料と同様に行う。

(3) 生活必需品等の調達

物資調達班は、協定業者等へ物資供給を依頼する。協定業者だけでは不足するときは、県、又は近隣市に対して物資の供給を依頼する。

収容班は、日赤救援物資等の調達を行う。

3 生活必需品等の供給

物資調達班は、食料と同様に供給を行う。

4 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。要配慮者のうち障がい者については、障害の内容に応じて必要な物資を整備する。

第4 救援物資の受入れ・管理

1 救援物資の受付

救援物資の受入れは、公共団体や企業等からのもののみとし、個人からは受け入れないことを原則とする。

物資調達班は、公共団体や企業等からの申出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

2 救援物資の受入れ・管理

物資調達班は、中央公民館に集積拠点を開設し、施設管理者や災害協定団体の協力を得て救援物資の受入れ・管理・配分を行う。なお、大量の救援物資を扱う場合は、民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、倉庫等の施設を活用する。

第12節 帰宅困難者の支援

項目	担当
第1 情報等の提供	財務会計班
第2 一時滞在施設の確保	財務会計班
第3 帰宅への支援	財務会計班

第1 情報等の提供

財務会計班は、町内の企業、高等学校、大学等の帰宅困難者の状況を把握し、被害情報、交通機関の運行状況や道路の通行規制、帰宅支援ステーションの開設状況等の支援情報を提供するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

財務会計班は、徒歩帰宅者に簡易地図等を配付し、誘導を行う。

第2 一時滞在施設の確保

1 一時滞在施設の確保

財務会計班は、地震の発生により、交通機関が運行停止し、滞留者が発生した場合、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先することとする。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

財務会計班は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄の提供方法をあらかじめ決めておく。

第3 帰宅への支援

1 帰宅活動への支援

財務会計班は、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

(1) 一時滞在施設の提供

公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放する。

(2) 飲料水、食料の配付

一時滞在施設等において、飲料水、食料の配付する。

(3) 一時休憩所提供の要請

ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての

利用を要請する。

(4) 代替輸送の提供

バス輸送の実施をする。

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第13節 遺体の取扱い

項目	担当
第1 行方不明者の搜索	庶務班、消防班、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、吉川警察署
第2 遺体の処理・収容	衛生班、吉川警察署
第3 遺体の埋火葬	衛生班

第1 行方不明者の搜索

1 行方不明者の搜索

庶務班及び消防班は、搜索活動を実施する。

また、被害の規模等により必要がある場合は、吉川松伏消防組合、松伏町消防団、警察及び自衛隊等の関係機関に支援の要請を行い、搜索活動を実施する。

搜索活動等により、遺体を発見した場合は、直ちに警察へ連絡し、警察の検視及び死体調査、医師の検案を受ける。

2 相談窓口の設置

庶務班は、相談窓口で行方不明者等の問合せに対応し、要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、吉川松伏消防組合、警察署に提出し密接に連携をとる。

第2 遺体の処理・収容

1 遺体の安置所の設置

衛生班は、遺体の検視、検案等の遺体の処理、安置を行うため、B & G海洋センター又は公共施設等に遺体安置所を開設する。警察との協議により検視又は死体調査を行うための検視所を併設する。

2 遺体の処理

(1) 遺体の検視又は死体調査

警察署は、遺体の検視又は死体調査を行い、医師は検案を行う。

(2) 遺体の輸送

衛生班は、検視（見分）、検案を終えた遺体を遺体安置所に搬送する。

(3) 遺体の検案

衛生班は、遺体の検案、洗浄、縫合消毒等の処理を吉川松伏医師会、葬祭業者等の協力を得て実施する。災害救助法が適用された場合には、県の協定に基づき日赤救護班が行う。

3 遺体の安置

(1) 遺体の安置

衛生班は、葬儀業者からドライアイス、納棺用品等の供給を確保し、遺留品等の整理を行う。身元が判明した遺体は遺族に引き渡す。

(2) 漂着遺体等の取扱い

衛生班は、漂着遺体等を次のように処理する。

- ① 遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市区町村長に引き渡す。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市区町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市区町村に引き渡す。

なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

第3 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

衛生班は、役場等で埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

衛生班は、近隣の火葬場を確保する。遺体が多数のため、処理できないときは、近隣の火葬場又は協定締結市町に火葬を依頼する。

(3) 埋火葬の調整・あっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとする。衛生班は、火葬場の損傷、葬儀業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

2 遺骨の保存

衛生班は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

なお、外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第14節 環境衛生

項目	担当
第1 廃棄物処理	衛生班
第2 防疫活動	衛生班、収容班、県、吉川松伏医師会
第3 食品衛生対策	春日部保健所
第4 環境監視	衛生班
第5 動物対策	衛生班、農務班

第1 廃棄物処理

1 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

衛生班は、水道が断水した場合、備蓄トイレ及び協定により確保した仮設トイレを避難所等に設置する。業者からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、70人程度に1基を基本とし、障がい者等への配慮を行う。

(2) し尿の収集・処理

衛生班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市等に応援を要請する。

なお、仮設トイレの清掃及び消毒は、使用者が行うこととする。

2 生活ごみの処理

(1) 収集処理

衛生班は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、集積、処理施設の確保を図る。

(2) 収集の広報

衛生班は、広報紙等を通じて、ごみの分別等のごみ捨てのルールを守るよう住民に協力を呼びかける。

また、避難所自治組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。

3 がれきの処理

(1) がれき収集・処理計画の作成

衛生班は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

(2) がれきの収集及び処理

衛生班は、がれきのうち危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

建築物のがれきについては、被災者生活再建支援法による解体・撤去が適用された物件を対象とする。

がれきが大量に発生した場合は、各地区の公園等に仮置場を設置する。収集運搬は、原則的に町及び委託業者が行う。

なお、がれきは破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

(3) 不法投棄の監視

衛生班は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

4 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

衛生班は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正に処置する。

第2 防疫活動

1 防疫

衛生班は、吉川松伏医師会等と協力して、防疫活動実施のための防疫班を編成し、県の指示により次の防疫活動を実施する。

防疫活動の項目

① 健康調査	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。
② 健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。
③ 清掃	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。
④ 消毒	薬品により消毒を実施する。
⑤ ねずみ族・昆虫駆除	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。
⑥ 予防接種	定期又は臨時に実施する。

2 検病調査

検病調査は、県が検病調査班を編成し実施するが、衛生班は県の調査に協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。

また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

3 感染症患者への措置

衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

感染症患者等への措置

① 発生状況、動向及び原因の調査	② 健康診断
③ 就業制限	④ 感染症指定医療機関への入院勧告
⑤ 消毒等	

4 消毒等の実施

衛生班は、関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒及び害虫駆除の実施を行う。

また、住民組織を通じて薬品を配付する。

5 避難所における衛生管理

収容班は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

また、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう避難者に指導する。

第3 食品衛生対策

春日部保健所は、県から派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、次のような食品衛生監視活動を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する被害発生の防止

第4 環境監視

衛生班は、工場、事業所等から有害物質が漏出し、周辺住民に影響のある場合は、注意喚起や避難等の措置を行う。

第5 動物対策

1 放浪動物への対応

衛生班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

2 ペットへの対応

ペットの避難は、原則として飼い主の責任で行うものとする。衛生班は、動物愛護の観点から、レンタル機材等により避難所の屋外敷地内に仮設のペット救護所を設置する等の対応や環境衛生の維持に努める。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室以外のスペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

避難生活が長期化する場合は、県動物救援本部と取り扱いについて協議し、動物救護所等が設置される場合は、町有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。

3 家畜等への対応

農務班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。

第15節 公共施設等の応急対策

項 目	担 当
第1 公共建築物	庶務班、都市計画班
第2 ライフライン施設	土木班、県、東京電力パワーグリッド株式会社、東彩ガス株式会社、越谷・松伏水道企業団、東日本電信電話株式会社
第3 その他の施設	衛生班、農務班、施設管理者

第1 公共建築物

庶務班及び都市計画は、町有施設の応急危険度判定や被災状況の把握を行い、防災拠点施設としての使用の可否及び二次災害の防止措置を行う。

第2 ライフライン施設

1 電気施設応急対策

(1) 基本方針

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(2) 応急対策

① 電力供給の維持

ア 電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。

イ 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

② 要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に努める。

③ 被害状況の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

ア 一般被害情報等

a 気象及び地象情報

(a) 一般被害情報

(b) 停電による主な影響状況

(c) 地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況

(d) その他災害に関する情報（交通情報等）

イ 東京電力関連被害情報

a 東京電力の施設の被害状況

b 復旧資機材、応援隊、食料等の要望

c 人身災害、その他の災害発生状況

④ 復旧計画

ア 各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。

イ 各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

⑤ 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には、所定の標識・標章を掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。

⑥ 復旧応援隊

被害が多で自社の工事力では、早期復旧が困難な場合は、本店本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

⑦ 広報活動

ア 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。

イ 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。

ウ 非常災害が発生した場合は、松伏町の関係機関と必要に応じて連携を図る。

(3) 電源車等の配備

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、経済産業省等や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。

2 都市ガス施設応急対策

東彩ガス株式会社は、災害のため都市ガス施設に被害発生のおそれのある場合、又は発生した場合において、都市ガス施設並びに都市ガス供給にかかる災害の未然防止と被害の早期復旧を図る。

(1) 災害応急対策

① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）

イ 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）

ウ その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

② 情報の集約（被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。）

③ 広報活動（テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。）

④ 対策要員の確保

- ⑤ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）
 - ⑥ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
 - ⑦ 地震発生時の供給停止
 - ⑧ 応急工事
 - ⑨ その他必要な対策
- (2) 災害復旧対策
- ① 復旧計画の策定（救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。）
 - ② 復旧作業（製造設備・供給設備）は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。
 - ③ その他必要な対策
- (3) 災害時における復旧活動資機材の確保
- ① 調達
 - 各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。
 - ア 取引先・メーカー等からの調達
 - イ 被災していない他地域からの流用
 - ウ 他ガス事業者等からの融通
 - ② 復旧用資機材置場等の確保
 - 災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。
 - また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

3 上水道施設応急対策

越谷・松伏水道企業団は、上水道施設の被害状況の調査及び復旧工事を可能な限り早期に完了するよう実施する。

また、上水道復旧資機材や技術者が不足する場合は、関係機関に対し、応援を要請する。

復旧作業は、原則として浄水場に近い配水管から行うものとするが、作業の難易度及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。

なお、医療施設、避難所、福祉施設等については、優先的に作業を行うものとする。

4 下水道施設応急対策

土木班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体等に対し協力を要請する。

下水管渠は、土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

5 電気通信設備応急対策

災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生する恐れのある場合において、東日本

電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生、又は発生する恐れのある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生、又は発生する恐れのある場合、対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害の発生、又は発生する恐れのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するため、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する

第3 その他の施設

1 不特定の人が利用する公共施設

不特定の人が利用する施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図る。

また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

農務班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療施設

施設管理者は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。各施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

衛生班は、医療施設の状況を把握する。

4 社会福祉施設

施設管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第16節 応急住宅対策

項 目	担 当
第1 住宅の被災調査・罹災証明書等の発行	調査班
第2 被災住宅の応急修理	都市計画班
第3 応急住宅の供給	都市計画班、県
第4 住宅関係障害物の除去	都市計画班、越谷県土整備事務所
第5 建築物・宅地の危険度判定	都市計画班

第1 住宅の被災調査・罹災証明書等の発行

1 住家の被災調査

調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（内閣府、令和2年3月）」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。

なお、火災により焼失した家屋等は、消防本部が「消防法」に基づき火災調査を行う。

2 罹災証明書の発行

調査班は、被災者からの「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。

3 罹災届出証明書の発行

調査班は、被害程度の判定を必要としない住宅の被害、住家以外の家財（家具・家電等）、塀・門等の工作物の被害について、被災者からの写真等について確認し、届出があった旨を証明する罹災届出証明書を発行する。

また、事業所等の住家以外の被害について、罹災届出証明書を発行する。

第2 被災住宅の応急修理

1 応急修理の対象

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼、半壊又は準半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

都市計画班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者（大規模半壊以上の世帯については資力を問わない）

2 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要

最小限とする。都市計画班は、工事指名登録業者に委託して応急修理を行う。

応急修理終了後は、その旨を県に報告する。

第3 応急住宅の供給

1 既存住宅の活用

(1) 公的住宅の確保

都市計画班は、住宅を失った被災者に対して、県を通じて、県営住宅、他の自治体公営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋、公的宿泊施設の情報を収集し、被災者に提供する。

(2) 埼玉県・市町村家賃給付金の支給

県及び町は、特別な理由により、県又は町が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）に対して家賃補助を行う。

都市計画班は、被災者への広報、申請の受付を行う。

2 応急住宅

災害救助法が適用された場合、県は応急住宅を確保する。町は、建設型応急住宅の設置場所の確保、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(1) 需要の把握

都市計画班は、災害後に被害調査の結果から応急住宅の必要な概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所にて、応急住宅入居の申込みを受付ける。

応急仮設住宅への入居対象者は、罹災証明書の発行を受けており、かつ次の条件に該当する者である。これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

応急住宅への入居対象者

<p>次のすべての条件に該当する被災者</p> <p>① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者</p> <p>② 居住する住家がない被災者</p> <p>③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者</p> <p>④ 居住する住宅の応急修理を行っていないもの</p>
--

(2) 借上型応急住宅の確保

都市計画班は、民間賃貸住宅の一時借り上げによる借上型応急住宅の確保を要請する。

(3) 建設型応急住宅用地の確保

都市計画班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。

ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者との間に賃貸契約を締結するものとする。

応急仮設住宅の建設予定地

① 松伏記念公園	② 松伏総合公園
----------	----------

(4) 建設型応急住宅の建設

都市計画班は、県の行う建設に協力する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(5) 入居者の選定

都市計画班は、入居者の選定にあたり、必要に応じて福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して決定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者の状況、ペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(6) その他の措置

要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

また、建設型応急住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。

第4 住宅関係障害物の除去

1 対象者

都市計画班は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木等で日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

障害物除去の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。 ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。 |
|--|

2 除去の実施

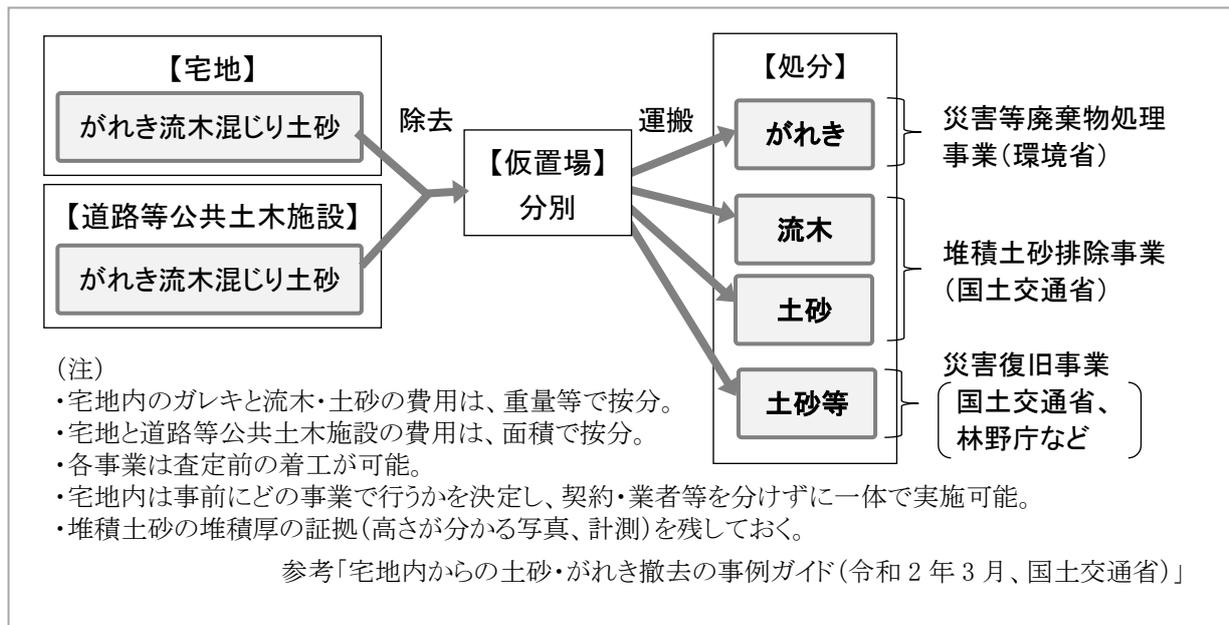
都市計画班は、町所有の器具及び機械を用いて障害物を除去する。労力又は機械力が不足する場合は、越谷県土整備事務所に要請し、隣接市からの派遣を求める。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は、衛生班と連携し一時集積場所等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

3 災害廃棄物、堆積土砂等の一括除去

都市計画班、衛生班は、災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業及び災害復旧事業（国土交通省）の連携スキームを適用し、家屋、宅地及び周辺街路等のがれき流木混じり土砂等を一括除去する必要がある場合、相互に連携して関係省庁（環境省、国土交通省など）と連携スキームの運用について協議するとともに、被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

連携スキームのイメージ



第5 建築物・宅地の危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

都市計画班は、応急危険度判定実施本部を設置し、資機材、判定士等を確保する。被災状況等により判定士等の確保が困難な場合は、広域要請を行う。

判定は、被災状況を調査の上、緊急を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために宅地の危険度判定を行う。

都市計画班は、県等を通じて宅地判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第17節 文教対策・保育対策

項 目	担 当
第1 応急教育	教育部庶務班、学校教育班、校長
第2 保育所（園）・幼稚園の措置	避難誘導班、学校教育班、施設長
第3 文化財の応急措置	社会教育班、県
第4 社会教育施設等の措置	社会教育班、施設管理者等

第1 応急教育

1 発災時の対応

(1) 安全の確保

校長は、地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、吉川松伏消防組合等と連携の上、校外の安全な避難所に避難誘導をする。

校長は、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育部庶務班に報告する。

(2) 帰宅措置

校長は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

また、児童・生徒を下校させることが危険な場合、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがない場合は、学校にて保護する。

(3) 児童・生徒等の安否確認

地震が夜間・休日等に発生した場合、校長は児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

2 避難所開設への協力

校長は、学校が避難所に指定されている場合は、地震発生直後に体育館等のスペースを避難者収容のために供与し、避難所開設に協力する。

また、避難生活時には、避難所職員と使用する学校施設、教職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

3 応急教育

(1) 休業等の措置

校長は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を学校教育班に報告し、休業等の措置をとる。

(2) 教育場所の確保

教育部庶務班は、施設の被害状況を調査し、応急教育のための場所を確保する。災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

(3) 応急教育の準備

学校教育班及び校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周

知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(4) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が鎮静化するまで原則として行わない。

(5) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。

教育部庶務班は、校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、調達、配分を行う。教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その給与の方途を講じる。

4 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

災害により修学が困難となった県立高校の生徒については、必要に応じ、授業料の減免、奨学金の貸与の措置が講じられる。

小・中学校等に関しても給食費の免除等県に準ずる措置の実施を検討する。

第2 保育所（園）・幼稚園の措置

1 発災時の対応

(1) 安全の確保

保育所（園）・幼稚園では、地震等が発生した場合、利用児童、職員の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、吉川松伏消防組合等と連携の上、園外の安全な避難所に避難誘導をする。

また、保護者の迎えがない場合は、利用児童を保護する。

施設長は、施設設備の被害状況を把握し、利用児童、職員の状況を含めて避難誘導班、学校教育班に報告する。

(2) 利用児童等の安否確認

地震発生後、施設長は、利用児童、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

2 応急保育

避難誘導班は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の利用ができない場合、避難先の小学校等で臨時的な保育所等を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所（園）や近隣の保育所で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第3 文化財の応急措置

社会教育班は県と連携して、次の応急措置を行う。

1 有形文化財・有形民俗文化財

有形文化財・有形民俗文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

2 石造物

宝篋印塔・五輪塔等の石造物には、崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

被害の状況によっては、防護柵等を設け、安全と現状維持を図る。

3 天然記念物

天然記念物（大イチョウ）の現況を確認し、倒木の危険がある場合には、防護柵等を設ける等、安全確保のための措置をとる。

第4 社会教育施設等の措置

施設管理者等は、避難等、利用者の安全の確保に努め、早期帰宅が可能なように情報を提供する。交通途絶により帰宅困難となった者には、当該施設において一時的な収容を行う。

社会教育班は、所管の施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。

また、避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、安全を確認のうえ使用する。

第18節 要配慮者等の安全確保対策

項目	担当
第1 社会福祉施設入所者の安全確保	避難誘導班、施設管理者
第2 要配慮者の安全確保	避難誘導班
第3 外国人の安全確保	財務会計班

第1 社会福祉施設入所者の安全確保

1 施設管理者の対応

施設管理者は、入所者の安否を確認し、入所者の救助及び避難誘導を実施する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配付するとともに、不足が生ずる場合は、県及び町に協力を要請する

2 町の対応

(1) 避難誘導及び受入先への移送の実施

避難誘導班は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(2) 巡回サービスの実施

避難誘導班は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフライン優先復旧

避難誘導班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第2 要配慮者の安全確保

1 安否確認及び救助活動

避難誘導班は、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者の個別計画及び避難行動要支援者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、消防団や自主防災組織等の協力を得ながら行う。

また、住民組織の協力を得ながら在宅のその他要配慮者の救助を行い、福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

2 要配慮者への支援

(1) 生活支援物資の供給

避難誘導班は、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の調達及び供給を行う。配付を行う際には、配付場所や配付時間を別に設ける等配慮する。

(2) 情報提供

避難誘導班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等により情報を随時提供する。

(3) 相談窓口の開設

避難誘導班は、相談窓口職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(4) 巡回サービスの実施

避難誘導班は、民生委員・児童委員、医師、保健師、ホームヘルパー等により、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

避難誘導班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受入れを要請する。

(6) 福祉避難所の設置

避難誘導班は、社会福祉施設等を福祉避難所として開設し、要配慮者の受入れを行う。

福祉避難所の設置予定場所

北部サービスセンター

3 避難所における要配慮者への配慮

- (1) 避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供する等配慮する。
- (2) 要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。
- (3) 性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には女性専用窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

第3 外国人の安全確保

1 安否確認

財務会計班は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、住民登録している外国人や県の安否調査依頼書(「災害時における外国人被害情報の収集及び報告等取扱要領」参照)等の情報により、避難所等を巡回して、外国人の安否確認、避難状況等を調査する。その結果は県に報告する。

また、外国人旅行者についても避難所や公共施設等で把握し、支援に努める。

2 避難誘導の実施

財務会計班は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

財務会計班は、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。

また、語学ボランティア等の協力を得て災害広報紙等を作成し生活支援情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

財務会計班は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

財務会計班は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

第 3 章 震災復旧復興計画

第1節 迅速な災害復旧

項目	担当
第1 災害復旧事業計画の作成	各課
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	各課
第3 災害復旧事業の実施	各課

第1 災害復旧事業計画の作成

各課は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、通常業務をできるだけ早く復旧させることに努める。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、事業期間の短縮に努める。

また、新たに災害の防止に努めるよう県各部局、国と十分連絡調整を図る。

なお、総務課は、各班が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑪ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

各課は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総務課は、各班が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

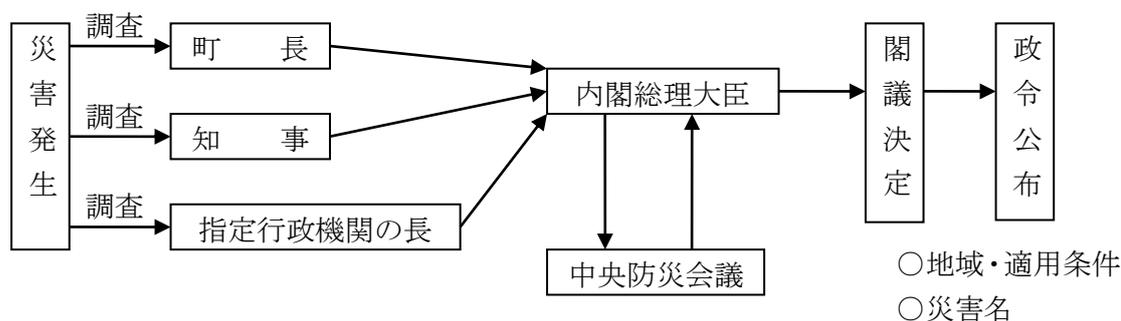
- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法

- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

町及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。



激甚災害指定の流れ

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設復旧事業関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業

- ス 堆積土砂排除事業
- セ たん水排除事業
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助
 - キ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ク 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 罹災公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - オ 小害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - カ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - キ 水防資材費の補助の特例
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例
 - ケ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に関する補助

3 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3 災害復旧事業の実施

各課は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

項目	担当
第1 災害復興対策本部の設置	総務課
第2 災害復興計画の策定	総務課、各課
第3 災害復興事業の実施	各課、県
第4 特定大規模災害時の対応	各課

第1 災害復興対策本部の設置

総務課は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

総務課は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。方針決定後は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

各課は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

本部長は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

県及び町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第4 特定大規模災害時の対応

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災町となった場合、町は必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定する。また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあつせんを要請する。

第3節 生活再建等の支援

項目	担当
第1 被災者の生活確保	各課、県、越谷公共職業安定所、日本郵便株式会社
第2 被災者等への融資等	いきいき福祉課、環境経済課、県社会福祉協議会、住宅金融支援機構
第3 義援金品等の受入れ・配分	住民ほけん課、いきいき福祉課、県

第1 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業あっせん等

(1) 埼玉労働局

① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。

ア 臨時職業相談窓口の設置

イ 越谷公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

② 雇用保険の失業給付に関する措置

ア 証明書による失業の認定

イ 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

③ 災害により事業主が倒産等の状態に陥り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。

(2) 県

被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施する。

2 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

住民ほけん課、いきいき福祉課及びは、被災者への支援を漏れなく行うために、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を整備し、各班で共有する。

被災者台帳の記載（記録）内容

- | | | | |
|-------------------------------|--------|------|----------|
| ① 氏名 | ② 生年月日 | ③ 性別 | ④ 住所又は居所 |
| ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 | | | |
| ⑥ 援護の実施の状況 | | | |
| ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | | | |
| ⑧ その他（内閣府令で定める事項） | | | |

(2) 被災者台帳の利用

住民ほけん課及びいきいき福祉課及びは、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

3 税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、災害により被災者の納付すべき税等について、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

また、国及び県も同様の措置をとる。

4 郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び救護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ④ 利用の制限及び業務の停止

5 生活必需品の安定供給の確保

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

6 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

町は、低所得罹災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させる。

まちづくり整備課及び新市街地整備課は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

7 被災者生活再建支援

いきいき福祉課は、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）及び「埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給する。

第2 被災者等への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被災した所得の低い者に対し、速やかに自力更正の一助となるよう、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び松伏町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 住宅復興融資

住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

いきいき福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく「松伏町災害弔慰金の支給等に関する条例」により、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。

(4) 災害見舞金

いきいき福祉課は、「松伏町災害見舞金支給条例」に基づき、災害により被害を受けた町民又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。

2 被災中小企業への融資等

関係機関は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関による施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

環境経済課は、被災者等にこれらの情報を提供する。

- ① 災害復旧資金貸付（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）
- ② 災害復旧高度化資金（県、中小企業基盤整備機構）
- ③ 経営安定資金（災害復旧関係）（県）
- ④ 経営安定関連保証（信用保証協会）
- ⑤ 災害関係特例保証（信用保証協会）

3 被災農林漁業関係者への融資等

災害により被害を受けた農業者又は団体に対し、復旧を促進し農業の生産力の維持と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により農業経営に必要な資金を融資する。環境経済課は、被災者等にこれらの情報を提供する。

- ① 天災融資法に基づく資金融資
- ② 株式会社日本政策金融公庫法による資金融資

- ③ 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
- ④ 農業災害補償法に基づく農業災害補償

第3 義援金品等の受入れ・配分

1 義援金品、寄附金品の受入れ

住民ほけん課及びいきいき福祉課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

また、日赤埼玉県支部、ホームページ等を通じて募集を行う。

義援品は、救援物資と同様に扱う。

2 義援金、寄附金の保管及び配分

住民ほけん課及びいきいき福祉課は、義援金配分委員会を組織し、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。寄託された義援金は被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

第4章 南海トラフ地震関連情報の 発表に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

第1 計画策定の趣旨

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかったこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

埼玉県は、南海トラフ地震が発生した場合の想定最大震度が震度5強であることから、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されなかったが、南海トラフ地震関連情報の発表に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、震災対策編の第4章として「南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画」を策定しているものである。

第2 基本的な考え方

対応に当たっての町の基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 南海トラフ地震関連情報発表中においても都市機能は、平常どおり確保する。
- 2 南海トラフ地震関連情報発表に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、財産を保護し、地震発生時には被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、南海トラフ地震関連情報発表時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。
- 4 発災後の対策は、震災対策計画編により対処する。
なお、発災前の対策についても、必要に応じて震災対策計画編により対処する。
- 5 町域は、南海トラフ地震防災対策推進地域でないことから南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

この計画の策定に当たっては、最も社会的混乱が予想される時間帯に南海トラフ地震関連情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合を想定するとともに、予想震度等の前提条件を次のとおりとする。

1 南海トラフ地震関連情報の発表時刻

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

町内の震度は、概ね震度5弱～5強程度とする。

3 南海トラフ地震関連情報

南海トラフ地震関連報の種類と対応

情報名	発表基準	推進地域の防災対応	
南海トラフ地震臨時情報	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	
	〔巨大地震注意〕	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等	・日頃からの地震への備えを再確認する等
	〔巨大地震警戒〕	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)		

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応措置

第1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

庶務班は、県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、町内の防災関係機関、団体等に伝達する。

第2 活動体制の準備等

庶務班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）の発表時に警戒体制を敷く。

防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- ① 南海トラフ地震臨時情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- ② 社会的混乱防止のため必要な措置
- ③ 防災関係機関との連絡調整

第3 広報

町が行う広報の項目は次のとおりである。

(1) 住民・事業所の取るべき措置

- ① 情報を確かめる（ラジオ・テレビの情報、町の情報）
- ② 火の始末
 - ア 危険物を安全な場所に移す
 - イ 火の使用が必要な所では十分な注意をはらう
- ③ 家庭での防災
 - ア 家族の役割分担
 - イ 棚上の物をおろす
 - ウ 家具の転倒防止

(2) 混乱防止のための広報

- ① 地震発生時の町内の予想震度（最大5強）、予想される被害程度（耐震性の低い建物でひび割れ・亀裂が入ったり、固定していない家具の移動、補強されていないブロック塀の倒壊等が発生するレベル）
- ② 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話、旅行等の自粛

風水害対策編

第 1 章 災害予防計画

第1節 水害等予防対策

項目	担当
第1 河川施設の整備	まちづくり整備課
第2 雨水対策の推進	まちづくり整備課、新市街地整備課
第3 浸水想定区域の周知徹底	総務課
第4 地下空間に対する対策	総務課、新市街地整備課
第5 土砂災害対策	総務課、まちづくり整備課、新市街地整備課、越谷県土整備事務所

第1 河川施設の整備

まちづくり整備課は、大規模な水害の発生を防ぐため、国、県による河川改修と一体となった整備を実施する。

第2 雨水対策の推進

1 雨水流出抑制対策の推進

まちづくり整備課及び新市街地整備課は、都市型水害を防止するため、新たな住宅等の開発に当たっては、松伏町開発指導要綱等に基づいて、浸透ますの設置、駐車場等への透水性舗装の実施等を指導する。

また、「松伏町浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付要綱」に基づき、浄化槽を雨水貯留施設に転用し雨水の有効利用を行う者に対して、その転用に要する費用の一部を町が助成する。

2 雨水対策施設の整備

まちづくり整備課は、都市型水害の防止を図るため、公共下水道雨水幹線の整備や水路の改良、排水ポンプの設置等により内水対策を強化する。

第3 浸水想定区域の周知徹底

1 浸水想定区域等の周知徹底

水防法第15条の規定に基づき町防災会議は、浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められた場合は、その施設の施設の名称及び所在地

総務課は、洪水ハザードマップや防災教育等により、河川のはん濫等により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡体制等を住民に周知する。

2 施設の避難確保計画・浸水防止計画の作成促進

浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、水防法に基づき洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、町への報告、訓練の実施を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

また、大規模工場（大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの）は、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努める。

総務課は、これらの計画に関する資料等を必要に応じて提供し、計画作成を促進する。

第4 地下空間に対する対策

1 情報伝達体制

総務課及び新市街地整備課は、地下街等及び地下に居室や駐車場等を有する施設の分布を吉川松伏消防組合の特定防火対象物リスト等や建築申請時に把握し、これらの施設の所有者又は管理者に対して、洪水警報や避難勧告等を、松伏町消防団等と協力して、迅速に伝達する体制を確立する。

また、水防法の規定に基づき、浸水想定区域内における地下街等の管理者に対し、国土交通省令に則した避難確保計画を作成して、速やかに町長に報告し、計画を公表するよう指導する。

2 浸水対策

総務課及び新市街地整備課は、建築確認申請時に地下施設の建設が予定されている場合は、当該地下保有施設の建設予定者に対し、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づく浸水対策等を行うよう啓発する。

第5 土砂災害対策

1 安全対策

総務課、まちづくり整備課及び新市街地整備課は、土砂災害警戒区域について、有害行為の規制、急傾斜地崩壊防止工事等が行われるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定、一定の開発行為や建築物の構造等の規制及び建築物の移転勧告等に協力する。

また、越谷県土整備事務所等と連携して、危険箇所の点検、豪雨時等の警戒体制の充実に努める。

2 避難対策

総務課、まちづくり整備課及び新市街地整備課は、土砂災害警戒区域を防災マップ等への掲載等により住民に公表し、危険性を周知するほか、土砂災害関連情報の伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項等を住民に周知する。

また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、利用者の円滑な避難を確保するための計画（避難確保計画）の作成及び町への報告並びに防災訓練を実施する。

第2節 防災都市づくり

項目	担当
第1 防災都市づくりの基本	まちづくり整備課、新市街地整備課、県
第2 市街地の整備等	まちづくり整備課、新市街地整備課
第3 不燃化等の促進	新市街地整備課、県
第4 オープンスペース等の確保	総務課、環境経済課、新市街地整備課

第1 防災都市づくりの基本

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第2節 防災都市づくり」「第1 防災都市づくりの基本」を準用する。

第2 市街地の整備等

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第2節 防災都市づくり」「第2 市街地の整備等」を準用する。

第3 不燃化等の促進

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第2節 防災都市づくり」「第3 不燃化等の促進」を準用する。

第4 オープンスペース等の確保

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第2節 防災都市づくり」「第4 オープンスペース等の確保」を準用する。

第3節 地盤災害の予防

項目	担当
第1 軟弱地盤地域の安全対策	総務課、新市街地整備課、県
第2 宅地等の安全対策	総務課、まちづくり整備課、新市街地整備課、県

第1 軟弱地盤地域の安全対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第3節 地盤災害の予防」「第1 軟弱地盤地域の安全対策」を準用する。

第2 宅地等の安全対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第3節 地盤災害の予防」「第2 宅地等の安全対策」を準用する。

第4節 火災・危険物災害の予防

項目	担当
第1 出火防止	吉川松伏消防組合
第2 初期消火体制の充実	総務課、吉川松伏消防組合
第3 危険物施設の安全化	吉川松伏消防組合、県

第1 出火防止

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第4節 火災・危険物災害の予防」「第1 出火防止」を準用する。

第2 初期消火体制の充実

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第4節 火災・危険物災害の予防」「第2 初期消火体制の充実」を準用する。

第3 危険物施設の安全化

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第4節 火災・危険物災害の予防」「第3 危険物施設の安全化」を準用する。

第5節 災害に強い地域づくり

項 目	担 当
第1 町の防災体制	総務課
第2 自主防災組織の充実強化	総務課
第3 民間防火組織の整備	吉川松伏消防組合
第4 事業所等の防災体制の充実	吉川松伏消防組合
第5 ボランティア等の活動環境の整備	総務課、いきいき福祉課、県、松伏町社会福祉協議会

第1 町の防災体制

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第5節 災害に強い地域づくり」「第1 町の防災体制」を準用する。

第2 自主防災組織の充実強化

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第5節 災害に強い地域づくり」「第2 自主防災組織の充実強化」を準用する。

第3 民間防火組織の整備

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第5節 災害に強い地域づくり」「第3 民間防火組織の整備」を準用する。

第4 事業所等の防災体制の充実

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第5節 災害に強い地域づくり」「第4 事業所等の防災体制の充実」を準用する。

第5 ボランティア等の活動環境の整備

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第5節 災害に強い地域づくり」「第5 ボランティア等の活動環境の整備」を準用する。

第6節 防災教育

項目	担当
第1 住民に対する防災知識の普及	総務課、まちづくり整備課
第2 町職員に対する防災教育	総務課
第3 学校・事業所における防災教育	教育総務課、吉川松伏消防組合

第1 住民に対する防災知識の普及

1 水害に関する知識の普及

総務課及びまちづくり整備課は、大雨によって河川が氾濫した場合に予想される浸水範囲や深さ、氾濫時の避難場所、水害に対する知識等を記載した洪水ハザードマップや内水ハザードマップを作成し、ホームページで公表する等、水害に対する知識の普及を図る。

また、マイ・タイムラインに関する国や県のホームページ等を住民等に紹介し、台風、洪水等を想定したマイ・タイムラインの作成を促進する。

2 竜巻に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生するため、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

総務課は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、ホームページへの掲載、気象庁作成のリーフレット等により、住民に対し知識の普及を図る。

第2 町職員に対する防災教育

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第6節 防災教育」「第2 町職員に対する防災教育」を準用する。

第3 学校・事業所における防災教育

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第6節 防災教育」「第3 学校・事業所における防災教育」を準用する。

第7節 防災訓練

項目	担当
第1 総合防災訓練	総務課
第2 個別訓練	総務課、いきいき福祉課、すこやか子育て課、教育総務課、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、施設管理者

第1 総合防災訓練

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第7節 防災訓練」「第1 総合防災訓練」を準用する。

第2 個別訓練

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第7節 防災訓練」「第2 個別訓練」を準用する。

第8節 調査研究

項目	担当
第1 基礎的調査研究	総務課
第2 災害対策に関する調査研究	総務課

第1 基礎的調査研究

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第8節 調査研究」「第1 基礎的調査研究」を準用する。

第2 災害対策に関する調査研究

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第8節 調査研究」「第2 災害対策に関する調査研究」を準用する。

第9節 防災活動拠点の整備

項目	担当
第1 防災活動拠点の整備	総務課、教育総務課
第2 緊急輸送ネットワークの整備	総務課、まちづくり整備課、新市街地整備課、越谷県土整備事務所
第3 情報通信設備の安全対策	総務課、企画財政課、施設管理者
第4 情報収集伝達体制の整備	総務課

第1 防災活動拠点の整備

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第9節 防災活動拠点の整備」「第1 防災活動拠点の整備」を準用する。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第9節 防災活動拠点の整備」「第2 緊急輸送ネットワークの整備」を準用する。

第3 情報通信設備の安全対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第9節 防災活動拠点の整備」「第3 情報通信設備の安全対策」を準用する。

第4 情報収集伝達体制の整備

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第9節 防災活動拠点の整備」「第4 情報収集伝達体制の整備」を準用する。

第10節 災害に備えた体制整備

項 目	担 当
第1 消防力の充実強化	総務課、吉川松伏消防組合
第2 救急救助	総務課、吉川松伏消防組合
第3 広域応援体制の整備	総務課
第4 医療救護	総務課、すこやか子育て課、いきいき福祉課、 県
第5 避難	総務課、住民ほけん課、いきいき福祉課、すこ やか子育て課、まちづくり整備課、教育総務課、 施設管理者
第6 飲料水・食料・生活必需品・資機材・ 医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	総務課、越谷・松伏水道企業団
第7 帰宅困難者対策	総務課
第8 遺体の埋・火葬、消毒・清掃対策	いきいき福祉課、環境経済課
第9 応急住宅対策	新市街地整備課
第10 文教対策	教育総務課、教育文化振興課
第11 要配慮者の安全確保対策	総務課、企画財政課、住民ほけん課、いきいき 福祉課、吉川松伏消防組合、施設管理者

第1 消防力の充実強化

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第1 消防力の充実強化」を準用する。

第2 救急救助

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第2 救急救助」を準用する。

第3 広域応援体制の整備

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第3 広域応援体制の整備」を準用する。

第4 医療救護

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第4 医療救護」を準用する。

第5 避難

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第5 避難」を

準用する。

第6 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第6 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備」を準用する。

第7 帰宅困難者対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第7 帰宅困難者対策」を準用する。

第8 遺体の埋・火葬、消毒・清掃対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第8 遺体の埋・火葬、消毒・清掃対策」を準用する。

第9 応急住宅対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第9 応急住宅対策」を準用する。

第10 文教対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第10 文教対策」を準用する。

第11 要配慮者の安全確保対策

震災対策編 「第1章 震災予防計画」「第10節 災害に備えた体制整備」「第11 要配慮者の安全確保対策」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害救助法の適用要請

項目	担当
第1 災害救助法の基準	庶務班
第2 災害救助法の適用要請	庶務班

第1 災害救助法の基準

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第1節 災害救助法の適用要請」「第1 災害救助法の基準」を準用する。

第2 災害救助法の適用要請

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第1節 災害救助法の適用要請」「第2 災害救助法の適用要請」を準用する。

第2節 災害情報の収集・伝達

項目	担当
第1 気象情報等の伝達	庶務班、越谷県土整備事務所、熊谷地方气象台、荒川上流河川事務所、江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第2 被害情報の収集	庶務班、調査班、その他各班
第3 災害通信体制の確保	庶務班

第1 気象情報等の伝達

1 気象情報等の発表

熊谷地方气象台は、次のような気象情報を発表する。本町は一次細分区域が南部、市町村等をまとめた地域が松伏町に該当する。

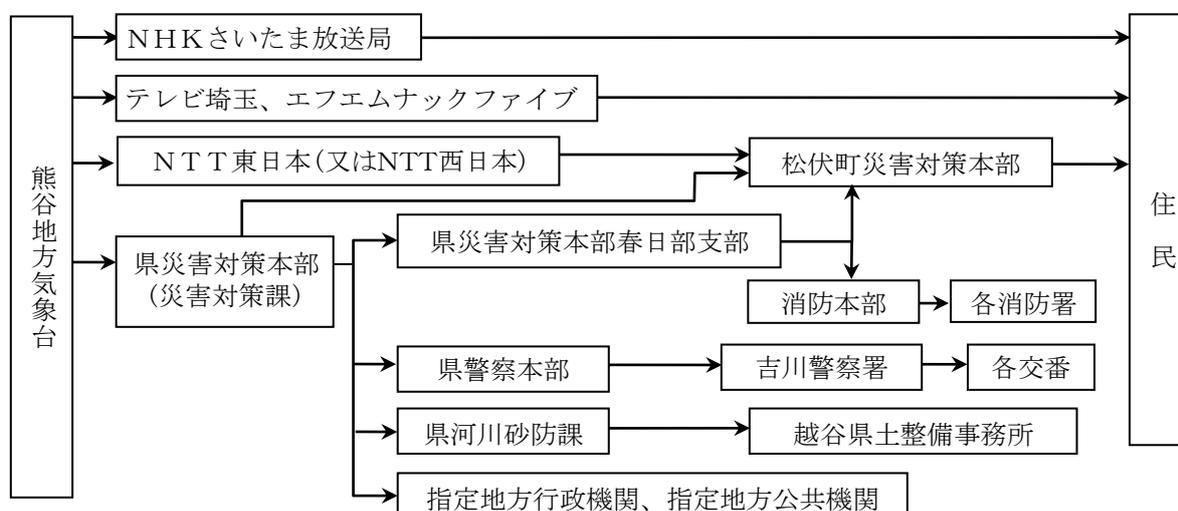
気象警報・注意報発表基準情報の種類（令和2年8月6日現在）

種類	発表基準	
注意報	強風	平均風速11m/s
	風雪	平均風速11m/s 雪を伴う
	大雨	次の基準に到達することが予想される場合 表面雨量指数基準が13以上 土壌雨量指数が87以上
	洪水	次の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 大落古利根川流域が16以上 複合基準 ^{*1} 大落古利根川流域が（6、13.9）以上 指定河川洪水予報による基準 中川（吉川）、江戸川（野田）
	大雪	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程100m
	乾燥	最小湿度25%、実効湿度55%
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下 ^{*2}
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
警報	暴風	平均風速20m/s
	暴風雪	平均風速20m/s 雪を伴う
	大雨警報	次の基準に到達することが予想される場合 （浸水害） 表面雨量指数基準が17以上 （土砂災害） 土壌雨量指数基準127以上
	洪水警報	次の基準に到達することが大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 大落古利根川流域が20.1以上 複合基準 ^{*1} 大落古利根川流域が（10、15.4）以上 指定河川洪水予報による基準 中川（吉川）、江戸川（西関宿・野田）
	大雪警報	12時間降雪の深さ10cm以上

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	
竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況となった場合	

※1：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値

※2：冬期の気温は熊谷地方気象台の値



また、気象庁ホームページ等でナウキャストを公表する。

ナウキャスト

降水短時間予報、降水ナウキャスト	降水短時間予報は、6時間先までは10分間隔で発表され、各1時間降水量を1km四方の細かさで予報。7時間先から15時間先までは1時間間隔で発表され、各1時間降水量を5km四方の細かさで予報。降水ナウキャストは、降水短時間予報より迅速な情報として5分間隔で発表され、1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予測する。
雷ナウキャスト	雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後(10分～60分先)までの予測を行う。予測は活動度を1～4で表し、10分毎に更新される。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後(10～60分先)までの予測を行う。予測は10分毎に更新される。
高解像度降水ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測データに加え、気象庁・国土交通省・地方自治体が保有する全国の雨量計のデータ、ウィンドプロファイラやラジオゾンデの高層観測データ、国土交通省Xバンドレーダ(XRAIN)のデータを活用し、降水域の内部を立体的に解析して、250m解像度の降水分布を30分先まで予測する。

2 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は町防災担当課（総務課）へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、町が、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

気象台からの電話連絡の基準

<ul style="list-style-type: none"> ・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合 ・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合 ② 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合 ③ 特別警報を解除した場合 <p>※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。</p>
--

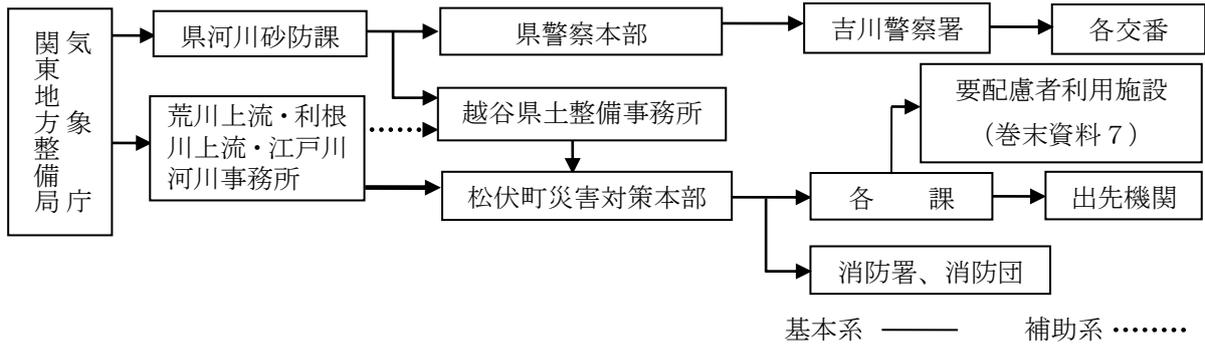
3 洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 洪水予報（気象業務法及び水防法）

国土交通省と気象庁は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、共同して洪水予報を行う。松伏町には、荒川、利根川、江戸川、中川（国管理区間）の洪水予報が伝達される。

洪水予報の種類

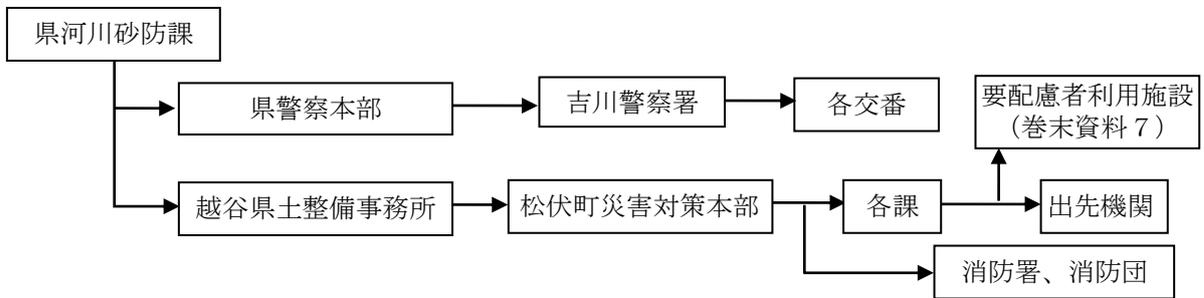
警戒レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称・解説	町・住民に求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位（通報水位） 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防関係機関待機
レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位（警戒水位） 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動
レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 避難判断の参考となる水位	・避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断
レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位（危険水位） 河川の水が溢れるおそれのある水位	・避難勧告の発令を判断 ・住民の避難完了
レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫発生	・命を守る最善の行動 ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)



洪水予報の伝達系統

(2) 水位周知 (水防法)

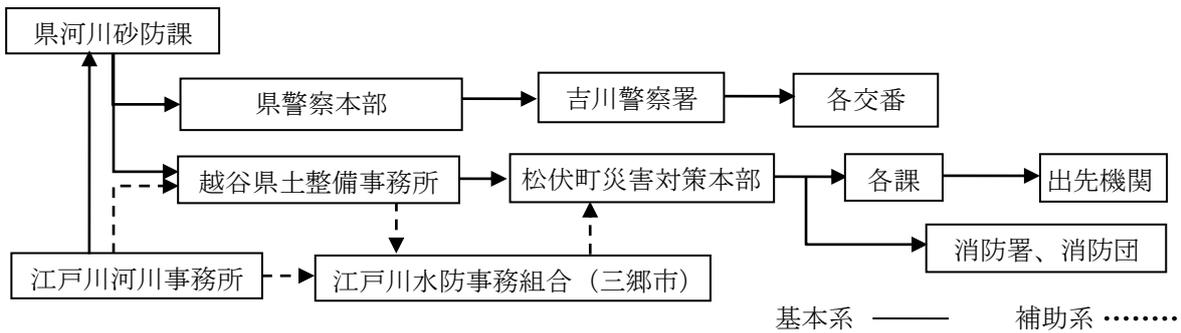
県は、水防法第13条第2項により水位周知河川の水位情報を通知する。松伏町には中川(牛島)、大落古利根川(杉戸)、元荒川(三野宮)、新方川(増林)の水位が通知される。



水位周知の伝達系統

(3) 水防警報 (水防法)

国、県は、水防法第16条第3項により水防警報を通報する。松伏町には、江戸川(野田)、中川(国管理区間は吉川、県管理区間は牛島)、大落古利根川(杉戸)の水防警報が通報される。



(注) 江戸川河川事務所は江戸川及び中川(国管理区間)の水防警報を発する。江戸川の水防警報は、越谷県土整備事務所から江戸川水防事務所組合を経由して松伏町に伝達される。

水防警報の伝達系統

洪水予報河川・水位周知河川の基準水位（令和2年度）

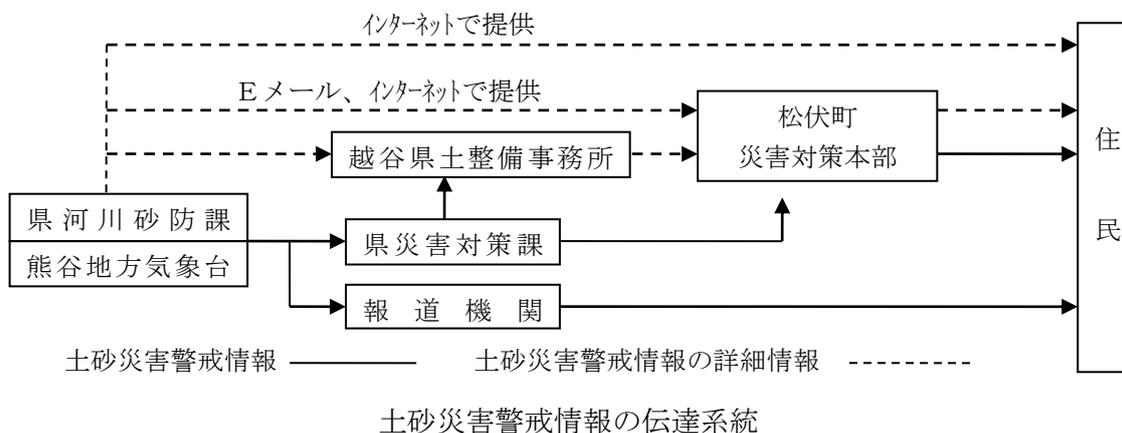
河川名	荒川（国）	元荒川（県）	新方川（県）	大落古利根川（県）
指定の種類	洪水予報河川	水位周知河川	水位周知河川	水位周知河川
基準水位観測所	治水橋	三野宮	増林	杉戸
氾濫注意水位	7.50m	6.55m	3.90m	7.70m
避難判断水位	12.20m	-	-	-
氾濫危険水位	12.70m	6.80m	4.02m	7.91m
計画高水位	14.59m	7.58m	4.79m	8.23m
河川名	中川（県）	中川（国）	江戸川（国）	利根川（国）
指定の種類	水位周知河川	洪水予報河川	洪水予報河川	洪水予報河川
基準水位観測所	牛島	吉川	野田	栗橋
氾濫注意水位	5.85m	3.60m	6.30m	5.00m
避難判断水位	-	3.70m	8.40m	6.90m
氾濫危険水位	6.25m	4.10m	9.00m	8.80m
計画高水位	6.73m	4.75m	9.34m	9.90m

（注）「国」は国管理区間、「県」は埼玉県管理区間である。

4 土砂災害警戒情報

県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に気象庁の作成する降雨予測に基づいて設定された監視基準に達した場合に、市町村単位で発表される。



5 火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報するもので、町長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

第2 被害情報の収集

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第2節 災害情報の収集・伝達」「第2 被害情報の収集」を準用する。

第3 災害通信体制の確保

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第2節 災害情報の収集・伝達」「第3 災害通信体制の確保」を準用する。

第3節 広報広聴活動

項目	担当
第1 災害広報活動	庶務班、財務会計班、収容班、避難誘導班、秘書広報班
第2 広聴活動	収容班

第1 災害広報活動

総務課は、次の情報が発表された場合は、防災行政無線、マップメール等を用いて、住民に伝達する。

伝達する情報

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪） ② 土砂警戒情報 ③ 竜巻注意情報 |
|--|

その他の対策は、震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第3節 広報広聴活動」「第1 災害広報活動」を準用する。

第2 広聴活動

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第3節 広報広聴活動」「第2 広聴活動」を準用する。

第4節 応援の受入れ

項目	担当
第1 自衛隊災害派遣要請	庶務班
第2 地方公共団体等への応援要請	庶務班、人事班、その他各班
第3 ボランティアの応援受入れ	衛生班、収容班、松伏町社会福祉協議会

第1 自衛隊災害派遣要請

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第4節 応援の受入れ」「第1 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第2 地方公共団体等への応援要請

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第4節 応援の受入れ」「第2 地方公共団体等への応援要請」を準用する。

第3 ボランティアの応援受入れ

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第4節 応援の受入れ」「第3 ボランティアの応援受入れ」を準用する。

第5節 消防活動

項目	担当
第1 消防活動	庶務班、消防班、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、住民・自主防災組織・事業所
第2 危険物災害の防止	庶務班、消防班、吉川松伏消防組合、危険物施設管理者、危険物取扱者

第1 消防活動

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第5節 消防活動」「第1 消防活動」を準用する。

第2 危険物災害の防止

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第5節 消防活動」「第2 危険物災害の防止」を準用する。

第6節 救急救助・医療救護

項目	担当
第1 救急救助活動	庶務班、吉川松伏消防組合、住民・自主防災組織・事業所
第1 応急医療活動	衛生班、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会
第2 被災者等への医療	衛生班、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会

第1 救急救助活動

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第6節 救急救助・医療救護」「第1 救急救助活動」を準用する。

第2 応急医療活動

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第6節 救急救助・医療救護」「第2 応急医療活動」を準用する。

第3 被災者等への医療

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第6節 救急救助・医療救護」「第3 被災者等への医療」を準用する。

第7節 水防・土砂災害対策

項目	担当
第1 水防対策	庶務班、土木班、松伏町消防団、江戸川水防事務組合
第2 土砂災害対策	庶務班、土木班

第1 水防対策

水防活動は、以下のとおり実施する。

なお、江戸川における水防活動は、江戸川水防事務組合水防計画書に基づき実施する。

1 水防体制

総則編 「第2章 防災体制」「第2節 防災体制」「第1 配備体制」を準用する。

2 水防活動

消防団は、河川区域の警戒・巡視を行う。河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに支部に連絡し、水防作業を開始する。

庶務班は、本部、所管河川事務所所長及び越谷県土整備事務所所長に報告する。

また、土木班は、町内の水路、道路等を巡回するとともに、状況に応じて水門の開閉、ポンプの運転等、必要な措置を行う。

3 決壊時の処置

堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を本部長に報告する。

第2 土砂災害対策

1 崖地の警戒・監視

土木班は、危険箇所を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、すみやかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。

2 崩壊箇所の応急対策

土木班は、砂防ボランティア等の協力を得て、崩壊した崖地の被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシートで覆う等、当面の安全措置を講ずる。

また、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、安全措置を講ずる。

3 避難対策

庶務班は、土砂災害警戒情報の発表や警戒・監視等により土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、危険区域の住民に対し避難情報を伝達し、最寄りの避難所に誘導する。

第8節 避難

項目	担当
第1 避難活動	庶務班、消防班、収容班、避難誘導班、輸送班、教育部庶務班、社会教育班、施設管理者
第2 避難対応計画	各班
第3 避難所の開設・運営	庶務班、収容班、衛生班、物資調達班、避難誘導班、施設管理者、春日部保健所
第4 町外への避難	庶務班

第1 避難活動

1 避難の勧告・指示等

(1) 避難の勧告・指示

本部長は、災害の状況及び警戒レベルに対応して、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難の勧告」「避難の指示（緊急）」及び「災害発生情報」を発令する。

なお、避難の勧告・指示等の内容、伝達方法は、震災対策編を準用する。

警戒レベルの種類と避難行動・判断の目安となる情報

警戒レベル	気象庁等の情報	町の対応	住民がとるべき行動
レベル5	○大雨特別警報 ○氾濫発生情報	○災害発生情報の発令 ※可能な範囲で発令	○災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる。
レベル4	○土砂災害警戒情報 ○危険度分布「非常に危険」（うす紫） ○氾濫危険情報	○避難指示（緊急）の発令 ※緊急的又は重ねて避難を促す場合 ○避難勧告の発令	○速やかに避難 ○危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難 ○危険度分布の「極めて危険」出現時には道路冠水や土砂崩れですすでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。
レベル3	○大雨警報 ○洪水警報 ○危険度分布「警戒」（赤） ○氾濫警戒情報	○避難準備・高齢者等避難開始の発令	○高齢者等は速やかに避難 ○土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始
レベル2	○大雨注意報 ○洪水注意報 ○危険度分布「注意」（黄） ○氾濫注意情報		○ハザードマップ等で避難行動を確認 ○危険な区域や避難場所等を再確認
レベル1	○早期注意情報（警報級の可能性）		○災害への心構えを高める。

避難勧告等の種類と判断の目安（基本）

	判断の目安（洪水）	
	大落古利根川、中川、江戸川	利根川、荒川、元荒川、新方川
【レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○ 江戸川、中川（国管理区間）で氾濫警戒情報が発表されたとき ○ 中川（県管理区間）、大落古利根川の基準水位が氾濫注意水位を超えて洪水警報の危険度分布が「警戒」のとき ○ 江戸川右岸、中川、大落古利根川左岸で軽微な漏水、浸食等を発見したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元荒川、新方川の基準水位が氾濫注意水位を超えて洪水警報の危険度分布が「警戒」のとき ○ 元荒川、新方川で軽微な漏水、浸食等を発見したとき ○ 利根川で氾濫警戒情報が発表されたとき ○ 荒川左岸で氾濫が発生したとき
	○ その他の状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき	
【レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 江戸川、中川（国管理区間）で氾濫危険情報が発表されたとき ○ 中川（県管理）、大落古利根川の基準水位が氾濫危険水位に達したとき ○ 江戸川右岸、中川、大落古利根川左岸で異常な漏水、浸食等を発見したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元荒川、新方川の基準水位が氾濫危険水位に達したとき ○ 元荒川左岸、新方川左岸で異常な漏水、浸食等を発見したとき ○ 利根川で氾濫危険情報が発表されたとき ○ 荒川の氾濫水が春日部市に到達したとき
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ○ 火災の拡大、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他災害の状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき 	
避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 江戸川、中川、大落古利根川の基準水位が氾濫危険水位を超えて堤防高に迫ったとき ○ 江戸川右岸、中川、大落古利根川左岸で異常な漏水、浸食の進行や亀裂・すべり等を確認したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新方川の基準水位が氾濫危険水位を超えて堤防高に迫ったとき ○ 利根川右岸、元荒川左岸で氾濫が発生したとき ○ 荒川の氾濫水が町に迫ったとき
	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の浸水が発生したとき ○ その他災害の状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき 	
【レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 江戸川、中川及び大落古利根川で氾濫発生情報が発表されたとき、又は決壊が発見されたとき 	

（注1）各河川の水位情報等の伝達及び基準水位は、第2節・第1「3 洪水予報、水防警報、水位周知」参照

（注2）荒川の左岸が氾濫した場合の松伏町への氾濫水の到達予想時間は33時間後である。また、浸水が3日以上継続すると予想される地区は、状況に応じて野田市方面への避難も検討する。

	判断の目安（土砂災害）
【レベル3】 避難準備・高 齢者等避難開 始	<ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報が実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合（黄） ② 大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
【レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報が、予想で土砂災害警戒情報の判定基準に到達する場合（赤） ③ 前兆現象（湧き水、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生など）が発見された場合
避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報が実況で土砂災害警戒情報の基準に到達する場合（うす紫） ② 避難勧告等による立ち退きが十分でなく、再度町民に促す必要がある場合
【レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害が発生した場合

(2) 屋内での待機等の指示

本部長は、災害が発生又は切迫し、避難場所へ移動するとかえって危険な場合は、屋内での待機等の安全確保措置を指示することができる。

2 広域避難

予想されるはん濫の規模により、町域での避難が困難な場合、周辺の市に避難を要請し、広域避難を実施する。

(1) 広域避難の判断

本部長は、はん濫の発生状況等から避難先を判断する。広域避難とする場合は、次のとおりである。

広域避難をする判断基準

- | |
|--|
| ① 町域のほとんどの地域が浸水すると予想される場合（利根川、荒川のはん濫等） |
| ② 町周辺の交通路が浸水による遮断され、避難生活の維持に支障が生じると予想される場合 |

(2) 広域避難の準備

庶務班は、広域避難を本部長が判断した場合、各班及び関係機関に連絡して次の準備を行う。

広域避難の準備事項の例

- | |
|-------------------------------|
| ① 避難先自治体への調整職員の派遣 |
| ② 受入れ先の確保 |
| ・一般避難者収容施設（学校、体育館等） |
| ・要配慮者収容施設（福祉施設、公民館等） |
| ・駐車場 |
| ③ 避難ルートの決定、交通規制の要請（警察） |
| ④ 避難手段の決定 |
| ⑤ 要配慮者、入院患者等の避難手段の確保（バス、救急車等） |
| ⑥ 食料、生活必需品等の供給体制の確保 |
| ⑦ 災害対策本部の移設場所の確保 |
| ⑧ 町役場の重要書類、データ、資器材の持ち出し |
| ⑨ 公共施設の浸水対策 等 |

(3) 避難方法

原則として、避難は徒歩とするが、駐車場の確保や交通規制等の条件が確保できる場合は、自家用車による避難とする。

避難誘導班、輸送班は、自力で避難ができない要配慮者には、バス等の車両を確保する。

(4) 避難者の確認・把握

庶務班及び消防班は、住民組織、松伏町消防団等に協力を要請して避難が完了した各地区を巡回し避難完了の確認を行う。

また、避難先の収容施設では、避難者の把握を行い、住民の安否確認を行う。町指定施設以外に避難した住民は、報道機関等により災害対策本部への連絡をする旨を広報する。

3 町内での避難

町内施設に避難をする場合は、震災対策編の方法を準用する。

避難の方向は、洪水ハザードマップのとおりとし、浸水区域の避難場所は、2階以上を使用する。

4 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、

若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる等の措置を講じる。

第2 避難対応計画

各河川のはん濫に対応する各地区の住民の避難先は、概ね次のとおりとする。

河川はん濫 地区	荒川 (国)	元荒川 (県)	新方川 (県)	大落古利根川 (県)
築比地	—	—	—	—
金 杉	—	—	—	—
魚 沼	—	—	—	—
大川戸	築比地	—	—	築比地
田 島	築比地	自地区	自地区	築比地
田 中	自地区	自地区	自地区	自地区
松 伏	自地区	自地区	自地区	自地区
松 葉	自地区	ゆめみ野東	自地区	ゆめみ野東
ゆめみ野	ゆめみ野東	ゆめみ野東	ゆめみ野東	ゆめみ野東
ゆめみ野東	自地区	自地区	—	自地区
上赤岩	自地区	自地区	自地区	自地区
下赤岩	上赤岩	上赤岩	上赤岩	田中
河川はん濫 地区	中川 (県)	中川 (国)	江戸川 (国)	利根川 (国)
築比地	自地区	—	自地区	自地区
金 杉	築比地	—	築比地	野田市方面
魚 沼	築比地	—	築比地	野田市方面
大川戸	築比地	自地区	築比地	野田市方面
田 島	築比地	自地区	築比地	野田市方面
田 中	自地区	自地区	自地区	野田市方面
松 伏	自地区	自地区	自地区	野田市方面
松 葉	ゆめみ野東	自地区	築比地	野田市方面
ゆめみ野	ゆめみ野東	ゆめみ野東	築比地	野田市方面
ゆめみ野東	自地区	自地区	築比地	野田市方面
上赤岩	自地区	自地区	田中	野田市方面
下赤岩	田中	田中	田中	野田市方面

(注1) 「国」は国管理区間、「県」は埼玉県管理区間である。

(注2) 江戸川の氾濫は、吉川市の避難者の受け入れに配慮する。

第3 避難所の開設・運営

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」 「第8節 避難」 「第2 避難所の開設・運営」 を準用する。

第4 町外への避難

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」 「第8節 避難」 「第3 町外への避難」 を準用する。

第9節 災害警備活動・交通対策

項目	担当
第1 吉川警察署の災害警備	吉川警察署
第2 被災地の警備	収容班、自主防災組織
第3 交通対策	土木班、越谷県土整備事務所
第4 交通規制	財務会計班、吉川警察署、道路管理者、吉川松伏消防組合

第1 吉川警察署の災害警備

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、準備体制～警戒体制～非常体制の警備体制をとる。災害警備活動は、次のとおりである。

警察の災害警備活動

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 情報収集、伝達及び広報 | ② 警告及び避難誘導 |
| ③ 人命の救助及び負傷者の救護 | ④ 交通秩序の維持 |
| ⑤ 犯罪の予防検挙 | ⑥ 行方不明者の捜索、検視及び死体の調査 |
| ⑦ 漂流物等の処理 | ⑧ その他の治安維持に必要な措置 |

第2 被災地の警備

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第9節 災害警備活動・交通対策」「第2 被災地の警備」を準用する。

第3 交通対策

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第9節 災害警備活動・交通対策」「第3 交通対策」を準用する。

第4 交通規制

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第9節 災害警備活動・交通対策」「第4 交通規制」を準用する。

第10節 緊急輸送

項目	担当
第1 緊急通行車両の確認	輸送班
第2 緊急輸送路の確保	土木班、県
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	教育部庶務班、都市計画班
第4 緊急輸送	輸送班

第1 緊急通行車両の確認

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第10節 緊急輸送」「第1 緊急通行車両の確認」を準用する。

第2 緊急輸送路の確保

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第10節 緊急輸送」「第2 緊急輸送路の確保」を準用する。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第10節 緊急輸送」「第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設」を準用する。

第4 緊急輸送

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第10節 緊急輸送」「第4 緊急輸送」を準用する。

第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給

項目	担当
第1 飲料水の供給	庶務班、越谷・松伏水道企業団
第2 食料の供給	物資調達班
第3 生活必需品等の供給	収容班、物資調達班
第4 救援物資の受入れ・管理	物資調達班

第1 飲料水の供給

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給」
「第1 飲料水の供給」を準用する。

第2 食料の供給

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給」
「第2 食料の供給」を準用する。

第3 生活必需品等の供給

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給」
「第3 生活必需品等の供給」を準用する。

第4 救援物資の受入れ・管理

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第11節 飲料水、食料、生活必需品等の供給」
「第4 救援物資の受入れ・管理」を準用する。

第12節 帰宅困難者の支援

項目	担当
第1 情報等の提供	財務会計班
第2 帰宅への支援	財務会計班

第1 情報等の提供

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第12節 帰宅困難者の支援」「第1 情報等の提供」を準用する。

第2 帰宅への支援

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第12節 帰宅困難者の支援」「第3 帰宅への支援」を準用する。

第13節 遺体の取扱い

項目	担当
第1 行方不明者の搜索	庶務班、消防班、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、吉川警察署
第2 遺体の処理・収容	衛生班、吉川警察署
第3 遺体の埋火葬	衛生班

第1 行方不明者の搜索

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第13節 遺体の取扱い」「第1 行方不明者の搜索」を準用する。

第2 遺体の処理・収容

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第13節 遺体の取扱い」「第2 遺体の処理・収容」を準用する。

第3 遺体の埋火葬

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第13節 遺体の取扱い」「第3 遺体の埋火葬」を準用する。

第14節 環境衛生

項目	担当
第1 廃棄物処理	衛生班
第2 防疫活動	衛生班、収容班、県、吉川松伏医師会
第3 食品衛生対策	春日部保健所
第4 環境監視	衛生班
第5 動物対策	衛生班、農務班

第1 廃棄物処理

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第14節 環境衛生」「第1 廃棄物処理」を準用する。

第2 防疫活動

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第14節 環境衛生」「第2 防疫活動」を準用する。

第3 食品衛生対策

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第14節 環境衛生」「第3 食品衛生対策」を準用する。

第4 環境監視

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第14節 環境衛生」「第4 環境監視」を準用する。

第5 動物対策

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第14節 環境衛生」「第5 動物対策」を準用する。

第15節 公共施設等の応急対策

項目	担当
第1 公共建築物	庶務班、都市計画班
第2 ライフライン施設	土木班、県、東京電力パワーグリッド株式会社、東彩ガス株式会社、越谷・松伏水道企業団、東日本電信電話株式会社
第3 その他の施設	衛生班、農務班、施設管理者

第1 公共建築物

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第15節 公共施設等の応急対策」「第1 公共建築物」を準用する。

第2 ライフライン施設

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第15節 公共施設等の応急対策」「第2 ライフライン施設」を準用する。

第3 その他の施設

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第15節 公共施設等の応急対策」「第3 その他の施設」を準用する。

第16節 応急住宅対策

項 目	担 当
第1 住宅の被災調査・罹災証明書等の発行	調査班
第2 被災住宅の応急修理	都市計画班
第3 応急住宅の供給	都市計画班、県
第4 住宅関係障害物の除去	都市計画班、越谷県土整備事務所

第1 住宅の被災調査・罹災証明書等の発行

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第16節 応急住宅対策」「第1 住宅の被災調査・罹災証明書等の発行」を準用する。

第2 被災住宅の応急修理

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第16節 応急住宅対策」「第2 被災住宅の応急修理」を準用する。

第3 応急住宅の供給

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第16節 応急住宅対策」「第3 応急住宅の供給」を準用する。

第4 住宅関係障害物の除去

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第16節 応急住宅対策」「第4 住宅関係障害物の除去」を準用する。

第17節 文教対策・保育対策

項 目	担 当
第1 応急教育	教育部庶務班、学校教育班、校長
第2 保育所（園）・幼稚園の措置	避難誘導班、学校教育班、施設長
第3 文化財の応急措置	社会教育班、県
第4 社会教育施設等の措置	社会教育班、施設管理者等

第1 応急教育

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第17節 文教対策・保育対策」「第1 応急教育」を準用する。

第2 保育所（園）・幼稚園の措置

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第17節 文教対策・保育対策」「第2 保育所（園）・幼稚園の措置」を準用する。

第3 文化財の応急措置

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第17節 文教対策・保育対策」「第3 文化財の応急措置」を準用する。

第4 社会教育施設等の措置

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第17節 文教対策・保育対策」「第4 社会教育施設等の措置」を準用する。

第18節 要配慮者等の安全確保対策

項目	担当
第1 社会福祉施設入所者の安全確保	避難誘導班、施設管理者
第2 要配慮者の安全確保	避難誘導班、学校教育班
第3 外国人の安全確保	財務会計班

第1 社会福祉施設入所者の安全確保

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」 「第18節 要配慮者等の安全確保対策」 「第1 社会福祉施設入所者の安全確保」 を準用する。

第2 要配慮者の安全確保

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」 「第18節 要配慮者等の安全確保対策」 「第2 要配慮者の安全確保」 を準用する。

なお、洪水予報河川及び水位周知河川の水位が上昇して避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合又はその可能性がある場合、避難誘導班及び学校教育班は、対象河川の浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設（巻末資料7参照）の管理者に対し、速やかに避難等の必要な措置をとるよう指示する。指示は、電話、ファックス、自主防災組織又は水防団の伝令等により伝達する。

第3 外国人の安全確保

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」 「第18節 要配慮者等の安全確保対策」 「第3 外国人の安全確保」 を準用する。

第19節 竜巻災害対策

項目	担当
第1 竜巻情報の収集・伝達	庶務班
第2 竜巻被害への対応	調査班、収容班、物資調達班、土木班、衛生班、その他各班

第1 竜巻情報の収集・伝達

1 竜巻情報の収集

庶務班は、気象台が発表する雷注意報や竜巻注意情報が発表された場合、気象庁の竜巻発生確度ナウキャスト等の情報を収集する。

竜巻に関する情報

情報の種類	説明
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかける。竜巻等の激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた県等を対象に発表する。発表から1時間程度は竜巻等の激しい突風に対する注意が必要となる。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができる。
竜巻発生確度ナウキャスト	10分ごとに常時提供される。発生確度1や2は、「竜巻等の激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味する。

- ・竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表すものである。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～0分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供する。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供する。

2 竜巻情報の伝達

庶務班は、竜巻に関する情報を把握したとき、防災行政無線、マップメール等で竜巻への注意喚起や堅牢な建物への一時退避等を周知する。

第2 竜巻被害への対応

1 被害調査

震災対策編 「第2章 震災応急対策計画」「第2節 災害情報の収集・伝達」「第2 被害情報の収集」「3 被害調査」を準用する。

2 避難所の開設

収容班は、住家の被害により居住する場所を失った被災者のために、避難所を開し被災者を収容する。

3 物資の供給

物資調達班は、被災した住家の応急措置のためのブルーシート、避難者への毛布等の物資を協定団体等から確保し提供する。

4 障害物の除去

土木班及び衛生班は、松伏町建設業協会、JA、県やボランティア等の協力を得て、障害物の除去等、被災地の清掃を実施する。

第20節 火山噴火災害対策

項目	担当
第1 火山情報の収集・伝達	庶務班
第2 降灰対策	庶務班、土木班、衛生班

第1 火山情報の収集・伝達

1 火山情報の収集

庶務班は、町域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

火山情報の種類と内容

情報の種類	内容
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	以下の流れで情報を発表する。 ① 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ② 降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて、事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ③ 降灰予報（詳細） ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。 ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 <p>○ 降灰量の表現 降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm 以上）」「やや多量（0.1mm 以上 1mm 未満）」「少量（0.1mm 未満）」の 3 階級に区分する。</p>
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2 火山情報の伝達

庶務班は、町域に影響のある火山情報を把握したとき、防災行政無線、マップメール等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

第2 降灰対策

1 降灰・被害状況の調査

庶務班は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査するとともに、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

降灰調査項目

・降灰の有無・堆積の状況	・堆積物の採取
・時刻・降灰の強さ	・写真撮影
・構成粒子の大きさ	・降灰量・降灰の厚さ
・構成粒子の種類・特徴等	・構成粒子の大きさ

2 交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等が発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、土木班は、管理する道路上の火山灰を除去する。

3 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

衛生班は、宅地等各家庭から排出された灰の回収を行い、処分する。

4 健康被害等への対応

町は、降灰の被害状況に対応して、避難所の開設及び収容、健康相談等を実施する。

5 農作物等への対応

町、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第21節 雪害対策

項目	担当
第1 大雪情報の収集・伝達	庶務班
第2 応急対策	土木班

第1 大雪情報の収集・伝達

1 降雪に関する情報の収集

庶務班は、大雪警報等、降雪に関する情報を収集する。

2 降雪に関する情報の伝達

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、総務課は、降雪状況及び積雪の予報等について住民等へ周知し、事前の帰宅措置等の備えについて注意を喚起する。

降雪に関する注意喚起事項（例）

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用する等歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

第2 応急対策

1 道路の除雪

土木班は、管理する道路の除雪を行う。

自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

2 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者等自身による除雪が困難な家屋等、通学路、利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第3章 災害復旧復興計画

第1節 迅速な災害復旧

項 目	担 当
第1 災害復旧事業計画の作成	各課
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	各課
第3 災害復旧事業の実施	各課

第1 災害復旧事業計画の作成

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第1節 迅速な災害復旧」「第1 災害復旧事業計画の作成」を準用する。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第1節 迅速な災害復旧」「第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」を準用する。

第3 災害復旧事業の実施

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第1節 迅速な災害復旧」「第3 災害復旧事業の実施」を準用する。

第2節 計画的な災害復興

項目	担当
第1 災害復興対策本部の設置	総務課
第2 災害復興計画の策定	総務課、各課
第3 災害復興事業の実施	各課、県
第4 特定大規模災害時の対応	各課

第1 災害復興対策本部の設置

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第2節 計画的な災害復興」「第1 災害復興対策本部の設置」を準用する。

第2 災害復興計画の策定

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第2節 計画的な災害復興」「第2 災害復興計画の策定」を準用する。

第3 災害復興事業の実施

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第2節 計画的な災害復興」「第3 災害復興事業の実施」を準用する。

第4 特定大規模災害時の対応

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第2節 計画的な災害復興」「第4 特定大規模災害時の対応」を準用する。

第3節 生活再建等の支援

項目	担当
第1 被災者の生活確保	各課、県、越谷公共職業安定所、日本郵便株式会社
第2 被災者等への融資等	いきいき福祉課、環境経済課、県社会福祉協議会、住宅金融支援機構
第3 義援金品等の受入れ・配分	住民ほけん課、いきいき福祉課、県

第1 被災者の生活確保

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第3節 生活再建等の支援」「第1 被災者の生活確保」を準用する。

第2 被災者等への融資等

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第3節 生活再建等の支援」「第2 被災者等への融資等」を準用する。

第3 義援金品等の受入れ・配分

震災対策編 「第3章 震災復旧復興計画」「第3節 生活再建等の支援」「第3 義援金品等の受入れ・配分」を準用する。

事故災害対策編

第1節 基本対策

第1 計画の目的

地域防災計画は、地震災害、風水害等の自然災害に対して、住民の生命、身体及び財産を保護するために策定されたものである。しかしながら、近年における市街地の開発、社会基盤の整備等による社会の高度化、複雑化に伴い、社会的な事故の発生により住民生活に多大な影響を及ぼすようになってきている。

そこで、事故災害対策編を策定し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図る。

第2 対策の実施者

大規模な事故等が発生した場合、原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察署、吉川松伏消防組合が連携して、救出、救急、消火等の活動を行う。

甚大な被害が発生した場合や住民等に影響が及ぶ場合には、町や防災関係機関の機能をもって対策にあたる。

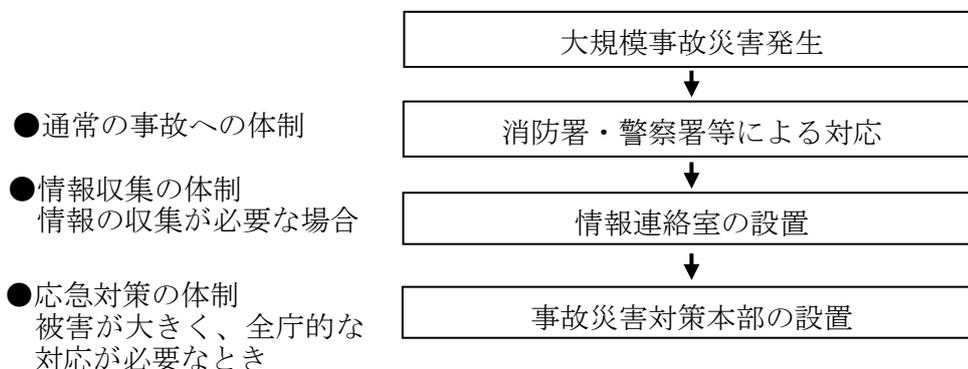
なお、本編に記載のない事項は、震災対策編及び風水害対策編の規定に準ずるものとする。

第3 町の体制

1 防災体制の確立

大規模事故が発生した場合は、総務課に情報連絡室を設置、必要な要員を動員し、情報収集、連絡を行う。事故の状況により各課における対策が必要な場合は、事故災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。



2 情報の収集・報告

総務班は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、

「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（原則として、覚知後 30 分以内）。

消防庁への直接即報基準

- | |
|--|
| ① 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合 |
| ② 通信の途絶等により知事に報告することができない場合 |
| ③ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告 |

交通機関 の火災	航空機火災	
火災等 即報	危険物等に 係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地等におけるタンクローリーの火災
	原子力 災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ② 放射性物質を輸送する車両における火災が発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線の検出される等の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素・放射線の漏えいがあったもの
救急・救助 事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの 	

第2節 大規模火災対策

項目	担当
第1 消防活動	松伏町消防団、吉川松伏消防組合
第2 避難活動	庶務班、収容班、避難誘導班、教育部庶務班、社会教育班、施設管理者

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。火災の予防活動については、震災対策編を準用する。

第1 消防活動

1 消防による消防活動

吉川松伏消防組合は、次の消防活動を実施する。

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないようはたらきかける。

③ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御活動に基づき鎮圧にあたる。

2 消防団による消防活動

松伏町消防団は、次の消防活動を実施する。

(1) 出火防止

火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは吉川松伏消防組合と協力して行う。

(3) 救急救助

吉川松伏消防組合による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、吉川松伏消防組合に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を吉川松伏消防組合と協力して行う。

3 応援要請

(1) 応援要請

町長は、消防力では対応が不十分と認める場合、知事に他の消防機関による応援要請を求める。

要請は緊急の場合、通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の円滑な受入れを図るため、消防機関と連携して受入れ体制を整える。

第2 避難活動

延焼の予想される地区に避難勧告・指示を発令し、住民の避難誘導、避難所の受入れを行う。詳細については、震災対策編「第2章 震災応急対策計画」「第8節 避難」を準用する。

第3節 危険物等災害対策

項目	担当
第1 危険物等災害対策	施設管理者、吉川松伏消防組合、警察署
第2 高圧ガス災害対策	施設管理者、県、吉川松伏消防組合、警察署
第3 火薬類災害対策	施設管理者、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、警察署
第4 毒物・劇物災害対策	施設管理者、吉川松伏消防組合、県、警察署
第5 サリン等による人身被害対策	町、県、吉川松伏消防組合、警察署

危険物、高圧ガス、毒物・劇物等が漏洩、流出した場合には、爆発、火災、汚染等、施設や周辺に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。このため、危険物等の種類や特性をふまえて、漏洩、火災、汚染拡大等の防止措置を速やかに行うとともに、施設職員や周辺住民等の安全を確保する。

第1 危険物等災害対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防署又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にして、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、消防署又は警察署に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して緊急措置を講ずる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を行う。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。
 - ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
 - ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
 - ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害対策

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次の大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届け出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害対策

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防署

に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに、災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第5 サリン等による人身被害対策

1 活動方針

町内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

(2) 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(3) 立入り禁止等の措置

警察署及び消防本部は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

消防本部は、救出、救助活動にあたる。

(5) 医療救護

町は、県と連携して医療救護活動にあたる。特に、医薬品については、県が、医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保し、緊急搬送を行う。

(6) 救急搬送

震災対策編に準じて行う。県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にへ

リコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

(7) 汚染除去

県は、人身被害が発生した場合、自衛隊災害派遣により汚染除去を要請する。

(8) 避難誘導

町、警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行う。

(9) 応援要請

町は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県と緊密な連絡を図りながら、迅速な派遣要請がなされるように要求する。

第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策

項目	担当
第1 基本的な考え方	—
第2 活動体制	庶務班、人事班、その他各班、事業者、吉川松伏消防組合、 県、警察署
第3 放射線災害対策	各班、事業者、吉川松伏消防組合、県、警察署

第1 基本的な考え方

1 趣旨

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

2 現況

埼玉県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。

また、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特長等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30キロメートル））に含まれていない。

しかしながら、埼玉県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が周辺地域に立地している。

3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。

なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、その動向に注視していく必要がある。

第2 活動体制

町域における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。放射性物質の事故が発生した場合には、関係機関は放射性物質の特徴をふまえて、専門家等と連携して、職員等の安全を確保しつつ円滑に応急対策を実施する。

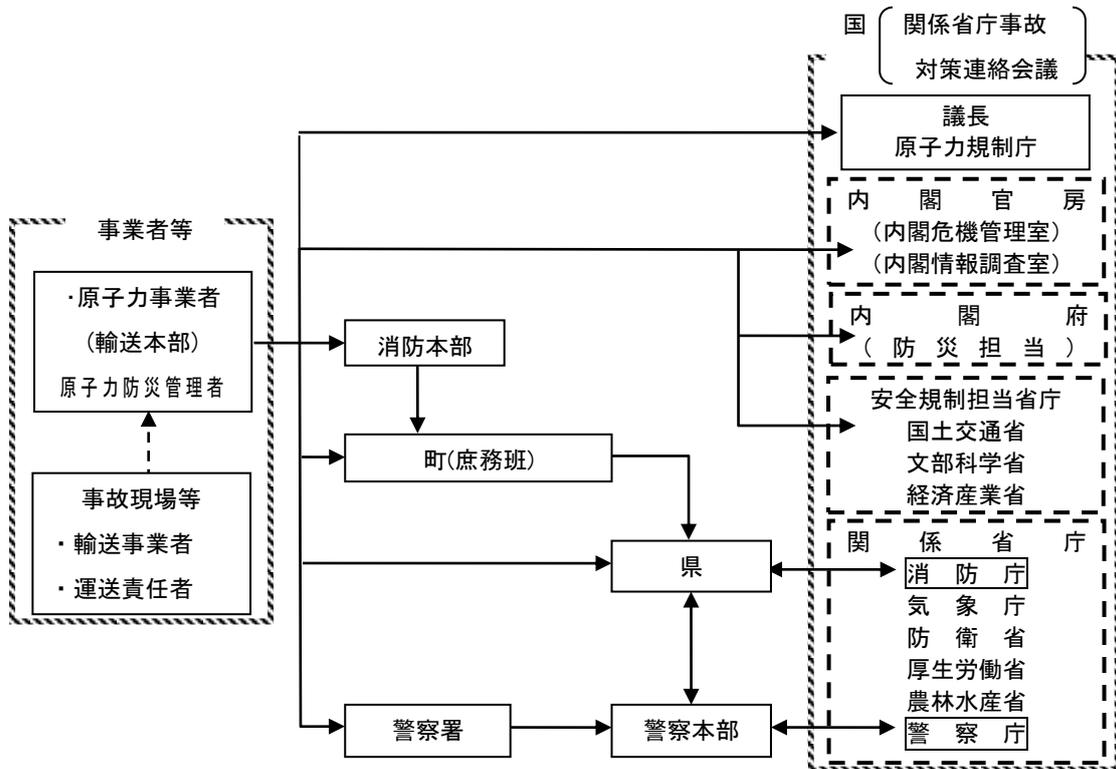
1 事故時の連絡通報体制

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報すべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに、原災法施行規則で定める「第10条通報」様式により、最寄りの消防署及び警察署に通報するとともに、また、その後は以下の事項について、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び県、安全規制担当省庁等に通報する。

特定事象通報基準

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ① 特定事象発生の場所及び時刻 | ② 特定事象の種類 |
| ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況 | ⑤ 周辺環境への影響 |
| ④ 気象状況（風向・風速等） | ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 |
| ⑥ 輸送容器の状況 | ⑨ その他必要と認める事項 |
| ⑧ 応急措置 | |

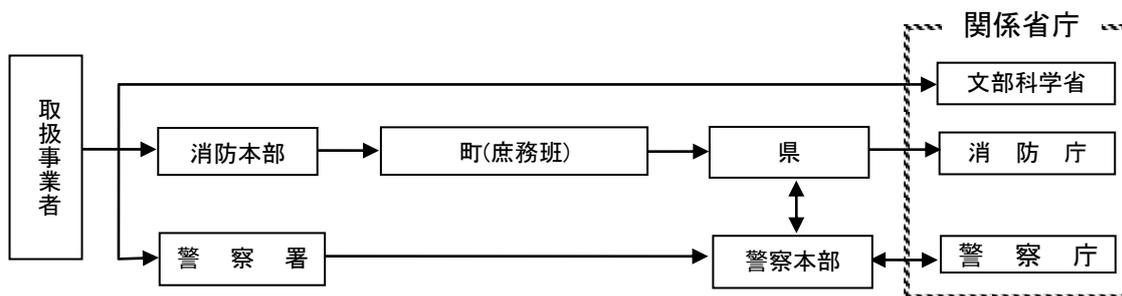


核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る通報系統

(2) 放射性物質取扱施設の事故情報

放射性物質取扱事業者は、施設において放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、速やかに以下の事項について、県、町、警察署、消防署及び国の関係機関に通報する。

- ① 事故発生時刻
- ② 事故発生場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 気象状況（風向・風速）
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項



放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る通報系統

2 活動体制

(1) 事業者及び核燃料物質等を輸送する者

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。

なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動
- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内の立入を制限する）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(3) 消防

吉川松伏消防組合は、核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県及び

町、県及び消防庁に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

(4) 県

事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。また、国との調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供等、事故対策についての支援・協力を要請し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(5) 町

事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとり、機関相互の連携を図る。

第3 放射線災害対策

1 応急措置

(1) 消火活動

核燃料物質等輸送中に火災が発生した場合、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

吉川松伏消防組合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原子力災害特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び町はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて以下の措置を講ずる。

(3) 傷病者の緊急搬送

町、県は、傷病者の搬送に当たって、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(4) 交通の確保

警察及び道路管理者は、交通規制に当たって相互に密接な連絡を取る。特に、文部科学省等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する等、配意する。

(5) 避難対策

① 退避・避難等

町、県は、原子力災害特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放

出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると認めるときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告・指示を行う。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者に配慮する。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。窓等を閉め気密性に配慮する。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

〇 I L と防護措置について（原子力災害対策指針）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h*6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8		
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積 20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

- *7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- *8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- *9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

② 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地区について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

警戒区域の設定範囲は、「核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m」を基本とする。

警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知する。

また、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

なお、核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径 15m の距離に 10 時間滞在した場合においても、被ばく線量は 5mSv 程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径 15m 程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

(6) 住民への的確な情報伝達

町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

(7) 飲料水の供給体制の整備

町及び越谷・松伏水道企業団は、放射線関係事故の発生により飲料水が汚染された場合を想定し、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策計画 第 11 節 飲料水、食料、生活必需品等の供給」を準用して飲料水の供給体制の整備に努めるものとする。

(8) 核燃料物質の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

(9) 飲食物の摂取制限

① 摂取制限

県及び町は、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づいて、警戒区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。これらの措置についての指標は、(5)の「OILと防護措置」のとおりである。

② 解除

県、町、原子力事業者等及び吉川松伏消防組合等は、環境モニタリング等による地域

の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行うものとする。

(10) 被害状況の調査等

① 被災住民の登録

町は、医療、損害賠償等に備えて、避難者を登録する。

② 被害調査

町は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ・退避・避難等の措置
- ・立入禁止措置
- ・飲料水、飲食物の制限措置
- ・その他必要と認める事項

③ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリング結果に基づく汚染状況図の作成等を行うとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(11) 健康調査等

町、県は、医療機関等と協力し、必要に応じて退避・避難した地区の住民の健康調査を行う。緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、二次汚染に注意し、専門医療機関への搬送等を行う。

(12) 燃料物質の除去等

事業者は、防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

2 放射線量等の測定体制の整備

(1) 住民及び他市町村からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

町は、住民及び他市町村からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健センター、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健センターに健康相談の窓口を開設する。

(2) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

町は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、住民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、町内における放射線量の分布を把握する。

(3) 飲料水及び農畜水産物の放射線物質測定体制の整備

町は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射線物質の測定を実施し、住民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

(4) 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射線物質測定体制の整備

町は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射線物質を測定することで、放射線濃度に応じた適切な管理を行う。

第5節 道路災害対策

項目	担当
第1 活動体制	庶務班、人事班、土木班、財務会計班
第2 道路災害対策	庶務班、収容班、避難誘導班、土木班、輸送班、吉川松伏消防組合、道路管理者

第1 活動体制

1 災害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

また、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

2 活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、大規模な事故災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

第2 道路災害対策

1 応急措置

(1) 消火活動

吉川松伏消防組合は、速やかに火災の状況を把握する。

また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動ができるよう協力する。

(2) 緊急輸送

県、町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う

(3) 危険物の流出対策

道路管理者、吉川松伏消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

町は、避難の広報を行い、安全な避難場所に誘導する。

(4) 応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行

い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、警察とともに被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(5) 被災者等への情報伝達

町は、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報を広報車、防災行政無線、報道機関等で伝達する。

第6節 航空機事故災害対策

項目	担当
第1 活動体制	庶務班、航空事業者
第2 航空機事故災害対策	庶務班、衛生班、収容班、避難誘導班、松伏町消防団、吉川松伏消防組合、吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会、埼玉県薬剤師会、県、航空事業者

第1 活動体制

航空機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第76条）。

また、災害対策を円滑、的確に行う体制を確立する。現場においては、警察官又は消防要員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

庶務班は、必要な体制をとる。

第2 航空機事故災害対策

1 応急措置

(1) 情報収集

県は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

町は、速やかに被害状況を取りまとめて県に報告する。

(2) 避難誘導

① 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障がい者、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

航空事業者、警察署、吉川松伏消防組合及び町は協力して、乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

② 周辺住民

災害現場周辺の住民の生命、財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、震災対策編に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(3) 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、吉川松伏消防組合は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、多数の負傷者が集団発生した場合、町及び吉川松伏消防組合は、県、医療関係機関等と連携して、現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、また、医療救護班や災害医療コーディネータを確保して、医療救護活動を統括する。

第7節 ライフライン施設災害対策

項 目	担 当
第1 ライフライン施設災害対策	庶務班、東京電力パワーグリッド株式会社、東彩ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、越谷・松伏水道企業団
第2 生活支援対策	庶務班、物資調達班

第1 ライフライン施設災害対策

大規模な停電、断水等、ライフライン供給の重大な支障が生じた場合には、各事業者が災害対策本部を設置して復旧活動にあたる。

町は、情報連絡等の活動を行うため、庶務班を中心とした体制を確保する。

なお、ライフライン施設の災害応急対策活動は、震災対策編を準用する。

第2 生活支援対策

町は、ライフラインが停止し、都市生活が困難となった住民に対し、必要に応じて、事業者と協力して、給水活動、食料・生活必需品等の供給等を行う。

それらの活動の実施要領は、震災対策編を準用する。

複合災害対策編

第1節 基本対策

第1 計画の目的

東日本大震災では地震、津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることを目的として本計画を定める。

第2 基本方針

複合災害に対応するに当たっての基本方針は、次のとおりである。

なお、本編に記載のない事項は、震災対策編及び風水害対策編の規定に準ずるものとする。

1 人命救助が第一

人命救助を第一として、町と自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が緊密に連携し、早期の避難、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

町民一人ひとりが自助・共助としての役割を果たすとともに、町が行う災害応急対策を支援し、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第3 複合災害の想定

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性がある。更に、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様である。

本編では、本町に最も影響を与える最大の複合災害として、次の災害パターンを想定する。

【想定する複合災害】

巨大地震の発生により、河川の堤防、水門等の施設が損傷し、復旧がままならないうちに、巨大な台風が直撃し、江戸川をはじめとする河川が氾濫し、町域が広範囲に長期間にわたり浸水することを想定する。

第2節 災害予防対策

第1 複合災害に関する知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、さらに、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有する。

更に、町民に対しては、国、県等が実施する様々な複合災害の想定に関する知識について周知を図る。

第2 防災施設等の整備

1 防災施設の整備等

町は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災施設の配置を検討し、整備を進める。

特に、大規模水害により庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

2 非常時情報通信の整備

町は、県や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第3 発災時対策の検討

町は、大規模水害が発生するおそれがある場合に、タイムラインの考え方に基づいて、応急対策を開始する時期について検討する。

また、町外避難に備えて、避難先、輸送手段等の避難対策、医療体制、物資等の確保体制、要配慮者対策等について検討する。

第3節 災害応急対策

第1 情報の収集・伝達

町は、気象情報、河川の水位情報等を収集し、防災体制の迅速な立ち上げを図るとともに、防災行政無線等により、町民に避難準備等の行動を呼びかける。

第2 避難

1 避難の原則

- (1) 台風の接近等により氾濫の危険性が高まったときは、早い段階で避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令し、築比地地区又は野田市方面の高台に避難することを原則とする。(水平避難)
- (2) 高台への避難が困難な場合は、指定避難場所の2階以上に避難することを原則とする。(垂直避難)

なお、避難対策については、風水害対策編「第2章 災害応急対策計画」「第8節 避難」を準用する。

2 広域避難

町は、町外への避難が必要な場合は、県を通じて高台のある市町村に避難場所の確保及び避難者の受け入れを要請する。

また、避難先となる市町村に職員を派遣し、避難者の受け入れについて調整を図る。

3 避難誘導等

町は、消防署、警察署、福祉関係機関等と連携して避難誘導、避難行動要支援者の支援、避難路の確保等を行う。

第3 被災後の対応

被災後の対応については、震災対策編及び風水害対策編を準用する。

卷末資料

目 次

1. 松伏町防災会議条例	資料-1
2. 松伏町災害対策本部条例	資料-2
3. 関係機関一覧	資料-3
4. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等の基準	資料-5
5. 被害の判定基準	資料-9
6. 指定緊急避難場所・指定避難所	資料-11
7. 要配慮者利用施設一覧	資料-13
8. 危険箇所	資料-15
9. 協定	資料-17
10. 緊急通行車両標章	資料-20
11. 災害対策基本法に基づく交通規制表示	資料-20
12. 県報告様式	資料-21
13. 火災・災害等即報要領報告様式	資料-25
14. 自衛隊災害派遣様式	資料-31

1. 松伏町防災会議条例

昭和 39 年 7 月 2 日
条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、松伏町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松伏町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 越谷・松伏水道企業団の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 3 人、6 人、1 人、2 人、1 人、5 人及び 3 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、松伏町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

<以下略>

2. 松伏町災害対策本部条例

昭和 39 年 7 月 2 日
条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、松伏町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

<以下略>

3. 関係機関一覧

■国

名称	担当部署	電話番号	FAX番号
自衛隊陸上自衛隊第32普通科連隊	第3科	048-663-4241	048-663-4241

■指定地方行政機関

名称	担当部署	電話番号	FAX番号
国土交通省気象庁熊谷地方气象台	防災業務課	048-521-5858	048-521-7933
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	防災対策課	0480-52-3956	0480-52-9529
国土交通省関東地方整備局荒川上流事務所	調査課	049-246-6715	048-246-6391
厚生労働省春日部労働基準監督署		048-735-5471	048-735-3748

■県

名称	担当部署	電話番号	FAX番号	防災行政無線
危機管理防災部	危機管理課	048-830-8131	048-830-8129	6-8131
	災害対策課	048-830-8181	048-830-8159	6-8181
県土整備部	河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865	6-5137
越谷県土整備事務所		048-964-5221	048-964-6584	520-99
東部地域振興センター	防災担当	048-737-1110	048-737-9958	76-999
越谷県税事務所		048-962-2199	048-962-2428	75-999
春日部保健所		048-737-2133	048-736-4562	4028
総合治水事務所		048-737-2001	048-739-1435	524-99
春日部農林振興センター		048-737-2134	048-734-1344	

■警察・消防

名称	担当部署	電話番号	FAX番号
吉川警察署	警備課	048-958-0110	
吉川松伏消防組合	消防本部	048-982-3931	048-981-7150
	松伏消防署	048-991-2231	048-991-7181

■指定公共機関及び指定地方公共機関

名称	担当部署	電話番号	FAX番号
東日本電信電話(株)埼玉事業部		048-626-6623	
日本郵便(株)吉川郵便局	総務課	048-982-2200	048-982-3410
日本赤十字社埼玉県支部		048-829-2681	048-834-1520
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	渉外担当	048-218-4211	048-257-1943
日本放送協会(NHK)さいたま放送局		048-833-2041	
江戸川水防事務組合	三郷市 危機管理防災課	048-952-1294	048-952-6780
(一社)埼玉県トラック協会		048-645-2771	
東彩ガス(株)	供給保安部	048-735-5777	048-735-6282
(一社)埼玉県LPガス協会		048-823-2020	048-823-2021
(株)テレビ埼玉		048-824-3131	
(株)エフエムナックファイブ		048-658-8200	

■公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名称	担当部署	電話番号	F A X 番号
越谷・松伏水道企業団		048-966-3931	048-963-0706
社会福祉法人松伏町社会福祉協議会		048-991-2700	048-991-5341
さいかつ農業協同組合		048-952-2100	048-952-2120
松伏町商工会	事務局	048-992-1771	048-992-1772
(一社) 吉川松伏医師会	事務局	048-982-5595	048-982-5863
(一社) 松伏町歯科医師会	石井歯科	048-992-0757	
(一社) 埼玉県薬剤師会		048-827-0060	
松伏町建設業協会	鈴木舗装工業(株)	048-991-3006	048-992-1296

■応援協定締結市町村

名称	担当部署	電話番号	F A X 番号
春日部市役所	防災対策課	048-736-1111	048-733-3825
越谷市役所	危機管理課	048-963-9285	048-965-7809
吉川市	危機管理課	048-982-9471	048-981-5392
三郷市役所	危機管理防災課	048-952-1294	048-952-6780
草加市役所	危機管理担当	048-922-0614	048-922-6591
八潮市役所	危機管理防災課	048-996-2868	048-995-7367
新潟県湯沢町	総務課	025-784-3451	025-784-1818
宮城県山元町	総務課	0223-37-1111	0223-37-4144

4. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等の基準

令和2年2月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり330円以内</p> <p>高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能</p>					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内</p> <p>3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000 円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>					
		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型仮設住宅に準じる。</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>					
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	<p>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)</p>					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<p>1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。</p> <p>2 下記金額の範囲内</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</p> <p>2 現物給付に限ること</p>					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

巻末資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7日以内に分べんした者であ って災害のため助産の途を 失った者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現に助 産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らかになら ない場合は、以後「死体の捜 索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくは これらに準ずる程度の損傷 を受け、自らの資力により 応急修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わなけ れば居住することが困難で ある程度に住家が半壊した 者	1 半壊又は半焼に準ずる程 度の損害により被害を受け た世帯 1世帯当たり300,000円 2 1に掲げる世帯以外の世帯 1世帯あたり595,000円	災害発生の日か ら1ヵ月以内	
生業に必要な 資金の貸与	1 業に必要な資金の貸与 は、住家が全壊、全焼又は 流失し、災害のため生業の 手段を失った世帯に対し て行うものとする。 2 業に必要な資金の貸与 は、生業を営むために必 要な機械、器具又は資材 を購入するための費用に 充てるものであつて、生業 の見込みが確実な具体的 事業計画があり、償還能力 のある者に対して行うもの とする。	1 生業に必要な資金として貸 与できる額は、次の額以内と する。 1件当たり 生業業 30,000円 就職支度費 15,000円 2 生業に必要な資金の貸与は 次の条件を付すものとする。 貸与期間 二年以内 利子 無利子	災害発生の日か ら2年以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊 (焼)又は床上浸水により学 用品を喪失又は損傷等により 使用することができず、就学 上支障のある小学校児童、 中学校生徒、義務教育学校 生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び 通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象 にして実際に埋葬を実施す る者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	洗浄、消毒等 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 21,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,500円以内 救急救命士 14,700円以内 土木技術者、建築技術者 15,000円以内 大工 25,300円以内 左官 26,500円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

巻末資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費を精算する事務を行う期間内	救助事務費以外の費用の額とは、救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のために支出した費用を合算した額、災害救助法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した災害救助法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに災害救助法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

5. 被害の判定基準

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公共保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。

<p>その他の被害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
<p>火災発生</p>	<p>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>
<p>被害金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6. 指定緊急避難場所・指定避難所

(1) 指定緊急避難場所一覧

地区	No	施設名	所在地	洪水							内水	崖崩れ	地震	大規模な火事	備考
				荒川	元荒川	新方川	大落古利根川	中川	江戸川	利根川					
築比地	1	北部サービスセンター	大字築比地 678-4	①	①	①	①	①	①	①	①	○	○	○	福祉避難所
大川戸	2	金杉小学校	大字大川戸 3854	①	①	①	①	①	②	②	②	○	○	○	
	3	松伏中学校	大字大川戸 1136	①	①	①	①	①	②	②	①		○	○	
	4	県営まつぶし緑の丘公園	大字大川戸 2606-1						※	※	②		○	○	※高台
田島	5	第一保育所	大字田島 1557-1		①	①							○	○	
	6	かるがもセンター	大字田島 1524		①	①							○	○	
	7	田島東公園	田島東 2-1										○	○	
田中	8	松伏第二小学校	田中 1-4-6	①	①	①	①	①	①	②	①		○	○	
	9	田中第一公園	田中町 3-29-1										○	○	
	10	田中第二公園	田中町 3-20-1										○	○	
	11	田中第三公園	田中町 1-22-1										○	○	
	12	田中第四公園	田中町 2-13										○	○	
	13	田中第五公園	田中町 2-1										○	○	
松伏	14	ふれあいセンター「かがやき」	大字松伏 357	①	①	①	②	①	②	②	①		○	○	
	15	児童館「ちびっこランド」	松葉 1-6-3	①		①							○	○	
	16	地域子育て支援センター	大字松伏 2428-1										○	○	
	17	けやき公園	松葉 1-7-2										○	○	
	18	内前野公園	大字松伏 2489										○	○	
ゆめみ野東	19	かがり火公園	大字松伏 4770-1										○	○	
	20	松伏小学校	ゆめみ野東 1-1-2	①	①	①	②	②	②	②	①		○	○	
	21	松伏高等学校	ゆめみ野東 2-7-1	①	①	①	①	①	②	②	①		○	○	
	22	B&G海洋センター	ゆめみ野東 3-14-8	②	①	①	②	②	②	②	②		○	○	
	23	外前野記念会館「ハーモニー」	ゆめみ野東 3-4-1	①	①	①	②	②	②	②	②		○	○	
	24	中央公民館	ゆめみ野東 3-14-6	②	①	①	②	②	②	②	②		○	○	
	25	わかば公園	ゆめみ野 1-1645-2										○	○	
	26	松伏記念公園	ゆめみ野東 3丁目地内										○	○	
	27	もみじ公園	ゆめみ野 5-8-11										○	○	
	28	くすのき公園	ゆめみ野 4-12										○	○	
	29	松伏総合公園	ゆめみ野東 4丁目地内										○	○	
上赤岩	30	多世代交流学習館「メロディー」	大字上赤岩 1253	①	①	①	②	②	②	②	①		○	○	
	31	松伏第二中学校	大字上赤岩 711	②	①	①	②	②	②	②	②		○	○	

(注) 洪水欄の河川名は、対象とする河川の氾濫を示す。
 また、①は建物の1階以上、②は2階以上が避難スペースであることを示す。
 県営松伏緑の丘公園は里山(高台)とする。

(2) 指定避難所一覧

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難 場所との重複	要配慮者利用 基準の適合	想定 収容人数
1	松伏小学校	ゆめみ野東1-1-2	991-2238	○		1,130
2	金杉小学校	大字大川戸3854	991-5000	○		900
3	松伏第二小学校	田中1-4-6	992-0365	○		930
4	松伏中学校	大字大川戸1136	991-3731	○		1,230
5	松伏第二中学校	大字上赤岩711	992-0051	○		1,060
6	松伏高等学校	ゆめみ野東2-7-1	992-0121	○		1,600
7	外前野記念会館	ゆめみ野東3-4-1	992-2300	○		50
8	北部サービスセンター	大字築比地678-4	992-1777	○	○	270
9	かるがもセンター	大字田島1524	992-4132	○		50
10	第一保育所	大字田島1557-1	991-6295	○		160
11	中央公民館	ゆめみ野東3-14-6	992-1321	○		280
12	多世代交流学習館 「メロディー」	大字上赤岩1253	991-2338	○		90
13	B&G海洋センター	ゆめみ野東3-14-8	992-1291	○		500
14	ふれあいセンター 「かがやき」	大字松伏357	991-2701	○	○	140
15	児童館「ちびっこランド」	松葉1-6-3	993-0202	○		160
16	地域子育て支援センター	大字松伏2428-1	990-9010	○		25

7. 要配慮者利用施設一覧

名 称	所 在 地	連絡先	連絡担当	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
松伏小学校	ゆめみ野東 1-1-2	991-2238	教育総務課	○	
松伏第二小学校	田中 1-4-6	992-0365	教育総務課	○	
金杉小学校	大川戸 3854	991-5000	教育総務課	○	
松伏中学校	大川戸 1136	991-3731	教育総務課	○	
松伏第二中学校	上赤岩 711	992-0051	教育総務課	○	
ふれあいセンター (地域包括支援センター含む)	松伏 357	991-2701	いきいき福祉課	○	
北部サービスセンター	築比地 678-4	992-1777	いきいき福祉課		
かるがもセンター	田島 1524	992-4132	いきいき福祉課	○	
ゆめみ野工房	ゆめみ野東 3-14-10	993-1110	いきいき福祉課	○	
児童館ちびっ子らんど	松葉 1-6-3	993-0202	すこやか子育て課	○	
保健センター	松伏 428	992-3170	すこやか子育て課	○	
中川の郷療育センター	下赤岩 222	992-2701	いきいき福祉課	○	
心 (こころ)	松伏 18-1	940-1300	いきいき福祉課	○	
介護老人福祉施設 三戸里園	大川戸 968	992-3939	いきいき福祉課	○	
介護老人保健施設 あすかHOUSE松伏	上赤岩 752-1	992-2101	いきいき福祉課	○	
介護老人保健施設 なのはなの里	金杉 1908	992-5511	いきいき福祉課	○	
グループホームみんなの家 松伏	築比地 1437-1	993-1780	いきいき福祉課	○	
デイサービス穂の華	大川戸 1747-1	940-6136	いきいき福祉課	○	
デイサービス穂の華ゆめみ野店	ゆめみの東 2-5-15	971-6193	いきいき福祉課	○	
デイサービス よりみち	上赤岩 1261-3	993-0111	いきいき福祉課	○	
デイサービス にこりん	松伏 2432-1	991-4788	いきいき福祉課	○	
デイサービス さとうきび畑	築比地 46-2	971-8732	いきいき福祉課	○	
和楽久 ラヴィスタ松伏	松伏 2007-31	961-8871	いきいき福祉課	○	
グループホームまごころ	築比地 507	993-3000	いきいき福祉課	○	
生活介護いろは	ゆめみ野東 1-2-16	940-8532	いきいき福祉課	○	
いずみ	築比地 435-3	940-2811	いきいき福祉課	○	
ゆめの森	ゆめみ野 4-18-1	993-0099	いきいき福祉課	○	
K i d s 愛生	上赤岩 799-1	971-6829	いきいき福祉課	○	
いっぼいっぼ松伏	松伏 3229-1	971-7342	いきいき福祉課	○	
きっずデイ松伏	ゆめみ野 4-1-7	829-7974	いきいき福祉課	○	
はるの風	田中 1-1-16	993-0099	いきいき福祉課	○	
きっずデイゆめ	松伏 2200-5	911-6649	いきいき福祉課	○	
かしのき荘	松伏 203-1	992-5315	すこやか子育て課	○	
埼玉筑波病院	築比地 420	992-3151	すこやか子育て課		
埼玉あすか松伏病院	松葉 1-5-7	992-0411	すこやか子育て課	○	
町立第一保育所	田島 1557-1	991-6295	すこやか子育て課	○	
ゆたか保育園	松伏 431	992-1416	すこやか子育て課	○	
認定こども園こどものもり	田中 1-7-31	993-0580	すこやか子育て課	○	
かしのき保育園	松伏 192	991-4028	すこやか子育て課	○	
認定こども園 みどりの丘こども園	大川戸 2174	991-2277	すこやか子育て課	○	

巻末資料

名 称	所 在 地	連絡先	連絡担当	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
たから幼稚園	上赤岩 1200	991-2828	すこやか子育て課	○	
適応指導教室（教育相談室）	ゆめみ野東 2-8-8	992-2000	教育総務課	○	
地域子育て支援センター	松伏 2428-1	990-9010	すこやか子育て課	○	
いるかクラブ	ゆめみ野東 1-1-1	991-0128	すこやか子育て課	○	
りす学童クラブ	ゆめみ野東 1-1-1	993-1288	すこやか子育て課	○	
どんぐり学童クラブ	田中 1-4-6	992-4370	すこやか子育て課	○	
なごみ学童クラブ	田中 1-4-6	992-0297	すこやか子育て課	○	
杉の子学童クラブ	大川戸 3936	991-0108	すこやか子育て課	○	
かしのき学童クラブ	松伏 188-3	991-7830	すこやか子育て課	○	

8. 危険箇所

(1) 土砂災害警戒区域

箇所番号	箇所名	所在地
11110-I-0003	風目	松伏町 築比地 風目
11110-I-0004	作谷津	松伏町 築比地 香取

(2) 重要水防区域

【直轄区間】

番号	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置			
江戸川								
79	越水(溢水)	B	右	松伏町 大字築比地	42.5k 上43m 40.5k 上123m	1959.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
80	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	松伏町 大字築比地	40.5k 上123m 40.0k 上105m	543.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
81	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	松伏町 大字金杉	40.0k 上105m 39.0k 上410m	841.0	危険箇所(越水) (氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
82	(重点) 工作物	A	右	松伏町 金杉	39.0k 上413m	1箇所	野田橋	
83	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	松伏町 大字金杉	39.0k 上410m 39.0k 上391m	19.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
84	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	松伏町 大字金杉	39.0k 上391m 39.0k 上217m	174.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 H29上内川地区堤防整備工事(H30.3) H29野田橋下流地区堤防整備工事(H31.2) H30野田橋下流地区基盤整備外工事(R2.3) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
85	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	松伏町 大字金杉	39.0k 上217m 39.0k 上197m	20.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 H29上内川地区堤防整備工事(H30.3) H30野田橋下流地区基盤整備外工事(R2.3) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
86	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	松伏町 大字金杉	39.0k 上197m 39.0k	197.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 H30野田橋下流地区基盤整備外工事(R2.3) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
中川(右岸)								
1	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	右	松伏町 大字下赤岩	33.5k 上199m 33.0k 上263m	329	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
2	(重点) 工作物	A	右	松伏町 大字下赤岩	33.0k 上330m	1箇所	弥生橋	
中川(左岸)								
1	(重点) 越水(溢水)	A	左	松伏町 大字下赤岩	33.5k 上199m 33.0k 上351m	349	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢

巻末資料

番号	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
	種別	階級		地先名	秆杭位置			
2	越水(溢水)	B	左	松伏町 大字下赤岩	33.0k 上351m 33.0k 上301m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
3	(重点)工作物	A	左	松伏町 大字下赤岩	33.0k 上330m	1箇所	弥生橋	
4	(重点)越水(溢水)	A	左	松伏町 大字下赤岩	33.0k 上301m 33.0k 上276m	25	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
5	(重点)越水(溢水)	A	左	松伏町 大字下赤岩	33.0k 上276m 33.0k 上120m	156	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢

【県管理区間】

番号	川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	秆杭位置			
中県4	中川	堤防高	B	左	春日部市永沼 ～松伏町魚沼	43.8k ～39.1k	4,700	堤防余裕高不足	積土のう工
中県5	中川	堤防高	B	左	松伏魚沼 ～松伏町下赤岩	39.0k ～33.7k	5,300	堤防余裕高不足	積土のう工
中県8	中川	堤防高	B	右	春日部市赤沼 ～松伏町田島	41.5k ～36.2k 30m	5,270	堤防余裕高不足	積土のう工
中県9	中川	堤防高	B	右	松伏町田島 ～松伏町下赤岩	36.0k ～33.7k	2,300	堤防余裕高不足	積土のう工

(令和2年度埼玉県水防計画による)

9. 協定

(1) 災害協定一覧（令和3年2月16日現在）

	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
1	災害に対する相互応援及び協力に関する協定	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町	平成8年8月23日	食料・飲料水・生活必需物資、救出、医療、防疫等に必要な資器材、車両の提供、職員の派遣、避難場所の相互利用等
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社	平成17年4月27日	地域貢献型自動販売機の在庫の無償提供、飲料水の提供
3	災害時における物資等の協力に関する協定書	さいかつ農業協同組合	平成17年7月29日	建物・施設の利用、車両・機械の利用、農作物・生鮮食料品・日常生活用品等の供給
4	災害時における応急対策活動協力に関する協定書	松伏町建設業協会	平成18年11月16日	応急対策活動
5	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定	埼玉県内市町村	平成19年5月1日	食料・生活必需品の供給、救出・医療・防疫等に必要な物資・車両の提供、職員の派遣、施設の提供、傷病者・被災児童生徒等の受入等
6	緊急時における農業用トラクターによる物資搬送活動協力に関する協定書	農業用トラクター所有者	平成19年8月24日	農業用トラクターによる物資搬送
7	緊急時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	平成19年9月27日	屋外用簡易水洗トイレ・発電機・投光機等の供給
8	緊急時における飲料水の優先供給に関する協定書	松伏町酒販売店会	平成20年7月14日	飲料水の優先供給
9	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成21年4月3日	公共施設等の電気設備等の復旧等
10	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年1月31日	情報収集のための情報連絡員（リエゾン）の派遣
11	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年5月15日	災害時における生活物資の供給協力
12	災害時における物資等の輸送業務に関する協定書	埼玉県トラック協会吉川支部	平成24年7月24日	災害時における物資等の輸送協力
13	災害時等における施設の復旧に関する協定書	株式会社田中工務店	平成24年8月1日	災害時における公共施設の復旧
14	災害時等における施設の復旧に関する協定書	株式会社ユーディケー	平成24年8月1日	災害時における公共施設の復旧
15	埼玉県松伏町・新潟県湯沢町における災害援助協定書	新潟県湯沢町	平成24年10月4日	遠隔自治体との災害援助協定
16	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カンノ	平成24年11月1日	食料の供給協力
17	災害時における応急対策活動に関する協定書	埼玉土建一般労働組合吉川松伏支部	平成25年2月21日	災害時における応急対策活動
18	災害時における応急車両の提供に関する協定	東京日野自動車株式会社松伏支店	平成25年4月12日	災害時における応急車両の提供
19	大規模災害時における相互応援に関する協定	宮城県山元町	平成25年10月24日	遠隔自治体との災害援助協定

巻末資料

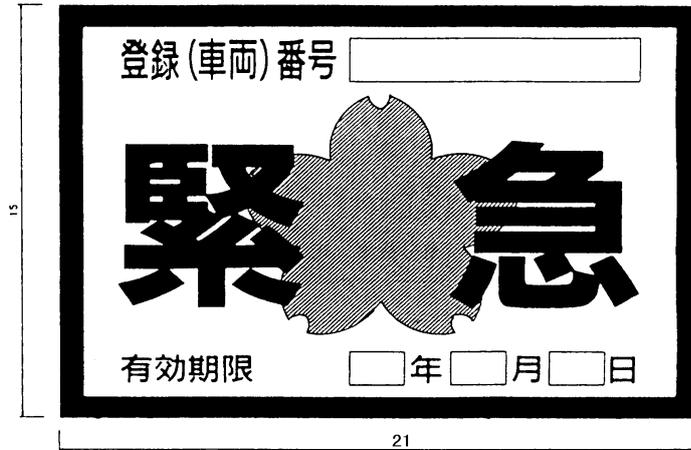
	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
20	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書	埼玉県石油業協同組合吉川支部（松伏地区）	平成 28 年 1 月 7 日	災害時に必要な石油燃料を確保し、災害対応の円滑な実施を図る
21	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 吉川松伏医師会	平成 28 年 2 月 9 日	災害時における医療救護班の編成、派遣及び医療保健活動
22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 28 年 9 月 2 日	町が発信する避難所などの情報をヤフーが運営するポータルサイトへの掲載し情報発信
23	災害時における支援活動に関する協定	東埼玉テクノポリス協同組合	平成 29 年 5 月 25 日	支援物資等の調達、仕分け、輸送、配給活動
24	災害時における一般廃棄物の処理に関する協定	共栄商事有限会社	平成 29 年 8 月 21 日	一般廃棄物の分別、粗破碎、保管、運搬業務
25	災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	有限会社松伏清掃事業	平成 29 年 8 月 21 日	一般廃棄物の収集運搬、避難所仮設トイレのし尿の収集運搬
26	災害時における緊急協力に関する協定	公益社団法人シルバー人材センター	平成 29 年 8 月 21 日	一般廃棄物の収集運搬、分別業務、仮置き場の運営補助業務、浸水害発生時の消毒業務
27	災害時における支援活動に関する協定	AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成 29 年 8 月 31 日	支援物資等の調達、仕分け、輸送、配給活動
28	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成 29 年 11 月 22 日	災害時における被災者支援のための業務相談の実施等
29	災害時における LP ガスの優先供給等に関する協定	一般社団法人埼玉県 LP ガス協会 南東武支部	平成 30 年 1 月 25 日	L P ガス等の優先供給
30	災害時発生時における松伏町と松伏町内郵便局の協力に関する覚書	日本郵政株式会社吉川郵便局	平成 30 年 3 月 22 日	郵便事業に係わる災害特別事務取扱、広報活動、車両提供等
31	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成 30 年 8 月 28 日	相続、不動産登記、商業・法人登記等に関する相談の実施
32	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 30 年 8 月 28 日	災害時における地図製品等の供給等
33	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	三協フロンテア株式会社	平成 30 年 12 月 25 日	ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等） 救援物資の供給
34	水害時等における一時避難施設の使用に関する協定	オリックス株式会社	令和元年 8 月 1 日	水害時等、一時避難施設としての建物の一部使用
35	小型無人機による災害対策活動支援に関する協定書	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク一般社団法人環境ロボティクス協会	令和 2 年 8 月 1 日	小型無人機（ドローン）を活用した災害対策活動支援
36	緊急時における物資の供給に関する協定書	王子コンテナ株式会社埼玉工場	令和 2 年 8 月 5 日	段ボール製品等（段ボール製簡易ベッド等）の物資の供給
37	松伏町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 松伏町社会福祉協議会	令和 2 年 11 月 6 日	ボランティアセンターの設置、協力事項、費用負担等

	協定名	協定先	締結年月日	協定の主な内容
38	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社川口支社	令和2年11月16日	停電早期復旧等災害時の情報連携、相互協力
39	洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定書	東武商事株式会社	令和3年2月16日	水害時等、一時避難施設としての建物の一部利用

(2) 覚書等一覧（平成28年1月6日現在）

	覚書等	覚書先	締結年月日	主な内容
1	災害時における県立学校の使用に関する覚書	県立松伏高等学校	平成22年10月25日	災害時に避難施設として使用の覚書
2	大規模災害における受援計画に基づく進出拠点、野営場所等の指定について	埼玉県越谷県土整備事務所	平成25年5月17日	県営まつぶし緑の丘公園を緊急消防援助隊及び自衛隊の進出拠点、野営場所等の指定について
3	緊急時における水の供給及び耐震性貯水槽の維持管理に関する協定書	越谷・松伏水道企業団	平成27年10月21日	緊急時の水の確保及び供給、耐震性貯水槽及び付属施設の維持管理
4	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成27年3月16日	災害時における非常用電話の設置及び利用・管理等に関する覚書
5	防災用の寄贈品に関する合意書	一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会（フードバンク埼玉（仮称））	平成27年1月12日	賞味期限が近づいた食糧品（備蓄品）について一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会（フードバンク埼玉（仮称））へ寄贈する覚書

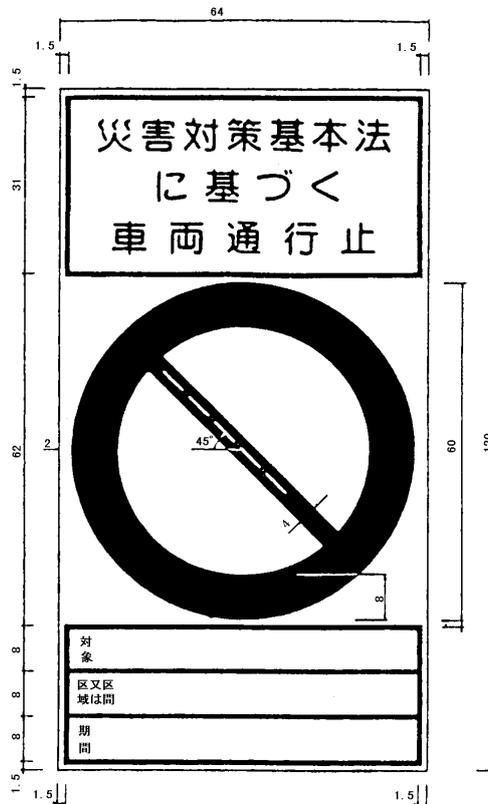
10. 緊急通行車両標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

11. 災害対策基本法に基づく交通規制表示



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び棒を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

12. 県報告様式

様式第1号

発 生 速 報

市町村

消防本部

日	時	分受信	発信者		受信者	
1	被害発生					
2	被害場所					
3	被害程度					
4	災害に関する 措 置					
5	その他必要 事 項					

経 過 速 報

支 部
市町村

				発信者		受信者							
災害の種別			発生地域										
被害報告		自 月 日		至 月 日									
報告区分													
区 分		被 害		区 分		被 害							
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流出・埋没	ha						
	行方不明者		人			冠水	ha						
	負傷者	重傷			人	畑	流失・埋没	ha					
		軽傷			人		冠水	ha					
住家被害	全壊 (焼)		棟	その他被害	道被害		決壊	箇所					
			世帯		冠水	箇所							
	半壊 (焼)		棟		その他被害	文教施設		箇所					
			世帯			病院	箇所						
	一部損壊		棟			その他被害	橋りょう		箇所				
			世帯				河川	箇所					
	床上浸水		棟				その他被害	砂防		箇所			
			世帯					清掃施設	箇所				
	床下浸水		棟					その他被害	崖くずれ		箇所		
			世帯						鉄道不通	箇所			
	床上浸水		棟						その他被害	被害船舶		隻	
			世帯							水道	戸		
	床下浸水		棟							その他被害	電話		回線
			世帯								電気	戸	
床上浸水		棟	その他被害	ガス							戸		
		世帯		ブロック塀等							箇所		
公共建物		棟		その他被害	り災世帯数						世帯		
		棟			り災者数						人		
その他	全壊(焼)				棟	火災発生					建物		件
	半壊(焼)				棟						危険物		件
その他		半壊(焼)			棟	その他					件		
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-left: 40px;"> 市町村数 地区数 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-left: 40px;"> 人 員 人 </div> (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)													

様式第3号

(1/2)

被害状況調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区 分			被 害	区 分			被 害		
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者		人			冠水	ha		
	負傷者	重傷			人	畑	流失・埋没	ha	
		軽傷			人		冠水	ha	
住家被害	全壊		棟	道被路害	決壊		箇所		
			世帯		冠水		箇所		
			人	その他の被害	文教施設		箇所		
	半壊		棟		病院		箇所		
			世帯		橋りょう		箇所		
			人		河川		箇所		
	一部破損		棟		砂防		箇所		
			世帯		清掃施設		箇所		
			人		崖くずれ		箇所		
	床上浸水		棟		鉄道不通		箇所		
			世帯		被害船舶		隻		
			人		水道		戸		
	床下浸水		棟		電話		回線		
			世帯		電気		戸		
			人		ガス		戸		
	非住家被害		公共建物		全壊(焼)		棟	り災世帯数	世帯
半壊(焼)					棟	り災者数	人		
その他			全壊(焼)		棟	火災発生	建物		件
			半壊(焼)		棟		危険物		件
				その他			件		

区 分		被 害		市町村 災害対策本部	名 称			
公立文教施設	千円				設置 月 日 時			
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円					解散	月 日 時	
公共施設被害 市町村数	団体			災害 市町村 対策本部 名				
そ の 他	農産被害	千円			計	団体		
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円			計	団体		
その他	千円			適用市町村 災害救助法 名	消防職員出動延人数	人		
被害総額	千円				消防団員出動延人数	人		
備 考	1. 災害発生場所							
	2. 災害発生年月日							
	3. 災害の種類概況							
	4. 消防機関の活動状況							
	5. その他（避難の勧告・指示等の状況）							

13. 火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 }	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
	その他	人				
	使用停止命令 月 日 時 分		消防本部(署)	台	人	
			消防団	台	人	
			消防防災ヘリコプター	機	人	
			海上保安庁	人		
			自衛隊	人		
			その他	人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	重症	人(人)	
	不明 人	中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

巻末資料

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち災害 関連死者	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人				一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること)								
	自衛隊派遣要請の状況									

- (注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

14. 自衛隊災害派遣様式

文書番号
年 月 日

埼玉県知事 殿

松伏町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (1) 災害の状況

 - (2) 派遣を要請する事由

- 2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 活動希望区域

 - (2) 活動内容

- 4 その他参考となるべき事項

文書番号
年 月 日

埼玉県知事 殿

松伏町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

1 撤収要請日時 年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考事項

松 伏 町 地 域 防 災 計 画

昭和42年	8月	初版発行
昭和46年	6月	改版発行
昭和55年	12月	改版発行
平成10年	3月	改版発行
平成25年	3月	改版発行
平成27年	3月	改版発行
令和3年	3月	改版発行

編集 松伏町防災会議